

10月3日(火)

出席委員

委員長 塚本 よしひろ 君
副委員長 せ お 麻 里 君
同 松永 よしひろ 君
委員 のだて 稔 史 君
同 やなぎさわ 聡 君
同 おぎの あやか 君
同 ゆきた 政 春 君
同 澤 田 えみこ 君
同 ひがし ゆ き 君
同 山本 やすゆき 君
同 石 田 ちひろ 君
同 田 中 たけし 君
同 せらく 真 央 君
同 松本 ときひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 えのした 正人 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 安 藤 たい作 君

委員 横 山 由香理 君
同 石 田 しんご 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 まつざわ 和昌 君
同 こしば 新 君
同 木 村 健 悟 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 石 田 秀 男 君
同 高 橋 しんじ 君
同 西 本 たか子 君
同 須 貝 行 宏 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 西 村 直 子 君
同 せりざわ裕次郎 君

欠席委員

中 塚 亮 君

その他の出席議員

渡辺 ゆういち 君

出席説明員

区 長
森 澤 恭 子 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
新 井 康 君

企 画 部 長
久 保 田 善 行 君

企 画 課 長
佐 藤 憲 宜 君

政策推進担当課長
吉 岡 孝 樹 君

財 政 課 長
遠 藤 孝 一 君

施 設 整 備 課 長
小 林 剛 君

広 報 広 聴 課 長
辻 重 紀 君

情 報 推 進 課 長
横 田 剛 君

総 務 部 長
堀 越 明 君

新庁舎整備担当部長
黒 田 肇 暢 君

広町事業担当部長
多 並 知 広 君

総 務 課 長
勝 亦 隆 一 君

秘 書 担 当 課 長
岡 祐 子 君

人 権 啓 発 課 長
加 島 美 弥 子 君

人 事 課 長
崎 村 剛 光 君

人材育成担当課長
田 口 祐 子 君

経 理 課 長
佐 藤 聡 君

税 務 課 長
提 坂 義 文 君

新庁舎整備課長
山 下 隆 君

新庁舎建設担当課長
大 友 恵 介 君

地 域 振 興 部 長
川 島 淳 成 君

地 域 活 動 課 長
宮 澤 俊 太 君

生活安全担当課長
河 合 伸 彦 君

戸 籍 住 民 課 長
吉 野 誠 君

商業・ものづくり課長
小 林 徹 君

文化スポーツ振興部長
廣 田 富 美 恵 君

参 事
(文化観光課長事務取扱)
篠 田 英 夫 君

スポーツ推進課長
三井 崇司 君

環境課長
河内 崇 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝澤 博文 君

会計管理者
大串 史和 君

教 育 長
伊 崎 みゆき 君

教 育 次 長
米 田 博 君

選挙管理委員会事務局長
鈴木 誠 君

監査委員事務局長
高 山 崇 君

区議会事務局長
大 澤 幸 代 君

○午前10時00分開会

○塚本委員長　ただいまより、決算特別委員会を開きます。

それでは、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第2款総務費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の説明を願います。

○大串会計管理者　おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、一般会計の歳出、第2款総務費をご説明申し上げます。決算書の172ページをお願いいたします。

第2款総務費は、予算現額314億8,285万9,575円、その3列右になりますが、支出済額は302億4,482万2,740円で、執行率は96.1%、支出済額の対前年度比はマイナス3億7,004万6,247円、1.2%の減で、減の主なもの、基金積立金、文化センター運営費であります。

1項総務管理費の支出済額は170億6,816万3,101円で、執行率は96.8%であります。

1目企画調整費では、全庁共通プロジェクト推進経費を支出いたしました。

2目財産管理費は、基金積立金や予算関係の管理費であります。

次の174ページに参りまして、中段にございます3目施設整備費は、区施設営繕事務費であります。

1枚おめくりいただきまして、4目広報広聴費では、広報紙の発行や広報番組等の制作などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、178ページ、下段にございます5目情報化推進費では、ICT推進のほか、ネットワーク・セキュリティの強化などを行いました。

続いて、182ページに参りまして、6目総務運営費では、国際交流推進事業などを行いました。

2枚おめくりいただきまして、186ページに参ります。7目人権啓発費では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業を行いました。

さらに1枚おめくりいただきまして、188ページに参ります。8目人事管理費では、職員給与費の支出のほか、職員研修、働き方改革推進事業などを行いました。

次の190ページに参りまして、9目庁舎等管理費では、庁舎および公有財産の管理などを行いました。

次の192ページに参りまして、10目新庁舎整備費は、新庁舎に係る基本計画、基金積立金などあります。

11目会計管理費は、出納関係事務費、新公会計運用経費などあります。

1枚おめくりいただきまして、次の194ページに参りまして、2項地域振興費の支出済額は100億7,354万464円で、執行率は95.1%であります。

1目地域活動費では、町会および町会連合会への助成、歩行喫煙防止推進事業、生活安全推進事業などを行いました。

続きまして、202ページに参ります。2目文化観光費では、都市型観光プランの推進、文化センターの運営、総合区民会館や品川歴史館の大規模改修工事などを行いました。

続きまして、208ページに参ります。3目スポーツ推進費では、地域スポーツ等支援や各運動施設

の運営などを行いました。

次の212ページに参りまして、3項徴税費の支出済額は11億1,225万6,425円で、執行率は97.6%、特別区民税の徴収等に関する事務費であります。

1枚おめくりいただきまして、次の214ページに参りまして、中段にございます4項戸籍及び住民基本台帳費の支出済額は11億8,546万2,883円で、執行率は99.0%、戸籍事務等に関する事務費であります。

2枚おめくりいただきまして、218ページに参ります。中段にございます5項選挙費の支出済額は6億7,576万5,779円、執行率は88.3%であります。参議院議員選挙および区長・区議会議員（補欠）選挙の経費を支出いたしました。

次の222ページに参りまして、6項統計調査費の支出済額は4,690万9,696円で、執行率は74.0%、就業構造基本調査などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、224ページに参ります。7項監査委員費の支出済額は8,272万4,392円で、執行率は95.4%であります。

○塚本委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在、31名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。えのした正人委員。

○えのした委員 おはようございます。本日も一日よろしく願いいたします。私からは、211ページ、しながわマラソン大会開催準備経費、185ページ、国際友好都市交流事業についてお伺いします。

昨日、歳入でも質問があり、ご答弁で、8月1日に実行委員会が行われたと伺いましたが、実行委員会の内容と、今年度の計画スケジュール、また、コースの検討状況も詳しくお知らせください。

○三井スポーツ推進課長 私からは、しながわシティランの今後のスケジュールや、コースの検討状況等についてご説明させていただきます。

昨日、歳入のところで簡単にお話ししましたが、第1回の実行委員会を8月に実施しまして、今年度は次年度の開催に向けて準備を進めているところです。10月以降も引き続き、コースに関する関係機関との調整をはじめ、大会運営計画案の検討や、事前広報活動の実施などをしていきまして、12月には第2回の実行委員会で、コースおよび大会要項を決定していきたいと考えております。また、3月にはプレ大会等の実施も予定していきたいと思っております。

次に、コースの検討状況になりますが、コースについては現在、関係機関と交渉中のため、決定ではございませんが、検討案としましては、しながわ区民公園をスタートとしまして、旧東海道近辺を北上した後、天王洲通りの方面に向かいまして、その後、京浜運河緑道の辺りを南下していき、大井ふ頭中央海浜公園の辺りを通った後、大井競馬場でゴールということで現在調整しているところでございます。

○えのした委員 第2回委員会、そして来年3月にはプレ大会、コースも詳しく分かって、最後は大井競馬場でゴールということで、とても楽しみにしております。

令和5年3月、しながわシティランに向けたアイデアソンが開催されていたのですが、これは私も参加させていただきました。区民の健康増進、シビックプライドの醸成、シティマラソンに参加・関与することへの新たな価値を検討する目的で実施され、参加された区民からは、今後もいい大会になるよう、協力できることはしていきたいと、大会に対する思いも話してくれています。

これは計画の中になかったもので、熱い思いで参加された区民の方とのこれからの関わり方、今後も何かよい取組を期待しております。区のお考えをお聞かせください。

○三井スポーツ推進課長 アイデアソンに参加された方たちとの関わりということになりますが、まず、開催準備に向けましては、基本的には実行委員会が取り組んでいくことにはなりますが、アイデアソンでいろいろ魅力的なご意見もいただいておりますので、そちらにご参加いただいた公募区民の方々のご意見は参考にさせていただきたいと考えております。

また、ご参加いただいた方々との今後の関わり方については、何かご協力いただけないかということとは、今後探ってまいりたいと考えております。

○えのした委員 確認が取れました。ランナーだけでなく、地域住民の方、観客、地域商店街など、各層を巻き込んだしながわシティランの実施を強く要望いたします。

続きまして、国際友好都市交流事業について、品川区とオークランド市は同じ島国であり、区と同様に非核宣言を制定していることを理由に、平成5年に友好都市協定を締結し、その後は、区からの青少年語学研修派遣、オークランド市からの青少年ホームステイ等の受入れを通じて友好を深めております。

令和4年8月には、品川区国際友好協会で、区内在住の中学生・高校生と、オークランド市にあるリンフィールドカレッジの先生や生徒たちとのオンライン交流が行われました。また、今年は5月に、友好都市協定締結30周年を記念したパネル展を区役所本庁舎で開催、7月には、青少年語学研修派遣生が品川区を表敬訪問されております。また、9月には森澤区長をはじめ、訪問団がオークランド市に公式訪問されました。

リンフィールドカレッジの先生からは、30年前より子どもたちの英語力、基礎学力がアップしたとのご意見もあったようで、品川区の英語教育が実を結び、国際文化を理解し、国際社会で活躍できる力を育めるグローバル人材の育成にもつながっていると感じました。

区としての成果分析、また、森澤区長もアメリカに留学されたご経験がありますので、今の子どもたちの環境を基に、これからの子どもたちのためにも、新時代の品川としての交流事業の考え方、取組をお知らせください。

○勝亦総務課長 品川区とオークランドの交流でございます。

区としての交流の成果といたしましては、まず、青少年の語学研修を今まで繰り返してきました、600名以上の方にホームステイ、海外語学研修を受講していただいております。実際、お子様が25日間、今年も行かれております。行かれる前には、語学とか生活について、少し不安そうな様子でしたが、帰ってきましたら、非常に力強く、英語で現地での交流をしてきたということで、国際感覚の養いですとか、そういった力を育むきっかけになっているのかなと考えてございます。

○えのした委員 不安はあるとは思いますが、そういった事前の取組で不安感を和らげて、世界に羽ばたく子どもたちの力を育んでいただければと思っております。

令和5年第1回定例会、予算特別委員会の国際交流推進事業でも述べましたが、品川区はこの30年間の間に、文化、スポーツ、教育など、様々な交流をしてきました。今回の公式訪問では、ニュージーランドホッケー協会との意見交換、ホッケー場の視察も行われております。私も先日、応援に伺いましたが、今まさにアジア大会で、ホッケー日本代表がパリ五輪出場を目指して活躍しており、昨日もパキスタン戦で勝利して予選グループ2位と、準決勝進出を決めました。

オークランド市と品川区のホッケー交流で親交を深めるのはいかがでしょうか。もちろん、しながわシティラン大会での国際交流も期待しております。区のお考えをお聞かせください。

○勝亦総務課長 ニュージーランドへ訪問した際に、区長・議長と先方ニュージーランドのホッケー協会の方々と面会、お話をする場を持ちました。また、ホッケーの練習会場、ホッケー場などを拝見させていただく機会も持ちました。

品川にもオリンピック会場としてホッケー場がございます。そういった中で、ホッケーを通じた交流をぜひしてまいりましょうということで、区長・議長からもお話をいただきまして、ニュージーランドのホッケー協会からも好感を持って迎えていただいたという状況でございます。

○三井スポーツ推進課長 マラソンの国際交流について、私からお話させていただきますと、マラソンの国際交流については大会のPRや、大会を魅力的にする一つの効果的なものかと思っておりますので、大会を考えていく上で、今後参考にさせていただければと思います。

○えのした委員 品川にもホッケーの会場がありますし、これからもホッケーだけでなく、マラソンは今、国際交流はまだ行われてはおりませんが、こちらも期待して、取組を進めていただければと思っております。

また、品川区の友好都市は、アメリカのポートランド市、スイスのジュネーブ市、ニュージーランドのオークランド市の3市ですが、より一層の国際化、グローバル化のためには、友好都市の拡充が必要だと考えます。また、アジア圏の国との交流が重要だとも考えております。そこで、品川区はものづくり企業の人材確保や技術者育成、事業の継続を支援するため、モンゴル高専と連携した人材交流事業に取り組んでいます。この取組を活かしたモンゴルとのビジネス協定はいかがでしょうか。

オークランド市は、福岡市と創業支援に関する協定を結んでおります。今回、ニュージーランド最大の輸入港を管理するオークランド港湾公社も視察されていますが、日本をはじめ、アジアでの輸出促進が期待されています。スタートアップの海外展開支援について、区のお考えをお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま海外との交流ということでお尋ねがございました。

品川区は現在、モンゴル高専、モンゴルとの海外交流というのを進めているところでございますけれども、それ以外の、今ご指摘にありましたニュージーランドも含めて、区内事業者の声も聴きまして、こういうことの拡大の可能性があるかということを探っていきたいと思っております。

○えのした委員 まず、モンゴル高専の方たちとの交流から始めてもいいかと考えております。そこからまたビジネスに通じた交流、そしてまた、国等を行き来する国際交流が発展すればと考えております。

また、日華議連との交流が続いている台湾の東北部にある宜蘭、さらに、品川区内の大使館では、インドネシア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、タイ王国、ミャンマー連邦共和国がアジア圏になっております。まずは、大使館との交流を拡充するのはいかがでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

○勝亦総務課長 区内の大使館につきましては、一日交流をさせていただいて、区の、例えば大井どんたくにご出展いただくとか、関係する国のパネル展を庁舎で行うなど、交流を行っているところでございます。

今後も引き続き、交流は拡充していきたいと考えてございます。

○えのした委員 パネル展は私も先ほど取り上げましたが、見やすいと思うのですが、今は映像の時代ですから、関係都市の紹介の映像とか、大使館の映像とか、分かりやすくパネル展と一緒に展開されるのはいかがでしょうか。やはりYouTubeですとか、TikTokですとか、短い動画がすごく周知には適していると思います。ぜひそちらもご検討いただければと思います。

既存の国際交流都市と、これまでの形式にとらわれない、さらなる交流強化を要望しますが、新しい

取組があれば、区のお考えをお聞かせください。

○勝亦総務課長 品川と友好交流、また大使館があつて交流しているような国の紹介、それから、品川区との交流につきまして、積極的に、今いただきましたような映像ですとか、様々な手法を検討いたしまして、PR、お知らせをしてまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 国を超えた国際交流となると、中学生・高校生になりますが、大使館の交流は小学校で、食を通じた交流ですとか、様々な取組をされていると思います。これから未来を担っていく子どもたちの国際交流、こういった教育、そして、コロナ禍で体験がかなり失われておりますので、ぜひ積極的に、区内小学校、また中学校、高校も含めた国際交流、生で人と接して国際交流をしていくことが、これからの子どもたちの力になると信じておりますので、引き続き、国際交流都市と、また新しい形の国際交流を強化することを要望して、質問を終わらせていただきます。

○塚本委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、2点お伺いいたします。199ページの旧荏原第四中学校管理費、同じく199ページの大井第三地域センター移転関連経費について、どちらも地域活動費から、それぞれお伺いしてまいります。

まず初めに、旧荏原第四中学校管理費より質問いたします。

旧荏原第四中学校跡地の活用については、これまでも我が会派から質疑してきましたが、今年の7月に跡地活用方針策定委員会が設置され、方針が検討されていると思われまます。旧荏原第四中学校は、豊町3丁目・4丁目の区民避難所としても指定されている地域であります。

また、昨年公表された東京都の地域危険度測定調査では、都内5,192の町丁目の総合地域危険度測定調査で、豊町4丁目は87位で、ワースト100位の中に入っており、区民避難所である旧荏原第四中学校がある豊町3丁目は、町に学校などがある場合、本来密集率がぐっと下がって、危険度も下がって測定されますが、それでも総合危険度は都内で384位であり、豊町3丁目・4丁目は特に細街路も多く、木造密集地域が多く、緊急車両が通れない道も散見されます。

そういった観点から、まず防災が第一条件として、旧荏原第四中学校の跡地が活用される必要性があると思われまます。その上で、地域の子どもから高齢者、外国人、障害者など、多様なコミュニティの場として検討がなされていると思われまます。現在の旧荏原第四中学校跡地活用の進捗、方針の方向性として、紹介できる範囲で教えていただければと思われまます。

○吉岡政策推進担当課長 私から、旧荏原第四中学校の跡地活用についてご説明いたします。

跡地活用方針策定委員会をご案内いただきましたけれども、先月、9月12日に第2回の開催を行いまして、施設のコンセプト、導入機能についてご議論をいただいたところでございます。

こちらの跡地活用につきましては、前段といたしまして、今年の5月にワークショップを行いました。その後、跡地活用方針策定委員会の中で、機能、あるいはそういったものを検討いただいているところでございますけれども、地域の方からのご要望というところも含めまして、防災という観点、こちらはいろいろなところでご議論、ご意見をいただいたところでございます。

そうしたところで、先ほどご紹介させていただいた施設コンセプトというところで、我々も安心安全を支える場というところでご提案をさせていただいたところ、地域の方、あるいは委員会の委員の方も、やはりここはしっかりとしてほしいというご意見をいただいたところでございます。

今後は、跡地活用方針策定委員会の方針案を策定いただくというところで、区といたしましても、そちらを尊重するような形で進めていきたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員 お話があったとおり、防災を前提として、豊町3丁目・4丁目の地域の方々、特に女性、子育て世代、高齢者からは、区民の方々の声を聴くと、ふらっと立ち寄れて、ちょっとしたものやお茶を飲めるような空間があるところにしてほしいとの声を聴いています。地域のコミュニティの場として、地域の間関係が繋がれば、自助・共助にもつながると思われませんが、こういったところで何かお考えはありますでしょうか。

○吉岡政策推進担当課長 先ほど施設コンセプトということで、まずは防災というところで、安心安全を支える場というところでご紹介させていただきました。そのほかに3つのコンセプトがございまして、2つ目が多様な人々の学び・交流を育む場、3番目として誰も取りこぼさない支援の場、4つ目といたしまして、豊かな心と体の健康を育む場ということで、交流を重ねながら、自助あるいは共助というところを強めていくというところは、委員の方たちからもご意見をいただいたところでございます。

○ゆきた委員 また、区のホームページで、跡地活用の先進自治体事例を見させていただきましたが、武蔵野市の図書館機能やカフェが備わった武蔵野プレイスなどが紹介されていますが、このような地域に愛される方針の策定となるようお願いしていきたいと思えます。

続いて、同じく199ページの大井第三地域センター移転関連経費について質問いたします。

来年2024年2月には、西大井2丁目のNTT社宅跡地に民間事業者の物件が建設され、1階部分に大井第三地域センター、区民集会所が移転して入ると聞いています。この地からすぐ近くの西大井本通りは、かつて商店街でにぎわっていた地域でありましたが、現在は商店も少なく、単身者向けマンションが多くなり、人と人との地域のつながりが薄れてきている状況にあります。町会や商店街の方々からは、NTT社宅跡地に建設される民間事業者の物件への入居者が、町会との関わりにつながってほしいとの声もあります。

2016年に品川区で、品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例が制定され、新築工事マンションの賃貸、管理、販売の事業者それぞれの地域連絡調整員の選任や、町会および自治会の活動に関する情報を掲示するための掲示板等の設置がうたわれていますが、さらなる地域活性化に努めていただきたいと思います。

また、移転する大井第三地域センターは、本年3月の予算特別委員会にて当時の地域振興部長から、施設面積の拡張、防災備蓄倉庫を設置することの予定や、町会の方の活動の活性化に寄与すると答弁がありました。例えば、大井第三地域センター、区民集会所に新設される防災備蓄倉庫の区民へ開放した見学会や説明会等を開催し、大井第三地域センター、区民集会所の機能性を地域により周知していただければと思えますが、区のお考えをお聞きしたいと思います。

○宮澤地域活動課長 大井第三地域センターの移転についての質問にお答えいたします。

新たに、委員ご指摘のとおり、建設中のマンションの1階部分に地域センターと集会所が移転する形でございます。それに伴いまして、防災備蓄倉庫ということで、2階部分に80㎡相当の備蓄倉庫を設けるという形を取っております。もとより地域センターの移転ということで、地域の方々にご利用いただく地域コミュニティの核として、拠点としての地域センターというところがございますので、地域への説明というのはしっかりしていく予定でございます。

また、防災備蓄倉庫、大井第三地域センターの斜め向かいにありますウェルカムセンター原が避難所となっておりますので、今後、地域の防災活動等々に活用できるように、地域センターと連携していきたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員 大井第三地域センターの自助・共助といった観点から、あと、ウェルカムセンター原

を活用した取組といったところで、もう少し深く自助・共助といったところでお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○宮澤地域活動課長 自助・共助・公助というところの防災対策で、大井第三地域センターに関わらず、各地域センターでは地域の方々と一緒に総合防災訓練をはじめ、日頃防災訓練というのを行ってございます。その中で、新たに地域センターが移転する中で、防災訓練の町会ごとの訓練等々、何か活用できるかどうかというところは、地域と話し合いながら進めていきたいと考えております。

○ゆきた委員 今後とも地域に開かれた自助・共助・公助の取組を、まちづくりをしていただければと思います。

○塚本委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日はよろしくお願ひいたします。私からは、186ページの人権啓発費の中の人権啓発事業、そして男女共同参画推進事業について、併せて質問させていただきます。

男女共同参画のための品川区行動計画「マイセルフ品川プラン」には、重要施策に、性的マイノリティへの理解促進と支援が挙げられています。まずは、区として重要施策にこの項目が挙げられた理由、経緯についてお聞かせください。

○加島人権啓発課長 男女共同参画のための品川区行動計画に、性的マイノリティへの理解促進と支援を重点施策として追加した背景でございますけれども、計画の改定前にデータ収集の作業を行っております。前回の計画改定は平成30年だったのですけれども、その前年、平成29年に、男女共同参画に関する区民意識・事業所状況調査というのを実施いたしました。

こちらは2000人に依頼いたしまして、842人から回答があったものですが、そのうちの質問項目の一つ、性的マイノリティへの考え方ににつきまして、「性のあり方には様々な形があるということは理解できるが、公平に接することはできない」と回答された方が、女性で9.9%、男性で22.3%ございました。調査対象数、回答数として842人ですけれども、これを区内全体に広げた場合、一つの大きな数になると思ひ、区として重点施策として、理解促進・支援を図っていくと考えた次第でございます。

○ひがし委員 品川区として重要性を感じて、そして問題として捉え、重要施策として積極的に取り組んでくれていると理解いたしました。そこで、多様な性に関する理解の促進と、性的指向、ジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策について伺います。

区として、性の多様性の講座・講演会、そして、性的マイノリティ当事者が参加できる交流スペース「みんなのひろば」を実施していると思ひますが、現在の開催状況、そして区民の方の参加数、もし課題があれば、その点についてもお聞かせください。

○加島人権啓発課長 講座の状況等について、まず最初にお答えいたします。

ご案内のあったみんなのひろばにつきましては、昨年度は年2回実施いたしまして、今年度は年3回となっております。令和4年度の実績といたしましては、こちらは第1回・第2回合わせての参加人数になりますが、計10人の方に参加していただきました。ただ、第1回があいにく台風の大雨に当たってまして、申込み7人のところ、お二人しか参加していただけなかったという状況でございます。

それから、男女共同参画推進講座で、性の多様性に関する講座を行っております。多様な性と人権というテーマで行っておりますが、こちらは会場・オンライン合わせて参加数11人ということです。

また、8月には、「マイセルフ品川プラン」啓発・促進講演会といたしまして、杉山文野さんを講師にお招きし、「性の多様性と人権」の講演会を実施いたしました。こちらは会場・オンライン合わせ

て71人となっております。

課題というところですが、昨年度、それから今年のここまでの状況を見ている限り、お申込みにつきましては一定数いただくのですけれども、実際会場にいらっしゃるとなると、参加率が50%程度ということがこの間続いております。参加者の数について、コロナ禍以降ずっと頭を悩ませているのですけれども、当日会場にいらしていただくインセンティブをどう確保していくか、どのように参加者のお気持ちを会場に向けていただくか、またオンラインに入っているかということが、今、所管としての課題だと考えております。

○ひがし委員 参加数が少ないということが課題として分かりました。特に、みんなのひろばの参加対象者については、募集を見ると、対象者の項目が、「性自認・性的指向などで悩んでいる方や家族・友人・職場の方など（10代～）」となっております。このような対象の設定だと、当事者自身にとっても、そしてまた、理解を深めたいと考えている区民の方にとっても、参加することにハードルがあるのではないのでしょうか。みんなのひろばの年齢制限、そして参加対象を広げても、テーマをしっかりと伝えることで、興味のある区民の方々が参加することにつながると思いますが、いかがでしょうか。

そして、現在、映画の鑑賞後にフリートークをしていると認識しておりますが、例えばほかの自治体で行っているような、専門家を呼んでの意見交換会の定期的開催、そして、法律家なども含めた相談の場なども有効だと考えます。もし映画以外の内容などを検討している場合はお聞かせください。

○加島人権啓発課長 みんなのひろばの参加対象というところですが、実際には区内在住・在勤・在学の方を問わず参加を募っており、アライでありたいとおっしゃる方も参加して下さっていたのですけれども、ご指摘を受けまして、確かにこちらのチラシからでは、その内容があまり酌み取れない表現であるということに気がつきました。ご意見を受けまして、対象者の表記には、今年度、まだあと2回予定してございますので、表記に工夫を図ってまいりたいと考えております。

それから、こちらのひろばの内容につきまして、令和2年度の開始以降、映画とフリートークの内容について実施をしてみました。当初は映画が参加者同士の会話のきっかけになればということで始めさせていただいたのですけれども、ある程度、始めて年数を重ねてまいりましたので、参加者同士の意見交換ですとか、参加しているファシリテーターの方との会話の機会を多くするなど、委託先とも協議してまいりたいと考えております。

○ひがし委員 現在試行錯誤している段階で、様々な方法を検討して下さっていると思います。ぜひ対象者の記載については拡大していただき、そして内容についても前向きに対応していただければと思っております。そして、一つの形にこだわらず、ぜひ他区の事例なども参考に、一緒に取り組んでいければと思います。

次に、相談窓口についてですが、当事者からは、どこに相談すればいいか分からない、総合相談とは書かれているが、性的マイノリティの相談に対応してもらえるのか不安があるとの声も聞いています。品川区では、女性相談員による総合相談の中に、法律相談、カウンセリング相談、DV相談とあり、このカウンセリング相談の窓口で対応してくれるのではないかと思います。この認識でよろしいでしょうか。

○加島人権啓発課長 委員がおっしゃるとおり、男女共同参画センターのカウンセリング相談の一環として、セクシャリティに関する相談を受けているところでございます。

○ひがし委員 品川区としても対応してくれているということで、安心しました。ただ、カウンセリング相談とざっくりと書かれてしまうと分かりにくいのではないかと懸念もあります。品川区から

出されている性の多様性についての冊子にも、裏面に記載されておりますが、品川区女性相談員による総合相談とは書かれておりますが、LGBTQ相談との記載はありません。

まずは、ぜひこのような冊子にも、品川区で対応しているということがすぐに分かるように、LGBTQ相談と明確に明記をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そしてまた、現在行っているカウンセリング相談の中で、性的マイノリティに関する相談があれば、その件数、そして相談件数に対し、区としてはどのように捉えているのか教えてください。

○加島人権啓発課長 性の多様性について、よく理解するためのハンドブックというのを、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用に合わせて作成いたしました。そこにございます裏表紙の総合相談・相談窓口のご案内につきまして、カウンセリング相談とのみ書かれているだけで、確かにご指摘のとおり、セクシャリティに関する相談がここでできるというのが分かりにくい表記になっていると気づきました。こちらの気づきを得まして、次回作成時には、こちらの表記の仕方というのを改善してまいりたいと考えております。

それから、品川区のカウンセリング相談におけるLGBTQ関連の相談ですけれども、こちらは努力不足もございまして、令和4年実績ではゼロ件でございました。そのようなお悩みを抱えているという電話は、職員のほうで1件お受けしたのですけれども、職員のほうで苦しいお気持ちに寄り添うような対応をしたところ、もう一度周りの方と話してみるということで、そのときは実際には相談の予役には至らなかったということがございます。

それから、ゼロ件に対する区の見解ということですが、ただいま委員からもご指摘いただきましたリーフレットの書き方一つを取りましても、受け止める方については、区の事業をゼロから100まで存じ上げているわけではないと思いますので、きちんとリーフレットの対象者ということを踏まえて、表記に工夫を図っていかねばならないと考えております。

○ひがし委員 相談件数がゼロ件ということは、やはり区への相談にはつながっていないということが、課題としてあると分かりました。相談件数が少ないという現状は、悩んでいる、困っている方がいないのではなく、なかなか相談の窓口につながりにくいという課題があると思います。

先ほどの冊子の中にも、品川区総合相談の下にはTokyo LGBT相談と、東京都で実施している相談窓口の記載があります。恐らくこの記載の方法だと、東京都のほうに相談が行っているため、品川区自体に相談が来ていないのが現状ではないかと思いますが、そこでお伺いします。東京都の相談窓口品川区民から相談があった場合、品川区にはどのようにフィードバックされるのでしょうか、お聞かせください。

○加島人権啓発課長 ただいまご質問にありましたTokyo LGBT相談専門電話相談につきましては、東京都総務局人権部が外部委託により実施しているものでございまして、相談内容については、デリケートな内容であることから、区にフィードバックはございません。

○ひがし委員 となってくると、品川区に相談が来ておらず、東京都への相談からもフィードバックがなされなければ、品川区に住む当事者の課題というものは見えてこないと思います。品川区の問題は、品川区でしっかりと把握する必要があると思いますので、積極的な相談窓口の活用を推進していただきたいと思います。

マイセルフ品川プランの中で、理解促進と支援を重要施策としても挙げられていますので、ぜひ品川区でも、他区で進めている専門家を配置したにじいろ相談窓口の設置、そして、相談内容から分かる課題は区としても認識をした上で、今後の啓発活動や講座、そして、みんなのひろばの内容に反映してい

くべきだと思いますが、いかがでしょうか。区の考えを教えてください。

○加島人権啓発課長 ただいま専門相談窓口の設置についてご質問いただきました。

東京都が令和3年度に当事者等を対象に実施いたしました「東京都性自認及び性的指向に関する調査」というのがございまして、こちらはたしか本調査約1,200件程度の調査だったかと思うのですが、困難な経験として、相談相手の不在というのが挙げられておりました。

区ではこれまで、カウンセリング相談でカバーさせていただいていると、進めてきたと認識しておりますが、これ以上に今できること、周知としての課題といったことを乗り越えまして、今できることとして、カウンセリング相談をはじめ、東京都パートナーシップ宣誓制度の活用、それから、みんなのひろばの実施、あと、今現在進めておりますが、（仮称）ジェンダー平等の推進に関する条例につきましても検討を進めておりますので、各方面から取組を推進していく中で、性的マイノリティへの理解促進・支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○ひがし委員 多方面から、性的マイノリティに対する問題について課題意識を持ち、取り組んでくれていると、ご答弁いただきました。

実は私もマイセルフ品川プランの講演会に、友人たちと共に参加をさせていただきました。区でこういった啓発講座をしているということ、そして総務部長の挨拶も、前向きに進めてくださるという姿勢が感じられて、参加した友人からは、東京都や国が行っているよりも、身近な区がこういったイベントを行ってくれることで安心につながるという意見がありました。この問題については、当事者だけではなく、周りが支えていく環境をつくる、そして、区が支援することが大切だと思います。

先ほどのご答弁でもいただきましたが、品川区では現在、ジェンダー平等の推進に関する検討委員会も作成されて、条例について進めているところだと思います。この条例の中で、もし性的マイノリティ、どのような工夫をしていこうという意見などがありましたら、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○加島人権啓発課長 条例に関する検討委員会におけます性的マイノリティへの支援というところですけれども、具体的な事業につきましても、計画改定時に落とし込んでまいりますので、まだ何かそのような意見が出た段階ではないのですけれども、この中で、性的マイノリティの方をはじめ、困難を抱えていらっしゃる方というのは、機会を平等にしたからといって、その機会にアクセスできるものではない、合理的な配慮が必要だというご意見をいただいております。区として合理的な配慮というのをどのような形で事業にできるかというのを、これから頭を働かせて考えていかなければならないと思っております。

○ひがし委員 とても積極的に進めていこうとしているという姿勢はうかがえましたので、ぜひ内容についても詳しく、区でも検討して進めていただければと思います。私も共にやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○塚本委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 181ページ、しながわWi-Fiスポット事業、199ページ、地域センター等管理運営費に関連して、区民集会所のWi-Fi、191ページ、契約関係事務費に関連して、公契約条例について伺いたいと思います。

以前、決算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、区民集会所の利用者から、Zoomを使った集会をやりたいが、区民集会所のWi-Fiは1時間で切れてしまう、どうにかならないのかという声が届きました。

まず、区は利用者からそのような声というのは聞いているのでしょうか、聞いていないのでしょうか。

それと、改善の必要性があると考えているのか、いないのか、伺います。

○横田情報推進課長 SHINAGAWA FREE Wi-Fiのお問合せでございます。

SHINAGAWA FREE Wi-Fiの1回の接続の利用時間が60分で短いかどうかというお問合せですが、たまに受けております。60分にしている理由でございますが、フリーWi-Fiは公衆無線LANの性質上、標的型攻撃の踏み台とされているという理由があることから、警視庁からの要請に従いまして設定しているものでございます。

○安藤委員 たまにあるということです。

Zoom等を使用したオンラインや、またリアルと組み合わせたハイブリッド会議や集会というのは、もはや当たり前な時代になっております。区民集会所の利用時間は、午前、午後、夜間とそれぞれ3時間、3時間半、4時間と分かれています。集会所と銘打って料金を取って貸し出しているならば、少なくともこの時間内は切れずに使い続けられるような環境は、整えるべきではないかと思えます。

今も答弁ありましたけれども、改めてもう一度、技術上の観点から困難という話もあったのです。SHINAGAWA FREE Wi-Fi全体の利用時間が60分だから、区民集会所だけ変えるのは困難という話もかかっていただいたのですが、どういう意味なのか、もう少し伺いたいのと、それが難しいというのであれば、例えばポケットWi-Fiを貸し出すなど、区として時間内にオンライン会議ができるような環境を整える何らかの工夫というのはできないのでしょうか、伺いたいと思います。

○横田情報推進課長 警視庁からの要請もございまして、フリーWi-Fi自体を委託契約として結んでおりまして、施設ごとの設定時間の変更というのは、技術的にも難しいところでございます。

あと、ポケットWi-Fi等の貸出しにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○安藤委員 要するに、時間内にオンライン会議ができる環境を整えていただくというのが大事なところなので、ぜひ様々な点から検討、研究を進めて、実施に移していただきたいと思えます。

次に、公契約条例ですが、なぜ公契約条例を私が進めたいと思っているのかといいますと、私は議員になる前には、派遣で4年間働いた経験もありまして、ディーセントワーク、人間らしく働いて人間らしく暮らせる雇用というのを政治が広めるべきだという思いがあるからなのです。

品川区ですけれども、コロナ禍を経ても、昨日の質疑などでもありましたが、過去最高の一般会計規模や税収を更新し続け、基金も980億円ということで、さらに、昨日の鈴木ひろ子委員の質疑の中でも、今後さらに積み増す考えという答弁もありました。区民の苦しい暮らしをよそに、品川区は、少し語弊があるかもしれませんが、言わば独り勝ち状態になっているわけです。これでいいのでしょうか。

労働報酬の下限額を定めて、実効性のある公契約条例を制定し、区が発注する公共工事や委託業務先の最前線で働く若者、労働者が、適正な賃金を受け取って報われて、将来に希望が持てる、そんな品川区をぜひつくっていただきたいのです。

質問に入りたいのですが、この間、共産党も含め、議会では何度も公契約条例の制定を求める質問がされてまいりました。直近の2定でも、公契約条例の検討状況について問われると、区は制定に向けて引き続き検討を進めていくと改めて述べたものの、制定時期の目標などは示しませんでした。

前濱野区長が2018年の区長選挙で公契約条例の制定の検討を公約に掲げて、それから5年たちます。改めて伺います。公契約条例はいつ頃の制定を、区は今、目指しているのでしょうか。目標を伺いたい。また、実効性のある条例の制定が重要ですが、条例の検討に当たっては、その鍵となる労働報酬下限額を定める考えがあるのかないのか、伺いたいと思います。

○佐藤経理課長 ただいま公契約条例に関してのご質問をいただきました。

区といたしましては、公契約条例につきましては、これまで導入されております他区の状況ですとか、あるいは、区内関係団体との意見交換を踏まえて検討を進めているところでございます。これまでの検討の中では、受注者の事務負担が増大するということが課題であるということは認識しているところでございます。

今後、課題に対応する実効性のある制度の構築に向けまして、さらに事業者との協議を重ねるなど、制定に向けて引き続き検討を進めていくというところでございます。

労働報酬下限額等につきましては、先行している自治体の中でも、制定している区あるいは自治体があることは認識しておりますので、そういったところも踏まえて検討を進めていきたいと考えております。

○安藤委員 検討が何年なのかということなのです。区自らがもう少し主体性を発揮していただきたい。自ら条例を定めてディーセントワークを広げて、若者と建設業界の未来を照らし、地域経済を活性化させ、ひいては公共サービスの質向上につながると。かつてない物価高の終わりも見えない中、区民生活が苦しめられていると。今こそなおさらだと私は思います。

2015年に公契約条例を施行した世田谷区は、前文で、低賃金の常態化、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者の不足は、放置することができない課題となっていると。直ちに取組まなければならない状況にあると述べています。2015年で述べているのです。もう2023年です。私は、品川区は自治体として、この姿勢に学ぶべきではないかと思えます。

私は、区の検討が進まない理由の一つとして、区が行っている労働環境チェックシートがあるのではないかと考えています。もちろん、この取組自体は、実態の把握として重要なことだと思えます。しかし、本当にこれが実態を反映しているのかというのが重要だと思っているのです。

チェックシートの結果について、今年1定の答弁で区は、令和元年度から3年度の累計、対象とする工事契約は301件、51職種において、公契約条例導入の他自治体の労働報酬下限額平均である労務単価の約9割との比較を行い、これを下回るものは、見習や補助作業員を除いてはない状況だと言いました。つまり、現場労働者は適正な賃金、労務単価の9割の賃金を受け取っていると答弁しているのです。

まず、この労働環境チェックシートの記入ですが、どのように行われているのか伺いたしたいと思います。

○佐藤経理課長 労働環境チェックシートのお尋ねでございます。

労働環境チェックシートにつきましては、平成31年から労働環境の実態を把握するために、要綱を定めて実施しておりまして、予定価格2,000万円以上の工事請負および委託契約につきましては、受託者の事業者から提出を求めているところでございます。

○安藤委員 受託者、元請企業にチェックシートを記入してもらっているということですか。実際の現場の労働者からの回答、調査結果ではないと。

地元の建設業者、一人親方などから成る区内の建設4組合の皆さんは、区が発注する建設工事現場に直接赴き、現場労働者に直接賃金を聞くアンケート調査を毎年行っています。改めて、この資料は事前に課長にもお渡しさせていただいたのですが、例えば第四日野小学校改築その他工事の現場での調査において、いろいろあるのですが、例えば塗装工の方の1日当たりの賃金、指さし調査、実態調査では、1日1万円から、高くても1万8,000円でした。日給ですから、8時間労働としても8で割りますと、時給にすると1,250円から2,250円です。

一方、公契約条例をつくっている世田谷区の今年の塗装工の労働報酬下限額は、時給3,326円。

ほかのところも大体そうです。現場の実態調査の結果は、この3,326円に遠く及ばないという実態なのです。

伺いたいのですけれども、なぜ現場の労働者に聞いた調査結果では、賃金は労働報酬下限額に遠く及ばない実態なのに、区が行わせている労働環境チェックシートでは、他自治体の労働報酬下限額を下回るものはないという結果になるのでしょうか。伺いたいと思います。その原因を、区はどのように分析しているのか、考えているのか、伺いたいと思います。

○佐藤経理課長 委員から事前にアンケートの結果をお示しいただきまして、私も見ているところでございます。ご説明いただきましたアンケートにつきましては、ある日に現場で働いている方に直接お伺いしたというものでございますので、チェックシートで事業者に提出いただいている内容と、必ずしも前提を一にするものではございませんので、必ずしも一致するものではないと考えてございます。

また、委員からもご指摘があったように、未熟練工につきましては、チェックシートの中では対象にしないという形を取っておりますので、そういった中で、完全に一致しないということはあろうかと思えます。

ただ、私どもも建設団体等の関係団体と定期的に意見交換をする場も設けておりますので、そういった場面を通じまして、引き続き、適正な報告をいただくように努めてまいります。

○安藤委員 今の答弁では、私は納得いかないのですけれども、方法とか前提が違うというのは、それはそうかもしれないですが、あまりに大きな違いがあるのです。現場の労働者の皆さんも毎年、適正な賃金が、労務単価に比べてすごく低いという訴えを、全ての会派、議員の人にも訴えているわけです。

ですから私は、品川区も建設組合の皆さんのように工事現場に赴いて、直接労働者から賃金を聞き取るなどの調査が、公契約条例の制定に向けて必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤経理課長 現場の方のご意見ということですから、そういったところも含めまして、労働者の方へのアンケートにつきましては、この条例を検討する中で、引き続き研究していきたいと考えております。

○安藤委員 何とかしたい、現場の業界の未来を開きたい、労働者が人間らしく働ける環境をつくりたいということで、区民の方、組合の皆さんは頑張っているわけですから、ぜひ区も、労働者に直接聞き取りなどを行っていただきたい。

最後ですけれども、実効性ある公契約条例の制定のためには、実際、制定された後も、現場の労働者が労働報酬下限額が幾らかということが分かって、受け取っていないと通報できるシステムというか、通報と言うと言い方があれですけれども、申告できるシステム、環境を整えることが重要だと思うのですが、この点について、世田谷区などではポスターやチラシなどを現場に掲示したり、配ると。そこには、いろいろ表現も工夫されております。それについてはどのように検討していくのか、お願いいたします。

○佐藤経理課長 冒頭申し上げたとおりで、ほかの区の状況などを参考にいたしまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○塚本委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 よろしく申し上げます。私からは、211ページ、しながわマラソン大会開催準備経費、182ページ、総務運営費、関連して、事務事業評価についてお伺いいたします。

183ページ、新年賀詞交歓会経費、187ページ、特別職報酬等審議会経費、そして時間があれば、205ページ、フィルムコミッション事業についてお伺いいたします。

しながわマラソン大会、いわゆる「しながわシティラン」についてですけれども、私もこれを提案させていただいて、今、実現に向けて進んでいるということで、本当にしながわシティランをすばらしい大会にさせていただきたいと考えております。

私もそれに向けて、走れるようにトレーニングをしていきたいと考えておりますけれども、今、予定のコースとかのお話をされて、また、区民委員会でも想定コースが出ておりますけれども、しながわシティランの目的として区が掲げているのが、「観光やシティプロモーションの要素を加えた『しながわシティラン』としてリニューアルし、品川区のまちの魅力を区内外に発信するとともに、区民がランナー、ボランティア、応援といった様々な形で参加することにより、区民としてのシビックプライドの醸成を図る」という目的ですけれども、先ほどお話されたコースでは、少々この目的の実現のためには不十分ではないかと考えております。

いろいろ警察の関係とかもございましてけれども、先ほど述べた、コースが決まっていないということでしたが、品川区のコースをもっと広域化していただき、今お話された想定されているコースに固定化することなく、先ほど私が述べさせていただいた目的に合致するようなコース、品川区全域、荏原地区などを含めた本当に幅広い、品川区を回れるようなコースにさせていただきたいと考えておりますけれども、ぜひ品川区のなるべく広域を回るコースにさせていただきたいと思っておりますが、区のご見解をお聞かせください。

○三井スポーツ推進課長 コースをなるべく広域化していただきたいというご要望につきましてはですが、昨年度から、区の広い地域を走るコースも検討しておりましたが、課題が多く、安全性などを考慮して、断念せざるを得ない状況となっております。

現在このコース案を示しているところですが、これでコースの魅力が全くないということは、全く不十分とは考えておりませんので、このコース案を検討しながら、魅力的な大会にしていきたいと考えております。

○筒井委員 十分魅力的な大会にしていっていただきたいと考えておりますけれども、コースは粘り強く、なるべく広げていっていただくよう、今後ともぜひご努力のほど、よろしく願い申し上げます。

続いて、総務運営費に関連して、事務事業評価についてお伺いいたしますけれども、今、国民・区民は税金・社会保障費の負担が増えています。それに加えて物価高騰、エネルギー高騰と、本当に国民・区民は大変な状況でございましてけれども、だからこそ、ますます区民の方は税金の使い道、使われ方に注目されているかと思えます。ただ、事務事業評価によって情報公開がされて、税金の使われ方の透明化がなされてきていると考えております。

事務事業評価によって、区長は毎年1%、約20億円の削減というのを目標に掲げておられるわけがございます。本当に私としても、すばらしいお考えだと考えておりますし、今後こうした区民の負担が増加する中、これからはめり張りの利いた予算取り、無駄削減、賢い支出、真に必要な行政サービスに絞っていくということが必要かと考えております。この事務事業評価は、私としても応援させていただきたいと存じます。

ただ、一般質問で私がお指摘させていただいたように、案の定というか、やはりというか、出てきた行政評価シートの必要性のところでは、ほとんどのところは所管課の方が必要だと。体感的に9割方、必要だと書いているかと思えます。

しかし、1%の約20億円の削減のためには、所管課の皆さんがやってきた事業に対して、厳しい評価、そしてそれを無駄の削減として切っていくという決断をしていかななくてはいけないと考えております。

す。それが政策推進担当課長のお仕事であり、企画部であり、そして最後に何より、区長のご決断だと考えております。区政の経営者としての決断が絶対必要になってくると考えております。

したがって、真に必要な行政サービスの絞り込みのために、事務事業評価の適正活用、そして賢い支出、無駄削減の決断を行っていただきたいと考えておりますけれども、果たしてこの行政評価シートで、必要だという所管課からの多くの声が上がっている中、本当にそうした決断ができるのか、品川区、区長のご見解があれば伺いたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 今、委員のご案内のとおり、区を取り巻く環境と申しますと、人口構造の変化、技術革新の進展、あるいは、自然災害といったものも激甚化、頻発化してございます。また、コロナ禍の影響もございます。そうした状況変化に迅速に対応するために、こういった課題を適切に解決していく段で、行政ニーズも多様化、複雑化しておりますけれども、そういったものを的確に捉えて、エビデンスに基づいて、政策・事業を形成することが求められているという状況でございます。

こうした有効な政策、事務事業を立案していくためには、区の今までの取組、達成状況、課題等を様々な角度から明らかにいたしまして、先ほど、必要だという事業が9割以上あったのではないかと申すところもございましたけれども、当然、我々区といたしましても、事務事業に関しましては、予算編成あるいは執行の中で、必要な事業というものをしっかりと見据えて、執行してまいりました。そういった中では、無駄がない事業というのは、ある種、我々にとっては褒め言葉と考えているところでございます。

今後も各事業、政策の改善、見直しにつなげる実効性の高い行政評価を進めていきたいと考えているところでございます。

○筒井委員 すばらしい、頼もしいお言葉をいただきました。事務事業評価の適正な実行、そして無駄削減、賢い支出の予算取りを、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

そして、次に行きます。新年賀詞交歓会経費ですけれども、まさに細かいところですが、そうした予算の見直しというのにも必要かと思ひます。

今、コロナ禍で、直近は式典のみで行われていたかと思ひますけれども、かつては飲食が提供され、参加者も無料で参加されていたということもございまして、以前、私も委員会等々でご指摘させていただいたのですが、ほかの区では賀詞交歓会に参加するとき、有償、お金を払って参加されているところもございまして。

ですから、今後、新年賀詞交歓会を式典のみにするのか、飲食を提供するのか、どうなるか、まだ分からないところもございまして、もし仮に飲食を提供するならば、ぜひ受益者負担という観点も兼ねて、そして、先ほど来私が述べております区民の税負担などが増加している中、飲食提供ならば有料化をしていただきたいと思いますと考えておりますけれども、それについてお考えをお聞かせください。

○勝亦総務課長 新年賀詞交歓会についてのお問合せでございます。

新型コロナの中で、飲食の提供を中止してきた部分もございまして、今後そういった飲食の提供の在り方、また有償・無償の在り方について、しっかり検討して進めてまいりたいと考えております。

○筒井委員 ぜひしっかりと検討していただいて、区民負担の今の増加をおもんばければ、やはり有償化がふさわしいかと思ひます。ご答弁があればよろしくお願ひします。

○勝亦総務課長 新しい生活スタイルの中で、飲食等については、基本的には提供しないという方向で進めて、考えていきたいと思ひます。

○筒井委員 分かりました。確認が取れました。

特別職報酬等審議会に移ります。税金の使い道の関心を先ほどから述べております。区民が区長や議員の報酬についても、関心が高まってくると考えております。また、議員としても、特別職報酬等審議会でのどのような議論が行われているのか、議員に対して批判がある場合、議員としても改善するべきところを改善していかなければいけないと考えております。これは非常に貴重な審議会だと考えております。

しかし、現在、特別職報酬等審議会は審議・議事録も非公開、そして委員もよく分からない状態になっておりますけれども、区長は情報公開を重視する立場の区長であると認識しております。特別職報酬等審議会の審議と議事録の公開を、ぜひ行っていただきたいと考えておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○勝亦総務課長 審議の内容ですとか、そういったものにつきまして、情報公開の重要さは考えてございます。今後、必要なものは公開できるように、検討はしていきたいと考えてございます。

○筒井委員 ぜひ検討していただきたいと考えております。この特別職報酬等審議会の議論が当然全てではないですけれども、先ほど来申しているとおりに、何が本当に話されているのか知りたいので、そして、それを基に区政の改善、議員としての改善を行っていききたいと考えておりますので、ぜひ公開の前向きなご検討をよろしくお願い申し上げます。

続いて、フィルムコミッション事業に移りますけれども、私もよくインターネットのニュースサイトを通して、品川区のフィルムコミッション事業のことが流れてきて、これは非常に面白いな、興味深いなと思っております。非常にいい事業だと考えております。シティプロモーションにもつながりますし、品川区の観光にもつながってくる非常に有効な事業かと思うのですけれども、今後もっとPRをしていただき、シティプロモーション、観光の所管課とも連携して行っていただきたいと考えております。

一方、今、映画とドラマとかに特化している感じがあるのですけれども、提案として、ミュージックビデオ、音楽のプロモーションビデオ等々にも範囲を広げて行っていただきたいと考えておりますが、その点、お考えはいかがでしょうか。

○篠田文化観光課長 フィルムコミッションについてのお尋ねでございます。

委員ご指摘のとおり、現在フィルムコミッションの中では、比較的ドラマとか映画の部分を取り上げることが多いのですけれども、実は今年の3月に、音楽ユニットのコアラモード、というユニットがあるのですが、そちらのミュージックビデオを区内で撮影しているということで、こちらは今、しなロケにも掲載しているのです、ぜひご覧いただけたらと思います。

○筒井委員 情報のご提供、ありがとうございます。私も確認させていただきたいと思っております。

また、私も、区内在住の有名なミュージシャン、ラッパーのミュージックビデオで、戸越銀座商店街が出ているとかいう発見をしたことがありますので、あれは恐らく品川区のフィルムコミッションを通していないと思うのですけれども、実はよく見てみると、これは品川区が使われているなということがありますので、ぜひそれもうまく活用というか、連携して、ひいては品川区の魅力というものをもっと発信して行っていただきたいと考えております。ぜひ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○塚本委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 よろしくお願いたします。197ページの地域課題の自主的解決支援、201ページの児童見守りシステム運営費について質問させていただきます。

まず、地域課題の自主的解決支援事業について、主要施策の成果報告書15ページにあります地域振

興事業からお聞きします。

先日、町会が主催する防災訓練に参加し、地域活動の必要性を感じました。より多くの区民に町会・自治会に加入していただくことで、災害発生時や日々の安全、防犯の面でも、地域のつながりが支えになることと思います。区では、コンサルタントによる支援や、マンション管理組合の実態調査を実施していますが、その結果と、加入促進に向けた支援の取組についてお知らせください。

○宮澤地域活動課長 コンサルを活用した伴走支援、また、マンション管理組合の実態調査等についてお答えいたします。

まず、マンションの管理組合の実態調査につきましては、令和2年から3年にかけて、活動活性化の調査をしました。また、町会からよくお聞きする声として、町会とマンションとの関係づくりに課題があるという声をお聞きしているところから、マンションの管理組合の実態調査というのを実施しました。

その調査の結果から、特に重要な地域課題としては、独り暮らしの高齢者問題や、安全、防犯、防災、また災害対策等が出てきているところです。また、町会へ期待することとして、防災対策や高齢者の世帯支援、祭りやイベントの開催ということを期待しているところがございます。これらの調査結果等を踏まえまして、町会とマンションの関係づくりを促進するという点からも、コンサルタントを活用した伴走支援というのを現在実施しているところでございます。

また、マンションに限らず、町会・自治会への加入促進としましても、地区別の紹介パンフレットや、加入の申込みはがき、または袋などを作成しておりまして、お引越して転入されてきた方にお渡ししたり、また、町会・自治会を紹介できるように、PRできるように、パンフレット等を申込みはがきも含めてお渡ししているところでございます。

○せらく委員 町会・自治会の課題として、役員の高齢化なども挙げられる一方で、若手などのデジタルを活用できる方もこれからどんどん増えてくるのではないかと思います。町会の役員などの代替わりでは、多岐にわたる業務の引継ぎに苦勞することが想定されますが、これらにはデジタル活用で効率化できるものもあると考えます。

そこで、区ではICT活用促進補助金がありますが、デジタル機器の購入だけでなく、町会・自治会のデジタル活用による業務の効率化を促進していく支援の取組の考えをお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 町会・自治会のデジタル化についてでございます。

町会員同士の情報伝達や共有、または町会行事の申込みに電子申請などを取り入れることで効率化になること、デジタル化を進めることで効率化になることもあります。それらを進めることで、町会の負担軽減にもつながると期待しているところでございます。

そのため、先ほども申し上げましたコンサルタントを活用した伴走支援の中でも、町会・自治会の方に集まっていただきまして、町会のデジタル化をテーマに交流会というのも実施したところでございます。その結果についても、各町会等に報告書という形で共有もさせていただいたところでございます。また今年度も、コンサルタントを活用した支援というのを続けておりまして、これに関しては、希望する3町会からデジタルを活用した情報発信などのご相談をいただいているところでございます。

また、ICT活用促進の補助金につきましても、デジタル機器の購入だけではなくて、SNS等の活用に関する講習に係る経費等々にも活用ができるというところで支援しているところでございます。

○せらく委員 好事例については、ぜひ町会・自治会を通して共有をして、展開をしてもらいたいと思っております。

続いて、町会・自治会の活動の中には、小学校入学や敬老のお祝い事業というものがあり、これまで

区では、それぞれの町会・自治会に対象となる方の名簿を提供していたと思います。しかし、個人情報保護法の改正に伴って、取扱いについて変更がなされ、名簿の提供がなくなりました。

個人情報保護制度は大切であると思うのですが、一方で、町会のお祝い事業も地域のコミュニティ形成には大切な事業であると思っております。区としてこちらの部分で何か支援できることはないか、お考えをお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 町会・自治会への高齢者等の名簿の提供に関する部分にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、個人情報保護法の改正に伴いまして、令和5年度より名簿の提供というのとはなくなってきて、終了しているところでございます。町会・自治会から、名簿の提供がなくなる場所での対応の困難さというお声はいただいているところでございます。ただ、委員ご指摘のとおり、個人情報保護法の法令の遵守というのも大切なお声でございます。

できることとして、地域センターとして、各町会・自治会と密接に日頃から連携しておりますので、例えば町会・自治会の敬老のお祝い事業のお知らせのためのポスターやチラシのひな形等を作成したり、もしくは地域センター等でお配りするなど、できる限りの支援というのは引き続きしていきたいと考えているところでございます。

○せらく委員 町会活動が継続しやすいように、区としても支援をお願いしたいと思っております。

次に、児童見守りシステムについて伺います。

2005年に始まり、地域の方々のご協力を得ながら、児童の安全と防犯対策に寄与している「まもるっち」についてお尋ねします。このまもるっちは、保護者に負担をかけずに区内の児童に提供される見守り携帯、そして導入の経緯や背景について、8月にKDDIのホームページに掲載された記事、および課長と職員へのインタビューを拝見しました。記事にもありましたが、導入当時使っていた人が大人になって、今振り返ったり、ご意見を伺うことも多くなっておりまして、長年運用してきた結果、ノウハウが蓄積されて、現在では児童と保護者から高く評価されるものに成長したことがうかがえます。

児童が遭う犯罪が減ることで、町全体の治安が守られるようになることも、一つ考えておりまして、品川区が積極的に一歩踏み込んだ防犯政策に取り組んできたことは理解しておりますが、ほかの自治体で同一の取組が見受けられない現状についてお尋ねします。

防犯ブザーの貸与を行っている自治体はあるものの、家庭で用意した見守り携帯を学校へ持ち込むことが特例であるケースもあると聞いております。まもるっち導入に関連する運営費の規模について、令和4年度では見守りシステムの運営費が1億5,000万円以上という大規模な額であることが確認できますが、この費用がほかの自治体にとって障壁となっているとお考えでしょうか。また、運営費用内の端末使用料は、台数によって変動する要素であると考えられますが、システム維持管理経費の内訳について、変動要素と固定要素について詳細を教えてください。

○河合生活安全担当課長 委員からのご質問に回答いたします。

児童見守りシステムは、今、KDDIが主で運用しているところでございます。他の自治体で類を見ないというところで、委員ご指摘のとおり、財政的な負担が大きいというものと、加えて、まもるっちというのは機械のシステムだけではなくて、地域の協力者に見ていただくとか、生活安全サポート隊、警察経験者のほうで、危険があったときに現場で確認するという総合的な大きなシステムで構築されていますので、なかなか新規で導入というのは難しいのかなと思います。品川区も平成17年から、いろいろ変えたりして蓄積してきたノウハウがあって、ようやく今、ここにあるのかなと認識しております。

また、財政の内訳につきましてのご質問ですので、ご回答いたします。

システムのランニングコストで大体1億6,000万円かかっているのですけれども、端末の台数の変動等以外の大まかなもので、システム維持管理経費というのが9,934万2,496円というところで、大きな内訳ですけれども、まずは、異常を発報したときに区が事実確認を行ったり、オペレーターの業務、位置情報を行います。そちらが2,040万円ということで、あとは端末の購入費となります。
〔時間切れにより答弁なし〕

○塚本委員長 理事者の方には、なるべく簡潔な答弁でお願いしたいと思います。

次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお伺いいたします。私からは、179ページ、シティプロモーション推進経費、183ページ、国際交流推進事業、188ページ、人事管理費、205ページ、文化活動支援事業、215ページ、戸籍事務費、時間があれば197ページ、区民まつり経費についてお伺いいたします。

1点目に、戸籍事務費についてお伺いいたします。

本日10月3日の都政新報に、「墨田区内にある社会福祉法人賛育会は9月28日、親が育てられない乳幼児を匿名で受け入れる赤ちゃんポストを、賛育会病院に2024年度に設置する構想を進めていることを明らかにした」。中略いたしまして、「内密出産と赤ちゃんポストについて定めた法令はないが、出生後の赤ちゃんの戸籍を墨田区がつくり、都児相が保護することが見込まれる」とあります。

また、熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会による、「こうのとりのゆりかご」第1期から第5期の検証報告書では、子どもを預け入れた理由として、「世間体・戸籍（に入れたくない）」の割合が全体の16.8%となっています。品川区の出生届には、「出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります」との記載がありますが、どのような不利益を被るおそれがあるのか、まずはご説明ください。

次に行きます。2点目に、シティプロモーション推進経費、国際交流推進事業についてお伺いいたします。

この1年間、全国各地から参加者が集まる勉強会におきまして、講師やほかの参加者と名刺交換をしたり、意見交換や雑談などをする際に、森澤区長の話題になることが多くありました。例えば、可児市の文化芸術の評価に関する勉強会では、講師の方から、区長の都議時代にお世話になりましたと声をかけていただいたり、講演会の休憩中に明石市の泉前市長にご挨拶をしましたら、その後の講演の中で、品川区のおむつ宅配の取組についてご紹介いただきました。

いずれのケースも初対面の方々でしたが、品川区に対してポジティブなイメージを持ってくださっていることが分かり、温かさを持ってつながっていける手応えを感じました。私は、区長自らが全国・海外の方々と積極的に交流の機会を設けていただいていることによって、シティプロモーションの効果が出ていると考えていますが、区のお考えをお聞かせください。また、先ほどほかの委員の質疑にもありましたけれども、オークランド市での交流の様子について簡潔にご説明ください。

3点目に、文化活動支援事業についてもお伺いいたします。

土屋正臣さん・中村美帆さんの著書『自治体文化行政レッスン55』の中に、自治体文化行政チェックリストがありますが、これは、自治体の文化行政がどういう状況にあるかを簡易にチェックできるリストだということです。全部で33項目あるのですけれども、そのうち2点をお伺いいたします。

1つ目が、文化予算（施設整備費込み）の区総予算比は、0.1%以上ありますでしょうか。

2つ目が、文化計画に「社会的包摂」の記述はありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉野戸籍住民課長 無戸籍のご質問だと思います。

こちらですけれども、無戸籍になりますと、学業とか、児童手当とか、そういったサービスの提供とかが滞ると思っております。

○辻広報広聴課長 私からは、シティプロモーションの観点からのお答えをいたします。

森澤区長が様々な場面に行かれたことと、その発信力によって、区のシティプロモーションに大きな寄与をしていると考えております。

○勝亦総務課長 国際友好都市オークランドとの交流の様子でございます。

9月に区長、それから議長が、現地で3日という期間の中でニュージーランドを訪問してまいりました。現地の副市長との文書の取り交わし、30周年の記念交流事業、それからホッケー協会との面談・交流、スタートアップ支援施設の訪問、それから、リンフィールド・カレッジの見学・交流等々を行ってきたところでございます。

○篠田文化観光課長 私からは、文化活動支援に関してお答えいたします。

2点ご質問いただきましたけれども、1つ目の文化予算の関係でございます。施設整備費込みでの割合ということでございますけれども、今年度に関しましては、予算の中に、きゅりあんの大規模改修と品川歴史館の大規模改修というのがあるものですから、かなり予算が大きくなっているというのがあるのですけれども、施設整備費のそういったものを含めると72億円余りですので、率にしますと3.65%、ちなみにその辺の施設整備費を抜きますと、それでも21億円余りでございますので、1.09%という形になります。

それから、文化計画の中での「社会的包摂」の記述ということでございます。不勉強で、この著書は私も存じ上げないのですけれども、ここで言われている「社会的包摂」というのが、一般的に社会政策ですとか福祉分野で言われているものと捉えると、違いのある人々、違いを尊重したものを受け入れる社会を目指すという考え方だということで、お答えしますと、私どもの文化計画といえますか、私どもでいえば文化芸術・スポーツ振興ビジョンが当たるのかなと思いますけれども、この中で、全ての区民が文化芸術・スポーツに触れ、親しみ、楽しむことができる環境づくりという形で取り上げているところでございます。

○横山委員 無戸籍の課題についてですけれども、本質的には国としての対応が必要です。ただし、現時点におきましては、現実的には既に区として対応している部分もあり、区が無戸籍の方々にできる限り寄り添う姿勢も重要であると私は考えております。

令和4年度は就籍が1件だと思いますが、無戸籍のお子さんや、戸籍に記載がなくお困りの方がいらっしゃった場合に、区ではどのような対応をしているのかお聞かせください。また、実態把握の現状についても教えてください。

そして、シティプロモーションと国際交流推進事業について、ありがとうございました。まだ完全に通常時に戻ったと言えるかという議論は、今回は置いておきたいと思うのですけれども、数年前には交流できなかった場所で、現在再開できる部分、特に地方や海外との交流はさらに促進していただいて、区長の発信力等も引き続き活かしていただきたいと思っているのですけれども、区のご見解をお聞かせください。

文化のほうはありがとうございました。確認できてよかったと思います。

4点目に、人事管理費についてお伺いいたします。昨年度の休暇の取得状況について、簡潔に教えて

ください。また、今後研修や人材育成をどのように回復させていくのでしょうか。特に幹部職員やリーダー向けの時代に合わせた研修と、スキルの習得時間の確保が課題だと考えていますが、その点をお伺いいたします。

また、戸籍事務費について、歳入の続きをお伺いしたいのですけれども、例えば、グリーフケアの講演などをおくやみコーナーの業務に当たる方々や、子どもたちに関わる職種の方々にもグリーフケア研修に参加していただくなど、グリーフケアの理解を広めていくことが大切だと考えているのですけれども、区のご見解をお聞かせください。

また、こちらは要望ですが、来年1月からのおくやみコーナーではスペース的に難しいと思うのですけれども、新庁舎においては手続面のご負担だけではなく、グリーフケアの観点から、お過ごしいただく時間を丸ごと包み込むような空間づくりを意識していただきますようお願いいたします。

○勝亦総務課長 国内外との交流につきまして、今後も、コロナが明けてまいりましたので、区民の幸せですとか、地方創生といったものに資するものについて、積極的に進めてまいりたいと考えてございます。

○吉野戸籍住民課長 無戸籍の件ですけれども、こちらは令和4年2月1日に、国の法制審議会で対応策と、法改正といったものがありました。これに基づきまして、区としましても対応していきたいと考えております。

実態件数ですけれども、令和4年度は2件、令和5年度はゼロ件で、区の把握している件数としましては、12件ほどになります。区としましては、こういった部分で何ができるのかというところを検討していきたいと考えております。

それから、おくやみコーナーですけれども、こちらは来年1月より実施を開始する予定でおります。親族の方が亡くなられたときは、悲しみとか喪失感を感じられている状況にあると思いますので、今回の窓口に関しましては、契約前ではありますけれども、行政書士の方へ業務委託を検討しております。行政手続や行政相談の受付をしまして、グリーフケアも十分に認識を持っている方と思っています。委託先としましては、区民の方、遺族の方の悲しみを受け止めて、寄り添う姿勢で対応していきたいと考えております。

○崎村人事課長 昨年度の休暇取得の状況でございますけれども、職員全員が年次有給休暇を10日以上取得することを目標として掲げているところ、昨年度に10日以上取得した割合が74.2%と、令和3年度に比べて上昇したところでございます。

○田口人材育成担当課長 研修についてですが、令和4年度からはコロナ以前の状況に戻っております。令和4年度からは、管理職向けのマネジメント業務改善推進研修などを実施しているところでございます。

○塚本委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 本日もよろしくお伺いいたします。219ページの斎場運営費についてお伺いいたします。

斎場運営費として、令和4年度の当初予算は7,065万円でしたが、支出額は6,899万7,469円となっております。この内訳に、「電気、ガス、水道料」とあります。原油料の高騰などにより価格が上昇している中、当初予算内で収まる低い価格の支出となったのはなぜだとお考えでしょうか。区としてのご見解をお聞かせください。

○吉野戸籍住民課長 負担金ですけれども、こちらはその都度、社会情勢等を踏まえて検討している

ところでありますので、この価格内で、こういった物価高騰に関しましても勘案してやっている状態です。

○澤田委員 予算に価格高騰分も織り込み済みだったからということでしょうか。

○吉野戸籍住民課長 それぞれの社会情勢等も踏まえて、こちらは検討しているところであります。

○澤田委員 それでは、先に進ませていただきます。

今年6月に業界団体が行った初の全国調査では、6日間から8日間の火葬待ちが全国で生じているということでした。他自治体ではありますが、火葬待ちをする際に、遺体安置に1日2万円ほどかかると言われ、金銭的な面から預けることができず、火葬までの5日間、棺を自宅に置かざるを得ず、遺体が傷んでしまい、化粧を施すことで何とか損傷箇所を隠し、葬儀を行ったという事例もありました。

臨海斎場における火葬待ちの現状をお知らせください。

○吉野戸籍住民課長 臨海斎場ですけれども、時間さえ選ばなければ、早い時間帯とか遅い時間帯であれば、待たずに利用可能となっております。

○澤田委員 現時点では、時間を選ばなければ火葬待ちというのは特にないということで、了解いたしました。

火葬待ちは、今のところそんなにはないと思うのですが、今後もしかしたら、高齢者の方が増えていく中で、そのような状況が起こるかもしれないということを踏まえ、お話をさせていただきます。

先ほどの事例でお伝えした遺体安置には1日2万円かかりましたけれども、品川区を含む大田区、世田谷区、港区、目黒区で運営している臨海斎場では、その5区の住民であれば、先ほどの事例と比べ、かなり安価な1日3,000円という料金で霊安室を利用できます。これは品川区民にとって大変心強いことだと思うのですが、そこでお伺いします。臨海斎場には、霊安室の保冷庫は24個ありますけれども、その稼働率または混雑状況を、お分かりになる範囲で大丈夫ですので、お聞かせください。

○吉野戸籍住民課長 保冷庫の稼働状況ですけれども、利用率は令和3年度79.1%、4年度は82.4%になります。

○澤田委員 火葬炉と同じように、まだ今のところは余裕があるということで、あまり心配はなさそうですね。年々加速していく高齢化を踏まえると、火葬待ちをしなければいけない状況も今後出てくるかもしれません。現在の臨海斎場施設整備基本方針の施設整備スケジュールでは、火葬状況のピークとなる2060年に向けて、2028年度から着工し、2030年度には増築施設での事業開始となります。その際、火葬炉が6基、告別・収骨室が6室、式場、会葬者控室、遺族控室、僧侶控室が各3室、保冷庫16庫、火葬待合室6室が増設される予定となっております。

様々な施設が増設されることにより、先ほどご紹介させていただいたような火葬待ちを防げるのではないかと思います。今後迎えるであろう多死時代に備え、2030年度の開始よりも少し期間を早めたいというお声も届いております。区としてのご見解をお聞かせください。

○吉野戸籍住民課長 委員ご指摘の点ですけれども、臨海部広域斎場組合議会でも、今後の大規模な災害に備えて、令和12年度を前倒しにできないかという質問が上がりました。組合としましても検討してまいりますという回答がありました。区としましても、今後働きかけていきたいと考えております。

○澤田委員 施工するに当たり、期間を早めるということは大変難しいかと思っておりますけれども、ぜひ区民の皆さんのニーズや災害に備えて、より利便性の高い葬儀場となるように、引き続き検討していただくと助かります。

続きまして、205ページ、フィルムコミッション事業についてお伺いいたします。

先ほどほかの委員も質問されていましたが、フィルムコミッション事業として1,623万円が計上されておりますが、どのように使われていらっしゃるのか、内訳等を教えてください。

○篠田文化観光課長 フィルムコミッション事業に対するお尋ねにお答えいたします。

決算額1,623万円の内訳でございますけれども、基本的には、ホームページの運用管理費が660万円余、それから、このホームページの中に大体、月2本程度のコラムを作成していただいているのですけれども、こちらが290万円余、そのほかスポット調査ですとか、あとは、しなロケ独自の動画の撮影などを行ってまして、そちらが670万円余という形になってございます。そのほか、ロケ地の支援業務等に関しては、職員も対応しているところでございます。

○澤田委員 しなロケにより、メディアと品川区をつなぎ、ロケ地としてメディアに紹介していただけることに寄与している、しなロケのホームページ制作費に多く使われているということが分かりましたけれども、紹介することで品川区のよさを広く伝えることになり、観光客誘致にもつながって、寄与していることと思います。

しなロケのホームページでは、どの場所で、どのようなドラマや映画に使われたかなどを知ることができます。さらに、撮影したドラマや映画のホームページのリンクを張り、撮影されたシーンなどをホームページで見られるようにするなど、積極的に紹介するのはいかがでしょうか。区の見解をお聞かせください。

○篠田文化観光課長 しなロケでこれまで取り上げられたドラマとか映画の紹介については、直接的にそういったものを取り入れてしまうと、著作権の関係等がございますので、一部しなロケがご協力させていただいて撮ったドラマ等については、そちらに載せるということでご了解いただいて載っているものもでございます。

それから、リンクを張ることにつきましては、こちらの全体の画面の配置等もございますので、今後検討してまいりたいと思います。

○澤田委員 ぜひ、ホームページというか、ロケ地と品川区とで連携して、どんどんたくさんの人にきていただけるようにしていただけたらと思います。ありがとうございました。

○塚本委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、177ページ、区提供番組制作費、191ページ、庁舎整備費、219ページ、選挙管理委員会運営費から関連して、それぞれ伺ってまいります。

まず、区提供番組制作費についてですけれども、ケーブルテレビで品川区が番組を持っているかと思えます。現状をまずお聞きしたいと思います。どのような番組を放映されているのか、また、区のお知らせ的なところがどのように放映されているのか、お聞かせください。

○辻広報広聴課長 区民チャンネルについてのお問合せかと思います。

現状では、年間で全部で156本撮っております。「わ！しながわニュース」は、イベント等の実施の報告等のニュース、それから「区からのお知らせ」は、これからのイベント等のもので、これは毎週更新しておりますので、年間でどちらも52本ずつでございます。それ以外に、「三之助の笑顔いっぱいとおきの品川」というのは、区内の活躍している人材を紹介するもので、これが月1本。それから、「こんなときわ！区役所へ」というものがありまして、こちらは区のサービスのことをご紹介するような番組でございます。

○新妻委員 詳細を伺わせていただきました。

この夏に、女性起業家が集うランチ会に参加させていただきました。西本委員もそこに来られており

ましたけれども、そこで高齢者を対象としてサークルを立ち上げて、定期的に会を行っている方々からお話を伺う機会がありました。品川区から送られてくる様々なお知らせや通知が、なかなか読み取れないでいると。申請が必要なものもあれば、そうではないお知らせとして知っておくべきこともあるのですけれども、なかなかそれが読み取れない方がいるのですというお話がありました。ぜひこういうことを、特に申請が必要なものに関しては、動画で説明していただいたものをテレビで流していただきたい。そういうお声をいただきました。

これは実際にそうで、例えば介護認定の通知が来たときも、お知らせは届いていますか、中を見ていただいて、どのようになっていますかと、区民の方、ご相談をいただいた方にお聞きしても、なかなかそれが読み取れない方が実際にいらっしゃるのです。ですので、区民チャンネルを活用して、申請の仕方を丁寧にそこで流していただくような工夫も、ぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○辻広報広聴課長 区民チャンネルを活用して、申請書などの動画をというお話でございます。

過去においては、コロナ禍のときに、区民全員を対象に行いましたしながわ活力応援給付金のときには、申請書の書き方というものを放映した実績がございます。過去においてはその1回だけでございます。

高齢者の方は、確かに申請書等を書くのが非常に難しいところもあると思います。それを区民チャンネルでということになりますと、対象がどのぐらいいらっしゃるのかとか、どのぐらいの分数で、尺でとか、いろいろな課題はあると思いますが、高齢者の方でもたくさん見ている方はいらっしゃると思いますので、うまく組み合わせてできることがあるかということは、研究してまいりたいと思います。

○新妻委員 特に高齢者の方は、よくテレビを見ていらっしゃる方も多ですし、ケーブルテレビを見ている方もいらっしゃいますので、ぜひ今後、工夫をしていただきまして、申請の仕方を具体的な動画として分かりやすく情報提供していただきたいと思います。

続いて、庁舎整備費から、授乳施設に関して伺います。

区民の方から、この方は品川区にも直接問合せをしたのだけれどもとおっしゃりながら、私にも声を寄せていただきました。品川区の中での授乳施設の防犯対策についてということです。授乳スペースには、鍵や防犯ブザー、または出入口に、防犯カメラの設置かスタッフの常駐をお願いしたいというお声であります。

ベビールームや授乳室の設置がいろいろなところで進んでいく中で、また一方で、男性も子育てに参加をしていくという流れの中で、室内に男性が入りやすくなっていると。それはとてもいいことであるとおっしゃっていますが、まだ授乳スペースが簡易的なものであるところもあると。これは区有施設に限らないと思います。男性によるベビールームの出入口、授乳室での待ち伏せですとか、万が一、中に入ってこられてしまうという不安の中で、この方は出産後は本当に怖くて、防犯ブザーをマザーバッグにつけた上で、鍵のある個室の授乳室を探していたというお話でございます。

現状、品川区の中において、現庁舎、そして区有施設、それぞれどのように授乳室がなっているのか、何か所ぐらい設置されているのか、現状をお聞かせください。

○佐藤経理課長 私からは、総合庁舎における授乳室についてご答弁申し上げます。

総合庁舎におきましては、本庁舎の3階・7階にありまして、今ほど委員からご指摘のありました防犯対策というところでは、内側から鍵がかかるような形になってございます。

○小林施設整備課長 私から、区有施設に関するご質問にお答えいたします。

授乳施設でございますが、従来はなかなか設置されていなかったところではございますが、現在につきましては、新改築あるいは改修工事等の時期を捉えて、必要な施設に応じて設置を進めているところでございます。その際には防犯対策としまして、鍵の設置などを行っているところでございます。また、委員からお話ございましたブザー、呼出しボタンでございますが、従来は施設の機能に応じて設置をしておりますが、今後整備していく施設につきましては、原則設置することで、引き続き利用者の安全・安心につながる施設整備につなげていきたいと考えているところでございます。

○新妻委員 安心して利用ができますように、防犯対策をしっかり強化していただきたいと思います。特に防犯ブザーに関しては、新しいところだけでなく、今見直しをしていただく中で、必要なところには全て整えていただきたいということも要望させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして最後に、選挙管理委員会運営費から関連いたしまして、投票支援カードについてご要望させていただきます。昨年の決算特別委員会でも、投票所における配慮が必要な方への対応を求めましたが、大事なことかなと思っておりますので、改めて伺ってまいります。

投票したい意思があっても、投票用紙に記入することに不安があるなど、お手伝いが必要な方がいらっしゃいます。これは障害があるなしに関わらず、年齢も関係なく、そういう支援が必要な方がいらっしゃると認識しております。残念ながら、それぞれの投票所によって、いらっしゃる職員によって、対応が違ったりするのです。経験が豊富な方の対応であったり、初めての方の対応であったり、また、そこにいらっしゃる方は委託をして、パートやアルバイトで来ていらっしゃる方もいると思うのですが、区の責任者の方がいて対応されておりますが、なかなかそこが一定にならないというところがあります。

今、各地域の選挙管理委員会のホームページを見てみますと、投票支援カードというのが活用されております。総務省のホームページからも、それがダウンロードできるようになっているのですが、これをぜひ投票用紙と一緒に封筒の中に入れていただいて、どなたでも安心して投票ができるように、おうちでこういう支援が必要なのだということを書いたものを持って投票所に行ける、そういう体制を整えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 投票カードのご質問でございますが、提案としては、入場整理券に同封して全世帯にというイメージでお話しだと思います。

これにつきましては、23区では4区ほど実施している区もあるのですが、品川区では現在、コミュニケーションボードといいまして、支援の必要な方が、例えば入場整理券がないとか、字が小さくて読めないとか、そういうものをイラストや文字で表現したものを指さしていただいて、コミュニケーションが取れるようなもの、あと、筆談の道具を用意しております。

ご提案の全世帯に送ることにしましては、毎回書かなければならないとか、世帯によって必要の可能性、有無が把握できないということがあります。また、必要のない方も、その紙をどう対応するかということで混乱が生じる可能性もありますので、ご提案の方法を含めて、よりよい支援ができるような方法を検討したいと考えております。

○塚本委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 本日もよろしくお願いいたします。本日は、219ページ、斎場運営費についてお聞きします。区民の方とお話していても、非常に聞かれることの多い品川区の火葬場についてお聞きしたいと思います。

先ほど澤田委員が、お聞きしたいことをほとんど聞いていただいたので、ありがとうございます。同じ質問になるところは、省略させていただきます。

私から続いて質問となりますが、臨海斎場が2030年に施設の拡大予定ということですが、この拡大予定によって、どれぐらいの受入れが増えるのでしょうか、お聞かせください。

○吉野戸籍住民課長 こちらですけれども、臨海斎場には今、火葬場が10基あるのですけれども、こちらを6基増やしまして、16基に拡大する予定であります。

○おぎの委員 10基から16基に増えるということで、大切な方を亡くされた遺族の方々の心情はいかばかりかと思えます。おつらい中で、金銭的な面だったり、たまたま火葬場が混んでいた時期だったのででしょうか、何日も待たされて、スムーズなお見送りがうまくいかなかったという話も何件か聞いております。品川区としても、今後こちらを、現在予定している臨海斎場の施設拡大に向けて取り組んでいるということは、区民の方々にもお伝えしたいと思えます。

続きまして、臨海斎場以外で火葬をお願いすることになる民間の火葬場についても、今回幾つか陳情が出ていましたので、この機会に、区の意見をお聞きしたいと思えます。

現状、約1,000万人の人が暮らす東京都23区で、公営の火葬場はたったの2か所です。そのほか、7か所は民営となっております。東京都以外の自治体が民間の火葬場を統廃合して、公営の火葬場を整備していったのに対して、東京都だけが違う流れをたどってきました。利益を追求するのが民間企業の仕事ですので、どうしても経営面や株主の意向が価格に反映されることは避けられません。実際、今回の第3回定例会でも、行政が運営主体となる新規火葬場建築を求める陳情のほか、参考送付とはなりましたが、民営火葬場の火葬料金適正化や届出制について言及する陳情が2件出ています。

火葬場は公益性の高いものであり、公衆衛生、公共の福祉の点からも、ほかの自治体のように公営であるべきだと思っています。臨海斎場と同じように、こちらの桐ヶ谷斎場も品川区で買い上げのお考えはないのでしょうか。または、臨海斎場のように港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区の5区で協力して、こちらの桐ヶ谷のほうも運営していくという予定はございませんでしょうか。区の見解をお聞きしたいと思えます。

○吉野戸籍住民課長 公営の火葬場の建設については、今のところ計画はありません。ただ、臨海斎場に関しましては、先ほどお伝えしたとおり、火葬場の増設等を計画しておりますので、こちらで需要は満たされると考えております。

○おぎの委員 特に桐ヶ谷に対しては、予定はないということで、品川区でも、いつまでも安心して住み続けられる品川を目指して、区民の安定した生活環境を整えるために、様々な角度から問題解決に向けて、今後も取り組んでいっていただきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時00分休憩

○午後1時00分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。山本委員。

○山本委員 本日もよろしくお願いいいたします。

私からは、177ページの広報経費、211ページの地域スポーツ支援について伺います。

まず、177ページの広報経費について伺います。品川区では、公式ウェブサイトのほか各種SNS、アプリと、様々なツールにてデジタル上での情報発信をしておりますが、それぞれのツール利用の狙い、特徴、および閲覧や登録等の利用状況についてお教えてください。

○辻広報広聴課長 ネット上を使った情報発信のご質問かと思えます。

まずは、区の公式ホームページでございますが、こちらは区の情報を全て網羅しているオールラウンダー的な存在かと考えております。こちらの閲覧数は、月にして令和4年度の閲覧者数が33万人、総アクセス数が月にして109万8,000回でございます。

それから、ほかにも情報発信はいくつかございまして、TwitterやFacebook、LINE、YouTubeなどがございます。公式Twitterは、直近の数字で登録数が2万7,000、Facebookが4,500、LINEが3万4,000、それから、アプリ系のもものでは、例えば地図情報を使ったココシル品川、こちらのユーザーが月平均で4,900人、それから、お子様向けのパパママアプリというものが、ダウンロード数で言いますと2万3,000件程度あると認識しております。

○山本委員 ご答弁ありがとうございます。この利用状況について区ではどのようにお考えでしょうか、お考えを聞かしてください。

○辻広報広聴課長 利用数やその状況ということでございますが、他区などと比較をしたことはございませんが、例えばホームページですと、やはり区のことを全て出ておりますので、情報を得るための入り口として機能しているのかなと思っております。そのほかLINEですが、これは令和2年度の末に開始したのですが、こちらは3万4,000ということで、ほかの情報ツールと比べても利用人数が多く、若い方からお年を召した方までたくさんのユーザーの方がいて、情報を流すには非常に有益なものかなと思っております。

課題として考えておりますのは、ホームページも、先ほど申し上げたとおりアクセス数や閲覧者数というのは確認しているのですが、例えばどの曜日のどの時間に多いだとか、どこからホームページに入ってきたかとか、ページの中での推移、どこに行っているかというような分析はまだできておりませんので、そういったことをすることによって、より使いやすい、より伝わりやすいホームページになるかなというふうには、課題としては感じております。

○山本委員 ご回答ありがとうございます。ぜひ分析を進めて、より使いやすいウェブサイト等に取り組んでいただきたいと思います。また、LINEについては、私も登録しておりますが、情報が受け取れるということで効果的であり、さらに広げて行っていただきたいという思いがございます。

私自身思うところですが、品川区にとって区民の皆様、そして区外の皆様に、いかに効果的に情報を提供し、情報を有効に利用いただくか、関心・興味を持っていただくか、これは大きな課題であると考えております。また、その情報に触れて品川区に親しみを持っていただく、愛着を持っていただくということも大事なことであります。

伝えたいトピックをタイムリーに発信できる、今伸びているLINEやTwitter、Facebook、おのおの強みや役割があると思えます。一方で、公式ウェブサイトは、ユーザー自身が検索して該当ページを見に行く必要があり、なかなか情報にたどり着けない、簡単に情報を取り出せないという声もあります。その中で、スマートフォンの世帯普及率は約9割と言われ、スマートフォン、タブレット端末での情報収集が増えている状況下、情報を集約し、利用者にとって簡単に知りたい情報を見つけられるアプリを活用し、重点的に展開することが有効であるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

一般にアプリは、利用者が知りたい情報を簡単に引き出すことができるというメリットがあり、様々な企業が独自アプリを活用し、SNSと組み合わせて知恵を絞り情報展開をしております。品川区では先ほどご説明いただきましたとおり、子育て専用の子育てアプリと、それから観光等の情報提供ということでココシル品川という情報アプリがございますが、特にココシル品川、観光、まち歩き、それから子育て情報や防災情報、医療情報等、様々な情報を提供している中で、月間の閲覧数が4,000ぐらいということで、あまり多くない状況かと理解しております。こちらはGPS機能があり地図情報が載っているということで、便利な機能であるとも思いますが、残念ながら利用者が全然少ないという状況です。これはもったいないことであると考えます。

原因は幾つかあると推測します。まず、ココシルという共通アプリで、品川区という独自性がないということ、これが一因であるかと思えます。また、各情報が掲載されていることがまず大事なことでありますが、それぞれの情報があるだけとなっており、それ以上に關心・興味がそそられない状況であるとも感じました。それから、それぞれの情報が独自サイトに移行するなどで、情報が機能的・効率的に結びついていないということも感じました。おのおの所管する部署で対応しているので、横串を通すということは、開発、維持の両方で手間であったり苦勞する点ではありますが、利用者目線、区民目線に立つと、横断的で有機的な情報展開がとても大事なのではないかと考えます。様々な情報が見られるものになっておりますが、結局のところ、利用者にとって情報がうまく収集できる仕様にはなっていないのではないかと感じました。そして、閲覧者が利用するとお得だと思えるような、様々な情報提供や仕掛けがあればよいかと考えております。ここには民間の知恵を導入することが、得策なのではないかと考えます。

アプリには、課題として、開発、リニューアルコストがかかること、導入後の安定した運営が必要になることなどがあります。利用者側には、ダウンロードしてもらう手間がかかることなどが挙げられます。しかし、多くの方々に利用してもらうことができれば、区民の利便性向上、満足度向上、そして、品川区の親しみの向上につながるという効果が得られます。また、多くの区民の皆様、利用者となることができ、情報発信と同時に、効率的に区民からの情報を収集するツールにもなるというメリットもあります。区民アンケートでは、全区民への展開ということもありましたが、主に紙媒体での展開で、多額のコストと時間を要しました。デジタルであれば、低コストで迅速に行えます。区民と行政、双方向でのやり取りができるという大きなメリットにもつながります。これも大きいと考えます。

以上、品川区の総合的な情報発信に関する独自のアプリの開発についてご提案させていただきましたが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○辻広報広聴課長 区の情報を網羅したアプリのご提案かと思えます。アプリのいいところは、例えばプッシュ通知などで必要な情報が来たなと分かることですか、スマートフォンでワンタッチで中が見られて、必要な情報を取り出せるところだと思います。一方で、委員も今おっしゃいましたとおり、独自で開発するとなると多額な費用がかかって、そのメンテナンス等にもお金がかなりかかるということもございます。ホームページは今、一応スマホ対応の画面などもございますが、どういった形が一番皆様に届くか。伝えるのではなくて伝わる形をどうやったら取れるのかというのは、区民の皆様の意見もお伺いしながら、今後いろいろ考えていきたいと思えます。

○山本委員 ご答弁ありがとうございます。コスト等に課題があるということもございますが、区民の皆様の利便性向上や満足度を考えたときに、これは大事な課題でもあると思えますので、ぜひとも前向きなご検討をお願いいたします。

続いて、残り時間は少ないですが、地域スポーツ支援についてお聞きしたいと思います。もう短いので、要望としては、地域の少年少女スポーツチームの指導者の育成に対する課題があるということで、そういう区民の声を聞いておりますので、こういった支援について要望させていただきたいというところでございます。

○塚本委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 今日も当事者目線から質疑をさせていただきます。お願いします。

187ページのDV・カウンセリング相談でございます。私自身もDVの当事者でございます。といっても被害者でありまして、殴られたほうですけれども、過去の、昔のパートナーですけれども、そういうことで、DV・カウンセリング相談、DV全般で区が取り組まれている取組を教えてください。

○加島人権啓発課長 DVに関して区が取り組んでいる取組でございますが、まず、DV相談、男女共同参画センターで実施しております相談窓口の設置、それから、男女共同参画推進講座の中で今年度、デートDV、それからDVに関する講座を開催いたしました。

○やなぎさわ委員 DV相談という中で、主にされているのが恐らく相談窓口の設置ということで、品川区のホームページ、男女共同参画のところに「女性相談員による総合相談」というのがあると思います。そこで、DV相談、専門相談員によるDV相談、DVやストーリーについての相談に応じますと、配偶者やパートナーなどの親密な関係にある人からの暴力に対して、悩まず相談してくださいとありますけれども、この専門の相談員というのはどういった方が対応しているのか、もしくは件数、ここ数年の推移なども、分かりましたら教えてください。

○加島人権啓発課長 申し訳ございません。答弁に入る前に、先ほどの区取組について1つ追加させていただきます。義務教育学校へ、出前講座という形でデートDVに関する啓発を行っております。

DV相談についてですけれども、まずDV相談を行っている相談員の資格ということですが、こちらはNPO法人でDVの支援を専門に行っているところに、相談を委託しております。

相談件数の直近の推移というところをお答えいたします。まず令和4年度分ですけれども、DV相談につきましては55件です。令和3年度につきましては60件、それから、令和2年度につきましては56件、遡ってで恐縮ですが、そのような推移となっております。

○やなぎさわ委員 ということで、それなりの実績があるということですが、これは少し使い勝手が悪くて、直接電話もしくは面接で、1回50分というDVの相談があるのですけれども、これは1か月に4回しか開催していないのです。そのうちの3回は午後1時から4時という時間です。1日だけ午後5時半から8時半という時間があって、大体各3人ぐらいが、1日当たり相談できる体制になっているのですけれども、つまりお仕事をされている方はなかなか相談がしにくいという現状があると思います。

加えて、要は1か月間でキャパシティが、12人しか今相談ができないという状況になっていて、これだとなかなか相談したくてもできないなと思うのですけれども、この辺の区の受け止めはいかがでしょうか。拡充するとか、そういったことはお考えでしょうか、お願いします。

○加島人権啓発課長 DV相談は確かに、今ご案内いただいたとおり、日中が月3回、夜間が月1回という実施の状況になってございます。今現状やはり女性からの相談が多く、パートナーですとか配偶者が仕事に行っている間に、家を抜けて相談に来るといった方もいらっしゃいます。そういった状況を踏まえて、今現在は日中の開催を多くしているところでございます。

それから、令和4年度は旧荏原第一地域センターのほうに移転しておりますので、令和3年度の実

績で恐縮ですが、DV相談、月の利用率の中で年間の稼働率というのが40.8%でございました。私どもといたしましては、今ある回数をきちんと100%近くに稼働させていく、相談を周知していくということが課題だと考えております。

○やなぎさわ委員 では、この平日の時間帯と夜間の時間帯での稼働率の内訳というのはいかがでしょうか。

○加島人権啓発課長 大変申し訳ございませんが、手元の資料では時間別の内訳はございません。

○やなぎさわ委員 できればそこをしっかりと把握していただいて、もし夜間のほうに偏っているのであれば、ぜひ対策というか、拡充していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○加島人権啓発課長 ご要望はお受けいたしましたので、この後、課で統計を取り直してまいります。

○やなぎさわ委員 よろしくお願ひします。

あとDV対策として、個人的には、被害者を守るというのは当然そうなのですが、加害者に対しての更生のプログラムなどがこれから求められるのではないかとと思うのですが、そういった対応というか検討はされていますでしょうか。

○加島人権啓発課長 DVの加害者に意識ですとか行動の変化を促すに当たり、今、委員からございましたような専門的知識、対応を伴うプログラムの重要性については、認識はしております。ただ、区で実施するに当たって、そういった体制の確保ですとか予算面にまだ課題が多いことから、現状につきましては、東京都ウィメンズプラザの支援につなげているところでございます。

○やなぎさわ委員 恐らく今の答弁ですと、必要性はそれなりに感じていただいていると受け止めました。それで、やはりDVの問題となると、どうしても逃げさせるとか、そういった被害者の方に視点が向きがちなのですが、やはり加害者の方、いわゆるアンガーマネジメントといいますか、例えばこういったプログラムの中で言うと、暴力とは何かとか、子どもへの悪影響はどういったものが考えられるのかとか、怒りのコントロールの方法とか、そういったことを学びます。DVの加害者の方というのは、結構な割合で自分自身が子どもの頃に虐待経験に遭っていたとか、そういった経験をされている方も多いので、やはりこういうプログラムを受けることで、自分の内面であったり、あと被害者の方と向き合うチャンスといいますか、学び直すチャンスができるのだと思うので、ぜひ取組を進めていただきたい。

ただ、やはりこういうプログラムとういうのは、1回当たり大体安くて3,000円、高いと1万円ぐらいのお金がかかると。ただ、先進国ではかなり多くのところで、実際行われております。そして、手が回らないというお話もありました。お隣の港区では、現在こういったDV加害者の更生プログラムに助成金をつけたり、もしくはDV被害者の支援活動に対して補助金なども行っております。ちなみにDV被害者の方たちの支援活動を行っている団体への支援、補助金などというのは、区ではどの程度行っていますでしょうか。

○加島人権啓発課長 支援団体への補助金というお問合せですけれども、こちらについては区で現在補助制度はございません。

○やなぎさわ委員 やはりDV被害に遭われた方の避難先として、民間のシェルターも十分活用する余地があると思うので、その辺も前向きに検討していただければと思うのですが、いかがでしょう。

○加島人権啓発課長 DVの件ですけれども、品川区では令和2年4月1日付で配偶者暴力相談支援センターの機能を整備いたしました。こちらで、相談については男女共同参画センターを入り口として、支援につきましては福祉事務所が主体となって行っているところでございます。福祉事務所を通しまし

て、民間シェルター等の活用等も行っているところでございます。

○やなぎさわ委員 ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。それで、ほかの自治体の取組で言いますと、例えば明石市、森澤区長は子育て支援に明石市の取組を参考にしていられっしゃると言いました。やはりDV問題というのは子どもも関わってくるので、そういったDVの現場を見る子どもはトラウマにもなりますし、それが大人になったときに、子どもにまたしてしまうということにつながっていきますので、明石市の取組、アクションプランも策定していますので、そういった取組もぜひ参考にさせていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○塚本委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、175ページ、区施設営繕事務費について質問いたします。

昨年度の決算特別委員会でも、品川区のZEBに対する取組について質問してまいりました。ZEBとは、快適な室内環境を実現しながら省エネによって使うエネルギーを減らし、太陽光などの創エネによりエネルギーをつくることによって、エネルギー消費量の正味ゼロを目指す建物です。ホームページを拝見しますと、現段階におきまして、品川区ではZEB認証を5施設、ZEH認証を1施設で取得していると確認が取れました。全国自治体において最多であり、品川区が掲げる2050年ゼロカーボンや2030年SDGsの達成に向け、大きく貢献する事業であり、ぜひ引き続き強い推進をお願いしたいと思います。

この認証で示されるエネルギーの削減率、設計段階の想定値、要は分かりやすく言えば目標値です。より重要なことは、運営段階におきましても、この目標値と同程度の削減が継続的に進んでいくものであると考えております。

そこで、区で最初にZEBを認証しましたエコルとごし、施設の運営から1年以上が経過しており、前回の決算特別委員会では、その時点で想定以上の削減が進んでいるとの答弁がありましたが、令和4年度1年間を振り返りまして、改めて運営時におけるエネルギーの削減がどの程度であるか、お示しください。

○小林施設整備課長 令和4年度の実績でございますが、従来の建築物と比較いたしまして、省エネによりまして66%の削減、またこの施設につきましては、屋上に多くの太陽光発電が設置されておまして、その創エネを加えますと97%の削減ということで、設計時の91%を大きく上回る97%の削減につながっているところでございます。区としましても初のZEB施設ということもございまして、運用につきましては様々試行錯誤した部分ではありましたが、一定の成果があったものと認識しております。

○まつざわ委員 ありがとうございます。97%、目標以上の削減が進んだということが分かりました。時代の最先端に行くこの施設、私も生まれ育ったこの戸越地区にあるということは、私たち住民にとっても大変誇りであります。施設の利用者、特にうちの子どもたちも、よくエコルにたまるという言葉を使うのですが、よくエコルとごしにこうやってたまっていく子どもたちが、SDGs、またゼロカーボン、そういった話を聞いていると、区の取組を身近に感じているのだなというのは大変うれしく思っております。

昨年度の決算特別委員会の答弁では、運用時の工夫として、関係者間にあるエネルギー使用に関する会議体を毎月開催し、効果的な削減に努めているというご答弁がございました。大幅なエネルギー削減の計画を立て、実行し、確認しながら改善していく。まさにPDCAサイクルです。従来は、チェック・評価から改善・アクションにつなげるこの部分がなかなか難しいということは、よくいろいろな事

業で聞いていますが、このエコルとごしに関してはそういったことがうまくできたのではないかと。だからこそ、この1年間の削減量のすばらしい成果になったのではないかと考えております。

私もエコルとごしを利用しますが、特に今年の夏は記録的猛暑で、エネルギー管理の部分におきましては、特に空調の運営に苦勞されたのではないかと考えています。施設に入りましても、暑からず寒からず、快適性と省エネがうまく両立しているのではないかと感じました。見えない部分でご苦勞があると思いますが、快適性と省エネを両立させるための工夫、それに対してどのようにしていたのか、お示しください。

○小林施設整備課長 工夫という観点のご質問でございますが、この施設、非常に天井の高い部屋が多くございまして、例えば今、ご案内いただきました空調という観点で申し上げますと、部屋全体を空調することはせず、人が活動するエリア、大体床から2メートル辺りになるかと思いますが、そういった場所を集中的に空調を行うということをして、例えば省エネに配慮しつつも利用者の快適性が担保される工夫をしているところでございます。また、快適さの捉え方というのはやはり人それぞれでございますので、これらにつきましても、区であったり設計者であったり、またこの施設につきましては、建築環境に精通された大学の先生にもご協力いただきまして、測定等を行うことによりまして、それらの結果を空調の運転や設定温度などに生かしていくといった取組をしているところでございます。

○まつざわ委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、体温の感じ方というのは人それぞれだと思います。その評価は非常に難しいですが、先ほどお話しいただきました、区の設計者、そして大学連携、そういった検証というのは、今後の施設づくりにおきましても大いに生かされるものと期待しています。

令和5年3月に中間見直しを行いました環境基本計画では、令和9年までに、区有施設のZEB化を12施設で進めるとありました。2050年の脱炭素社会の実現に向け、行政がZEB施設を積極的に整備していくことは、民間事業者を牽引する上でも大変重要な取組でございます。全国自治体最多の認証取得数を誇るこの品川区、様々な自治体から多くの注目を浴びているとお聞きしております。また、公共施設を多数持つ都市部の自治体の特性から、強力なシティプロモーションの一つとして、強みになるのではないのでしょうか。こうした観点におきましても、今後より多くの取得を目指していただきたい。特に今年度から来年度に向けましては、大変多くの施設で新・改築、また大規模改修の設計が予定されており、勝負の年であると考えております。

そこで、来年度に向けての取得について、また他自治体から民間事業所への波及、広がりについての考えをお示しください。

○小林施設整備課長 2点のご質問でございますが、まず1点目の取得についての考え方でございますが、先ほど委員がご案内のとおり、今、区では、新・改築などの機会を捉えまして、現在6施設で認証を取得したところでございます。今まではどちらかというと比較的小さな施設が多かったところでございますが、より削減効果の大きい大規模な施設においても、今後取得について目指していきたいと考えているところでございます。

また、当面使用し続ける区有施設もいろいろとございます。既存施設のZEB化も非常に重要な取組だと認識しているところでございまして、大規模改修などの機会を捉えましてZEB化をするなど、様々な角度から検討を重ねていきたい。最終的には、目標である令和9年度までに12施設の取得、これをどうにか目指していきたいと考えているところでございます。

また、2点目の波及という観点でございますが、こちらも今ご案内いただきましたが、様々な自治体、

あるいは企業が、このエコルとごしを今、視察されているところをごさいます、また区としましても、講演会、あるいはセミナーなどを使いまして、今までの経験等をお伝えしているところをごさいます。これらを通じまして多くの方にZEBを知っていただく、そして、理解に努めていく、普及につなげていく、そのようなことを引き続きやってまいりたいと考えているところをごさいます。

○まつざわ委員 来年度は、お話が出ました多くの取得認証とともに、現在建設中の北品川ゆうゆうプラザ、また出石つばさの家など、ZEBを取得した施設の運用というものが始まってまいります。課長がお話のとおり、今までの知見といったものが大きく活用される大切な1年です。

ZEBに限らず、このような新しい取組を維持するためには、管理職のリーダーシップというのが大変重要になると私は考えています。特に技術系の管理職というのは、個人が持つ専門性をより発揮できる配置が、今後の区政のため、また管理職のモチベーション向上には大変重要となります。一般職員におきましても児童相談所、また新庁舎整備課、情報推進課におきまして、希望者を募る新たな人事制度も昨年より始まりました。管理職におきましても適性などを踏まえた新たな人事制度、こういったものの検討などを期待、そして要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○塚本委員長 次に、つる委員。

○つる委員 187ページ、DV・カウンセリング相談、201ページ生活安全推進事業、214ページ、戸籍及び住民基本台帳費について伺います。

一番最後については、お墓のことについてお聞きしたいと思うのですが、今日は10月3日でありまして、登山の日だそうであります。「なぜ山に登るのか、そこに山があるからだ」、これはイギリスの登山家マロリーの言葉であります。品川区政にとっても、こうした決算特別委員会をはじめ、品川区の課題が山積している。この山をいかに登攀していくか、こういうことが大事かと思えます。そのマロリーは、残念ながら最終的に登頂できなかったのですが、その遺志を継いだヒラリーとテンジンが初登頂に成功して、その秘訣といいましょうか、それが、早くからの準備、先入観を捨てたこと、中心者の執念、そして最後が、不滅の友情であったと言っております。この不滅の友情は、言い換えれば信頼関係。この品川区政にあっては、総じては品川区民、別してはこの品川区議会になるのかなというところでは、こうした真摯な議論を通じて、品川区の課題が山積する、その一つずつを解決する登攀を共にしていきたいなという思いで、質問をさせていただければと思えます。

まず、DV・カウンセリング相談ですが、男性相談の視点でありますけれども、これは先ほど来質疑がありますけれども、男性相談についての相談実績をまず教えてください。

○加島人権啓発課長 男女共同参画センターにおけます各種相談の男性の相談の割合ということでお答え申し上げます。こちらですけれども、令和4年度につきましては、法律、カウンセリング、DVを合わせまして210件の相談がございました。その中で男性からの相談は19件、割合といたしましては9%という内容になっております。1年前、令和3年度につきましては、やはり3種の相談を合わせまして263件の相談がございました。そのうち18件が男性からの相談で、割合としては6.8%となっております。最後に、令和2年度分につきましては、こちらは合わせて261件のご相談がございました。そのうち35件が男性の方からの相談で、こちらは割合といたしましては11%となっております。

○つる委員 3か年、教えていただきました。若干凸凹はありますけれども、全体としては増加していく傾向なのかなと思ったりします。その上で、これは電話での相談、法律相談も含めての今のご答弁かと思えますが、女性相談員の方による相談については電話のみということで、ホームページでも確認

させていただきました。

ここについては、先日の報道で確認させていただきましたが、OECD（経済協力開発機構）の幸福度白書の一部の中で、日本というのは男性の幸福度が女性よりも低い、これがずっと示されているところであります。これは、いわゆる男性らしさ、性規範と言いましょか、こうあらねばならない、私もどちらかというところというタイプなのですが、そうした中で、そこになかなか到達できないというところにおいて、当然、何に基準を持って幸福にするかという、その設定そのものもあろうかと思いますが、なかなかその思いが実現できない、もしくはその享受を受けている、そうした違いもあるのかもしれませんが、一方で、男らしさというジェンダーの性規範で苦しんでいる男性もいると指摘をされていて、これは職場、家庭、日常、被抑圧性に苦しむ人がいるというところであります。

特に男性は、覇権的男性性でありますとか従属的男性性というところで、そうしたことで苦しんでいる方も一方ではいらっしゃる。ジェンダー平等の取組が進んでいくわけでありましてけれども、いわゆる女性の視点というのは、日本の今のこの歴史の中を見ても、これはこれで強力に進めなければならないという部分と、もちろんその一方で、男性にもこのジェンダー平等という視点が必要である。このバランスが非常に大切になってくるのかなと思っております。

そうしたところで、その声を受け止める、まずその窓口、入り口がすごく大切というところでは、現在、品川区は電話対応ということかと思っておりますが、例えば23区で見ても、中央区、新宿区、北区、練馬区は窓口、それから、江東区、大田区が電話となっておりますけれども、ここについて品川区は今後、こうした傾向のある中で、窓口対応としての男性相談、こうした視点についての今のお考えを教えてください。

○加島人権啓発課長 法律相談とカウンセリング相談につきましては、現状、面接でも男性は承っておりますが、DVにつきましては、こちらだけ男性は電話のみのご相談とさせていただいているところでございます。やはりこちらはジェンダーの話と関わってきてしまうかもしれないのですが、一般的に女性のほうが今現状、DVの被害割合が、こちらで取っている統計で多いことから、男性の姿を見ただけで相談者として萎縮してしまうという方がいらっしゃいます。実際そのような方とお話ししたこともございますが、そのような理由から、今、DV相談については、女性のみとさせていただいているところでございます。

それから、少し男性の男らしさについてご発言がございましたが、区のほうで今後、男性の生きづらさに関する講座なども開催していきたいと考えているところでございます。

○つる委員 今、最後、ご答弁にもありました講習とか講演とか、そういうのがありますけれども、実際にそうした課題が今現実ある中で、そういう意味では、両方の、多様な性ということで今ありますけれども、自然な形で相談に赴けるところを設定することも大事なのかなという視点では、相談員の体制もあると思っておりますが、そうした男性の側に立ったいわゆる男性相談の窓口、これもしっかりと今後検討いただきたいなと思っております。

次に行きます。生活安全ですが、これは、一般質問でさせていただきました個人宅向け防犯カメラの設置助成についてであります。これはもう要望ベースであります。ただ、ご答弁のときに、2定の答弁、これは多分、委員会の前だったからなのかもしれないのですが、答弁では1,280台とご答弁いただいているのですが、令和4年度まで含むと1,456台になると思うのです。ここの数。それから目標については、行政評価シートを確認させていただくと、令和11年までのあと7年間で年度100

台ずつ増やしていく。長期基本計画を見ると、2029年度、同じ年度で1,680数台ということで目標があったのですが、上方修正されているのかなとは思いますが。

当然この行政評価シートにも書かれてはいるのですが、犯罪が少しずつ減ってきていると。一方で、団体の活動の困難性とかが指摘されている中では、やはり防犯カメラが犯罪抑止につながる、資するということもあろうかと思えます。事例では荒川区の対応とかも紹介させていただきましたし、また、犯罪者というのは1人区間を狙っているというところを考えると、やはり細街路といいたほうが、細い路地にもそういう防犯カメラがあるということが犯罪抑止にもつながるということから見るならば、やはり各家庭で設置されている防犯カメラに対する助成の必要性というのが、すごく濃くなってきているのではないかなと思えますので、改めてご答弁いただければと思います。

○河合生活安全担当課長 委員ご指摘のとおり、地域の防犯カメラを今、拡充しているところでございます。延べ台数で増加傾向にありますけれども、実際残っているかどうかの確認が、これから町会のほうにいま一度確認して、正確な台数を把握したいと考えています。

また、個人宅の防犯カメラの助成につきましては、第三者のプライバシーの保護とか、そういったところで、適正な審査とか指導等を行う必要がございますので、やはり受理体制とか、そういった治安情勢も含めて、どのぐらいの要望があるかというところは注視しながら、やはり調査研究しながら、その必要性等は判断していきたいと考えております。

○つる委員 ぜひ引き続き、ここについては他区の事例もありますので、個人宅向けの防犯カメラの設置助成については、大きい部分で検討していただきたいと思えます。

最後、戸籍関係に関連してお墓のところですが、臨海斎場の質疑がよく出ています。もう時間がないので紹介だけで。これ、実は1990年、平成2年3月19日、私の父が47歳の誕生日のときに予算特別委員会の総括質疑で、この臨海斎場を一部事務組合でやったらどうだということを提案させていただいて、それが時代を経て今こういうふうになってきて、そして、2030年に向けて拡充という質疑がされているところでは、個人的にも、その施策の継続性というところでは、非常に感慨深く質疑を確認させていただいたところではありますが、斎場のその先の墓の課題については、改めて別の款で質疑をさせていただきたいと思えます。

○塚本委員長 次に、石田しんご委員。

○石田(し)委員 よろしくお願ひします。私からは201ページ、歩行喫煙防止、195ページから197ページの地域振興経費、209ページの歴史館についてお伺ひします。

まず歩行喫煙ですが、昨日も少したばこ税のところでは触れましたが、まず、品川区として、紙たばこ加熱式たばこについて取扱いはどうにされているのか、教えてください。

地域振興経費についてです。特に町会の在り方について、昨日も人口増加がどのような動きになっているのかというのを質問させていただきましたが、これをなぜ質問したかということ、品川区は、いわゆる旧住民と新住民の方が混在していて、今、新住民の方が非常に増えてきている。これをなぜ昨日、区民税のところでは触れたかということ、いわゆる今まで品川区に住まわれていた方と違う方たちが入ってきて、どのように社会、まちを形成していくのかという、とても重要な課題かなと思えます。特に私が活動している五反田・大崎エリアではマンションがどんどん建設されて、マンションに住まわれる方と、大井町、荏原地域などでいわゆる戸建てに住まわれる方たちというのは、非常に意識も異なりますし、それぞれ生活スタイルも異なってくる中で、どのように町会の在り方を考えているのか、お知らせください。

歴史館の運営費についてですが、これは歴史館にこだわっているわけではないのですが、区が所有しているいわゆる重要文化財など、芸術品も含めて、どのぐらい歴史上価値があったり、価格的にも価値があったり、そういったものを所有されているのか。大枠で大体どのくらい、件数は分からなくてもいいのですが、大体どのくらいあるか、もし把握をしていたら教えてください。

○河合生活安全担当課長 まず最初に、喫煙の紙たばこと加熱式たばこの対策の関係でございます。区では、やはり紙たばこの臭いの苦情が、臭いが伴いますので多く寄せられることがございます。特に指定地区5地区の中でも、紙たばこの煙の苦情が多いところにはコンテナ化を進めているところでございます。ただ、加熱式たばこのほうは結構比率が上がってきているというところで、大崎と五反田で、電子たばこ専門のというところで設置をしているところでございます。そういった個別具体的な対策を、今後も続けていきたいと考えております。

○宮澤地域活動課長 マンションが増えている中で、町会としての在り方というところでのお尋ねでございます。地区によってはマンションが急増しているところもあります。町会から聞いている声としても、マンションとの関係づくりというのに非常に課題を感じているというところで、町会としてもマンションの住人にしても、マンションの実態調査でも、町会に期待することとして、お祭りやイベントというお声もあります。一緒にできることというのも非常に多々あると思います。その中で、マンションの関係づくりを含めて、町会がこういった形で地域のコミュニティを発展させていけるかというところで、様々な角度から支援をしていると、これからもしていくというところでございます。

○篠田文化観光課長 歴史館の収蔵品に関するお尋ねでございます。歴史館で様々な形で収蔵品を持っているのですが、基本的に、区が持つ財産というのは、10万円以上になると備品登録をする形になりますので、そうなりますと、要は、美術品ですとかそういうのを全部ひっくるめて、歴史館全部のものという形になってしまう。申し訳ございませんが、ただいまの時点では手元で全体の備品の登録の経費というのは分からないのですけれども、美術品だけを抜き出して価値をとというのは、なかなかそういった形での集計というのは取っていないところでございます。

○石田（し）委員 それぞれありがとうございます。

まず喫煙ですが、いわゆる紙たばこと加熱式たばこは、もうこれは取扱いを変えているのですよね。なので、臭いとかがそうで、何を言っているかという、加熱式たばこを今吸われている方というのは、少し今まで紙たばこを吸っていた方と意識が違って、例えば臭いが無い、あと火を使っていないので、例えば歩行喫煙をしても、子どもたちに火をぶつけることがない。いわゆる紙たばこよりも若干安全だという認識を持っている。この紙たばこと加熱式たばこを吸っている方たちの認識の違いがあるので、これは区もしっかりとそこを分けてきちんと考えていかないと、なかなかその対策というのは打ちづらくなってくるので、先ほど加熱式たばこ紙たばこの喫煙所を変えているという話もありましたが、ぜひそういった視点で取り組んでいただきたいと思いますが、改めてご答弁いただければと思います。

それから、町会の在り方ですが、本当に例えば五反田地域と荏原地域で、まるきり今違うと思うのです。これを統一的に町会だといって1つのまとまった感覚でやっていると、これはもう無理があるので。もう限界。これを本当にどうやって変えていくかというのは、区がある程度主導的にやっていかないとなかなか難しいのかなと思うので、人口がどのように流入されて流出されているのかというのを把握しながら、どういうふうな社会が形成されていくのか、なぜ町会が必要なのか、こういったことを改めて考えてやっていかなければいけない。

例えば戸籍住民課で転入された方に町会の紹介をしていると言うのですが、例えば何丁目何番地何号に住まわれている方は、あなたの町会は何々町会ですと言ってくれば分かるけれども、言わなかったら、今の若い人たちは分からないですよ。自分の町会がどこかも分からない。なので、もし本当にそういうふうに紹介をするのであれば、はっきりピンポイントに、あなたのお住まいの場所は何々町会ですと、もしご興味がありましたらこちらにご連絡くださいみたいな、そういう直接的な広告を打っていただきたいと思いますが、その点を改めて。

また、人口が増えているのに、町会の方たちの人手が足りないと言われているのです。何でこれ、品川区の人口は多くなっているのに、町会のみならず、いろいろな団体もそうですが、人手が足りていないとなっている。これをやはり考えていかなければいけないし、一つは、やはり子育て世帯の方たちを巻き込んでいくのが非常に効果的。そこにはやはりPTAや学校関係者との協力が、これまた必要なわけですね。そこはやはりどんどん学校と連携して、子育て世帯と一緒に町会活動をしてもらうというのが、将来的にも町会にその方たちに残ってもらって、一緒に若い人が活動できるような仕組みづくりというのをやっていかなければいけない。こういうのをやはり区が先導的にやってこない、なかなか難しいと思うので、その辺の考えを改めてお聞かせください。

歴史館についてですが、いわゆる美術品も含めて、様々、多分、区が所有されているのだと思います。これを歴史館だったり美術館だったり、品川区が持っているものでやっていくよりも、それはもちろんやるのですが、それだけではなくて、今は技術がどんどん発達していて、それこそメタバースで、その空間で様々な美術品も展示することができるし、売買をすることができる。バーチャル美術館だったりバーチャル歴史館をつくることによって、品川区に来なくても、品川区の様々なそういう所有されている美術品などを皆さんに見てもらうこともできる。こういう技術革新がどんどんされているのに、区が所有しているだけだと、僕はもったいないと思うのです。

なので、ぜひその辺も検討していただきながら、バーチャルの空間も活用して、どんどん品川区が持っている財産を皆さんに紹介していただきたいと思いますが、その辺もお知らせください。

○河合生活安全担当課長 加熱式たばこ紙たばこの対策ですが、マナーについては公平にやっていきたいと考えています。喫煙所につきましては、やはりニーズに、比率に沿って、地権者の了承を取りやすい加熱式たばこも併せてやっていきたいと考えております。

○宮澤地域活動課長 まず、転入者へのご案内というところでは、それぞれの地域センターでそれぞれの地区ごとのパンフレットというのをお渡しして、工夫をしているところでございます。あと子育て世帯というところでは、補助金の中にも児童参加地域事業補助金ということで、親子向けということで、町会へのきっかけづくりというところで、工夫して支援しているところでございます。

○篠田文化観光課長 今後、様々検討してまいりたいと思います。

○塚本委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、183ページの非核平和都市品川宣言について、218ページの選挙費に関わって、投票権、参政権の保障を求めて質問します。

まず、非核平和都市品川宣言について伺います。さきの一般質問で、品川の平和宣言と核抑止論は相入れないと、核抑止論を否定していると思わないですかと、私のこの質問に、区は宣言と核抑止論が相入れないということを認めず、直接の答弁を避けるばかりでした。核の緊張が高まっている中で、まともにもそういうことに向き合おうとしていません。

まず、そこで伺いたいのですけれども、この品川の宣言、ここには何と書いてあるのか伺います。

○勝亦総務課長　すみません、全文を読むわけに、手元にはあれなのですけれども、非核平和の核兵器の廃絶、それから恒久平和の確立に向けたということをやっているものがございます。

○のだて委員　核兵器廃絶と恒久平和の確立ということで説明されました。その中で、やはりそれに向けて、持てる国は即時に核兵器を捨てよと書いてあると思うのですが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長　おっしゃるとおり、そのように記載されております。

○のだて委員　そのとおりに書いてあるということですね、やはりそこを見ると、この品川区の非核平和都市宣言は核抑止論、これは、核兵器をいざとなったら使うぞということで相手を恐怖で抑え込むというものですけれども、この抑止論を否定していると思いますが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長　記載のとおり、核兵器を捨てよというふうに訴えているものと考えています。

○のだて委員　核兵器を捨てよと書いてあるということは、この核抑止論、核兵器を持って脅すということを否定していると思いますが、改めて伺います。

○勝亦総務課長　非核平和都市品川宣言につきましては、非核平和都市品川ということで、核兵器の抑止について記載しているものではないと考えております。

○のだて委員　抑止については書いていないということですが、核抑止と核兵器廃絶、恒久平和の確立ということを訴えているわけですね、品川宣言では。ということは、核抑止論を否定しているのだと私は思うのですけれども、なかなか区はお認めにならないのですが、区の宣言は、即時に核兵器を捨てよという立場に区としても書いてあるのですから、そこに本当に立っているのかなと思ってしまうのですけれども、改めてその姿勢を伺いたしたいと思います。

○勝亦総務課長　「持てる国は、即時に核兵器を捨てよ」、そのように記載していると認識しております。

○のだて委員　書いてあるという事実しか答弁されないのですけれども、今、こうした、核抑止論を否定するということが、実際に使用すると、そうしたことを否定していくということが、核廃絶に向けて大きな力になると思うのです。なぜ品川区の宣言が核抑止論を否定しているということを表明できないのか。こうしたことを表明していくことが、さらに核兵器廃絶、また恒久平和の確立への強い発信になると考えていないのか、伺います。

○勝亦総務課長　非核平和都市品川宣言によりまして、区が自治体として、平和に対する思い、そういったものを区民に着実に伝えていくということが、区の務めであると考えてございます。

○のだて委員　区民にそうした思いを伝えていくということは重要だと思います。その下で、それをさらに前に進めていくということで、今の核抑止論にしがみつくと、こういう、いわば核の傘に入っている国々を核廃絶の道へと踏み出させていくために、非核平和都市宣言をしている品川区がそうした表明をしてさらに発信をしていくことが、核兵器廃絶への力になると私は思います。区としてもそうした視点に立ってほしいと思います。

この宣言には、加えて「開発された兵器で使われなかったものはない。これは、歴史の恐るべき証明である」ということも書かれています。存在すれば使用されてしまうのです。区は、今もこの宣言と同じ認識であるということでしょうか。確認させていただきたいと思います。

○勝亦総務課長　「開発された兵器で使われなかったものはない。これは、歴史の恐るべき証明である」、このように記載されております。こういった、ここに書かれております非核平和都市品川宣言、こういったものを区民の方にしっかり伝えて、恒久平和の確立に向けた取組をしていくというのが区の役割だと考えております。

○のだて委員 書いてあることを伝えるというのですけれども、それをさらに発信して、現状に即した発信をしていくということが、私は必要だと思います。

この間、品川区は平和首長会議にも参加されました。その中で、この平和首長会議では、G7広島サミットを目前にということで公開書簡を出しておりました、私たちは核抑止力を肯定的に捉えざるを得ない状況を転換し、核兵器そのものをなくす以外に道はないということを認識して、核軍縮、近代化の中止を要請するというので書いてあります。こうした品川区も加盟している平和首長会議と歩みを同調させて、さらに核兵器廃絶への発信、平和首長会議とともに核抑止論を否定して核廃絶へと歩んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 憲法の趣旨を踏まえたこの非核平和都市品川宣言の訴えを、非核平和、恒久平和を訴えていくというのが、区民の方にお伝えしていくのが、品川区の自治体としての役目だと考えてございます。

○のだて委員 同じ答弁しかされないのですが、ぜひそこは一步踏み出していただきたいと思うのです。

それで、少し提案をしたいと思うのですけれども、今、品川区は平和首長会議に参加しているということで、さらに一步進んでいただいて、核兵器廃絶を求める非核宣言自治体協議会というのがありまして、ここにぜひ参加をしていただきたい。さらに一步踏み出していただきたいと思います。既に23区の中でも、港区、新宿区、目黒区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区というところが加盟をしておりますので、品川区としても加盟していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 核兵器廃絶、恒久平和の確立に向けましては、区民の方にこういった非核平和都市品川宣言を踏まえたお伝えをしていく、それを踏まえた今までの事業をしっかりと展開していく、そういったものを品川区は今後やっていきたいと考えております。

○のだて委員 これまでの事業を続けていくのはいいと思うのです。そして、さらに拡充をしてもらいたいと思います。特に子どもたちを派遣しているということは、さらに拡充をしていただきたいと思いますが、ぜひさらに一步前に進んでいただいて、核抑止論では駄目なのだと、核廃絶こそ必要なのだということで発信をしていただきたいと思います、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、投票権について伺います。

区内でも高齢化が進んでいると思いますけれども、歩いて投票に行くことが困難になっているという方も増えていると思います。また、入院や施設に入所されている方も増えていくということになると思います。投票の仕組みとして、こうした施設でも投票ができると思うのですが、現在、区内でこうした指定を受けている施設はどんな施設で何か所あるのか。また何人の方が実際に投票されているのでしょうか、伺います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 区内の不在者投票の指定施設についてのお尋ねだと思いますが、9月27日現在で、区内で指定をされている施設は37施設になります。そのうち病院が16、特養ホームを含む老人ホームが20、それから、障害者施設が1という内訳になっております。また、この4月に行われました区議選において指定施設での投票を利用した方は、411名の方から請求があり、利用していただいているところでございます。

○のだて委員 各施設での人数も後でご答弁いただけたらと思いますけれども、老人施設の中には、認知症グループホームなども入っているのでしょうか、伺いたいと思います。また、障害者施設1か所ということで、1か所というのはなかなか少ないと思うのですけれども、なぜなのか伺いたいと思いま

す。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 まず、4月の選挙で指定施設を利用された方411名の内訳でございますが、病院が157名、老人ホームが236名、少年院が1名、それから、障害者施設が17名という内訳になっております。

それから、障害者関係の施設の指定が1についてでございますが、これは、東京都で指定施設を指定するという制度になっておりまして、都の規定の中で、対象とする施設が病院、それから50床以上のベッドがある老人ホーム、身体障害者支援施設、それと生活保護の施設という形になっておりまして、そういう中で、一つは、障害者施設といいますが、精神障害者の施設は対象になっていないというのがあります。それから、施設サイドで、事務の人員であったり、それから施設の構造上、要件を満たすところが少ないということもありまして、都の審査まで行っていないという現状があるのが一面だと考えております。

○のだて委員 いろいろな要件がある中で、障害者施設は様々、その要件に入っていないということだと思います。そうしたことになってしまうと、そうした指定施設も含めて、ほかのところでも、実際投票に行くということで支援をして、投票権を保障するということが私は必要だと思うのですけれども、いかがでしょうかということと、入院、入所されている方というのは、具体的にはどうすればこの仕組みを使って投票できるのか、伺います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 まず、いろいろな支援が必要な方の投票に関しましては、選挙管理委員会としましても、できる限り支援策を講じて、また福祉の担当部署とも連携しまして、投票の機会が確保できるようにということは、努めているところでございます。

それと、投票に関しまして、お尋ねのものは施設によるものでございますが、郵便による投票であったり、それから、近くの地域センターの期日前投票所などを合わせまして、いろいろな方法の中で投票していただくというのが現在の制度になっておりますので、その中でできる限り投票の権利の確保というのに取り組んでいるところでございます。

○のだて委員 入所されている方の不在者投票のやり方、ぜひそれを区からも働きかけていただいて、病院などからも有権者の方に働きかけていただきたいと思います。また郵便投票、予算特別委員会で聞いたときには、年1回言う機会があるということではなかったのですが、その状況を伺いたいと思います。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 まず指定施設につきましては、東京都の選挙管理委員会、それから区の選挙管理委員会から、説明会や関連の機会を通じまして、呼びかけは行っているところでございます。それと、施設のほうで、やはり先ほど申し上げた人的なもの等の制約があるということは聞いております。

○塚本委員長 次に、田中委員。

○田中委員 194ページ、地域活動費の中の町会活動支援につきまして、先ほどせらく委員も取り上げられた観点からお伺いしたいと思います。

これまで私、いろいろな部署の理事者の方々にいろいろな相談をさせていただいたときに、それぞれ対応があるわけですが、積極的に前向きに解決策を提示してくださる方と、いや、これは難しいですということで、できないことをあれこれ述べられて、結果的には難しいということで相談が終わってしまうケースがあるのですが、今回はぜひ前向きな視点での取組をお願いしたいと思います。

先ほどの、個人情報保護関連についてですが、町会活動が行われる際に、これまで高齢者のお祝い、成人のお祝いなどの名簿を提供されてきました。それが、個人情報保護法によってできなくなっている

というご答弁でありましたが、これまでは、個人情報保護法が以前からある中で、令和3年に改正されて5年に施行された。個人情報保護法というのはそもそも、個人情報取扱い事業者を管理するための法律としてありまして、国に対しましては、行政機関、個人情報保護法があって、地方自治体においては、各地方自治体ごとの条例によって個人情報が管理されていたと。それが、品川区におきましては、情報公開条例、そして個人情報保護という観点で条例がありましたが、その法改正、そして施行に伴って、条例が情報公開のほうに絞られて、地方自治体は個人情報保護法によって管理されることになった。

その結果として名簿の提供が難しくなったというご判断なのですけれども、要は同じような、以前は品川区が条例で管理していたものが、国による全体の法によって管理されるようになったことに伴って、何ゆえ情報提供ができなくなったのかというのを、より具体的にご説明いただきたいと思います。

○宮澤地域活動課長 町会・自治会への高齢者名簿の提供のところの法律の部分でございます。委員のご指摘のとおり、これまで品川区情報公開・個人情報保護条例の目的外利用に基づいて提供させていただきました。委員ご指摘のとおり、この4月の法律の改正に伴いまして、条例の個人情報保護の部分に関しては削除されまして、法律の下の運用というところになりました。

法律の下の運用のところ、国から個人情報の取扱いのガイドラインも行政機関向けにも発出されております。その中で、これまで従前のとおり目的外利用ということで行っていましたが、そういったところに関しては、個人情報保護法の運用の下では提供ができないというところになっているところがございます。

○田中委員 関連しまして、今年の予算特別委員会でやはりこのことの議論がありまして、これまで活用できたものができなくなったことに対しまして、当時の地域活動課長から、その可能性について探っていきたいというご答弁がありましたが、その後、探った結果、どのような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○宮澤地域活動課長 個人情報保護法の改正に伴いまして様々確認しているところでございますが、やはり先ほどの答弁のとおり、個人情報のガイドラインにのっとり、目的外で本人の同意なく提供するということは、困難というところでの結論でございます。

○田中委員 解釈論かもしれませんが、この個人情報保護法の目的に関しましては、デジタル化が進む中で、個人情報が様々な形で活用されてきている。その一方で、しっかり管理をしなければいけないという背景もあって、個人情報保護法が規定されたのだと私は思っていますので、ここの目的にもありますように、要は、個人情報の保護と個人情報の活用の面からのバランスが、私は必要だと思うのです。何が何でも全てを保護法ということから管理しなければいけないという立場だけではなくて、この目的にも、その活用といったことも踏まえて、両者のバランスを取るべきだということを目的とすると規定されているように、やはり地域活動をしていただく上で、一定の情報共有というのは、特に町会の皆様とは私は必要だと思っております。

そういう観点、この目的に照らした中で、やはり国によるガイドラインによって一切提供できないというご判断なのでしょうか。

○宮澤地域活動課長 町会・自治会が行っていますお祝い事業というのは、やはり地域のコミュニティ発展に大変有意義な事業だとは認識しております。その一方で、法律の改正に伴いまして、情報の活用というお話がございました。様々な情報を活用していく部分というのはあろうかと思えます。ただ、その中で、個人情報を今まで条例の中で目的外というところの中で、町会・自治会のお祝い事業に資するということで、まさに情報の活用を図っていたところではございますけれども、今後、条例ではな

く法律の下ということになりますと、国の示す指針に基づいて行っていくというところでございます。

○田中委員 この個人情報保護法の中に地方公共団体の責務ということがありまして、地方公共団体は、「個人情報の適正な扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とあるように、そうすると必要な施策として、町会への、町会活動を有効に生かしていただくための品川区としての施策として盛り込むことによって、私はこの法に対してはしっかり対応できるのではないかと、素人ながらの解釈をしておりますが、そこはいかがでございましょうか。

○宮澤地域活動課長 必要な施策という部分でございます。町会・自治会が行うお祝い事業というのは、やはりそれぞれの町会・自治会が独自に行っている事業でございます。区としてもお祝い事業というのは実施しているところではございますけれども、町会・自治会の独自の事業に対してというところの観点からいきますと、法律の下の運用というところでは、やはり目的外の提供になってしまうというところがございます。

また、これまでも9月のお祝い事業のたびに、区にも、区民の方から苦情の問合せというのもいただいていたところです。また町会からも、お届けに行ったときに、何で情報を知っているのですかということでの苦情もあったというところで、個人情報の保護の運用に関しては、重要かつ慎重に行うべきかというところがございます。

○田中委員 そういう意味で両方のバランスが必要でありまして、管理をしっかりした上での有効活用というのが私は法の精神だと思えますので、そこはぜひノーと言わず前向きな、では、どういうふう
に解釈したら対応できるのかという観点も含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと存じます。

同じく地方公共団体の施策の中に、「地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。要は地域、特に町会活動で、名簿を活用した中でより積極的に町会活動をしたいという町会に対して、これまで何か、いわゆるここに書いてある施策として、品川区が町会の皆様にされたのかということを知りたいのと、あと、時間がないので、私がぜひ、参考にしていただきたいのは、横浜市は逆で、この個人情報を有効活用するという視点から、地域住民の方に呼びかけをされています。特に目を引いたのは、町会名簿を積極的に作りましょう。ただし、それをしっかり管理するためにはこういう規定が必要なので、そういうガイドラインを横浜市は出されていますので、私は消極的な取組ではなくて、積極的に有効活用する視点でぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、すみません、残り数秒で願います。

○宮澤地域活動課長 名簿の提供というところに関しましては、これまでは同意がないところですが、ご本人の同意があるものは提供しているというものです。

○塚本委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、201ページ、地域支え愛活動経費、同ページで生活安全活動費、221ページ、公報関係費、この3点からお伺いしたいと思います。一部順序を入れ替えまして、質問させていただきます。

まず、生活安全活動費ですけれども、ここは自動通話録音機に関連してお話をしたいと思っております。

ますます巧妙になっている振り込め詐欺、特殊詐欺事件ですけれども、区は被害を未然に防止するための対策として、希望する高齢者等に対して自動通話録音機を無償貸与していると認識しております。まずは、現在の高齢者の被害状況について、簡単に状況をお聞きしたいと思います。区内の被害件数や

認知件数、被害総額、また被害件数のうち自動通話録音機が未設置の件数などが分かれば、それぞれお答えください。

○河合生活安全担当課長 特殊詐欺の被害につきましては、公表されている部分とされていない部分がありますので、公表されている部分でお答えいたしたいと思っております。品川区で今、統計上出ているのが、7月末の特殊詐欺の認知件数が出ておりまして、犯罪統計は年度ではなく年になっておりますので、1月からの計算になります。特殊詐欺は、品川区では合計37件の認知となっております。各署で被害状況を私もいろいろ聞き取りはしているのですけれども、前年比からして件数については大きく減少はしております。しかしながらアポ電は引き続きかかっておりますので、やはりアポ電は9割が固定電話となっておりますので、自動通話録音機の設置促進というのは今後また引き続きやっていきたいと考えております。

○この委員 現状、ありがとうございます。やはり自動通話録音機を設置することが防止につながっていくということが分かりました。

それで、今、固定電話によるそうした犯罪、被害のケースというのが多いと思っておりますけれども、高齢者がスマホを保有することが徐々に増えてきていて、スマホによる詐欺、こちらも巧妙になってきていて、被害が増えているのではないかと懸念しております。今後はこうした対応も必要ではないかと考えているところです。

先日、80代の高齢者が、ご自身のスマホに届いたショートメールで、危うく詐欺被害に遭いそうになったという事件があったのです。事件の経緯を簡単に話しますと、メールは、連絡先とともに料金の支払いについて至急連絡くださいというもので、その方はこれまで何度かインターネットで買物をした経験があったので、料金の支払いについて至急連絡ということは、何か手違いがあったのかしらと思っ、すぐに電話してしまったそうなのです。電話口の人はとても優しい口調で、こちらの分からないことに対してとても分かりやすく丁寧に説明してくれたということで、相手のペースに乗って話をしてしまっということ、全く疑いの余地なく指示されるまま自宅の近くのコンビニに行って、そのコンビニの前で到着したことを電話して、さらに指示を受けて、コンビニで白いアップルカードを買うよう指示をされた。ちょうどこの通話をしていたときに通りかかった人が、白いアップルカードというのが多分聞こえたのでしょね。その通りかかった人がその高齢者に、その白いアップルカードは詐欺事件の手口なのだよと電話口で大きく叫んでくれて、それで、その場で110番をしてくれたそうなのです。その高齢者の方は何が起きたのか自分ではよく分からなかったけれども、結果、その方によって、警察もすぐ駆けつけてくれたので、この被害を未然に防ぐことができたという事件がありました。

これはたまたま通りかかった方に救われたという本当にレアなケースで、幸運だったと思っておりますけれども、こうしたスマホによる、これはメールですけれども、電話でかかってくるみたいなことが今後起きるのではないかと。こうしたことも対策を考えていく必要が今後あるのではないかと思っておりますが、こうしたことについての区のご見解をお聞かせください。

○河合生活安全担当課長 今、委員からご紹介いただきました手口が、サポート詐欺といいまして、去年から増加いたしまして、今、喫緊の課題となっております。区といたしましては、この手口の周知活動、今回10月1日付の広報しながわでも、最近の多い手口というところで、こちらは紹介させていただいております。また、高齢者の方もスマホを使うようになりましたので、私もその辺、いろいろ対策ができないかというところで、区の担当部署でスマホの教室、そういったところで対策をやっているか確認しておりまして、業者のほうでその共有はやっていただいているというところで、またその効

果を上げるために、私も警察等と連携して、警察の方からもやっていただこうかなというところで、今、調整といいますか、いろいろ状況は確認しているところでございます。

○この委員 ありがとうございます。今、そのような対応を取ってくださっているということと、周知を図ってくださっているということで、高齢者の方が本当にスマホを一生懸命ご自分の生活の中に取り込んで、そして、利便性よく生活の中で使っていく。これは今後も非常に必要なことだと思いますし、そうやってほしいという願いもあります。一方で、こうした被害を未然に防ぐ対策というのは、今ご紹介があったことも含めて、さらに巧妙になってくる手口に対しての対策というのは、必要なかなと感じております。警察とも連携を取っているということでございますが、手口がさらに巧妙化する中で、どういうふうはこの対策を取っていくかということ、様々な事例を参考にされるといいと思いますけれども、フィルタリングをすとかアプリを使うとか、いろいろな事例も出ておりますので、どうか品川区の中で何がどういふふう今起きているかの実態をつかみながら、その対策の強化をお願いしたいと思います。要望で終わります。

次の質問に参ります。選挙の公報関係費についてお聞きさせていただきます。

今年4月に行われました統一地方選挙、あるいは衆議院選挙、参議院選挙、首長選挙などで、選挙の際に全戸配布されます選挙公報について、これは公職選挙法に基づいて発行して、全有権者に全戸配布されていると理解しております。

そこで、まず基本的なところを確認させてください。選挙公報は、誰に対して何のために配布されるものなのでしょうか。まずその点を教えてください。また発行に当たって、候補者の掲載文や写真、レイアウトや規格など、掲載方法に規定はあるのでしょうか。また、公職選挙法第172条の条文には、発行に関して必要な事項は、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める」とあります。この意味するところ、どのようなことを想定された条文なのか、その辺を確認させてください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 選挙公報のお問合せ3点でございますが、1点目の、選挙公報は誰に対して何のために発行されるものかというものでございますが、これは有権者の方に向けて、候補者の選挙運動の一環として、候補者の主張などを伝えるために発行するものでございますので、位置づけとしては選挙運動の方法の1つという形になります。

2点目の掲載の規定でございますが、基本的には国政選挙については総務省、それから、都道府県については都道府県の選挙管理委員会、区市町村に関してはそれぞれの選挙管理委員会で調整して配布するのが基本でございます。

3点目の172条の各選管で定めるという規定でございますが、これは171条までに6条にわたって選挙公報の規定が公職選挙法でされているのですが、その規定は、国の選挙と、それから都道府県の首長の選挙についてのみになっております。この172条は、都議会議員選挙と、それから区市町村に関しては、それぞれの都道府県で国のやり方に準じて定めるという趣旨の規定となっているものでございます。

○この委員 それぞれお答えありがとうございました。いわゆる選挙公報の在り方を確認させていただきました。

この選挙公報は、全ての有権者に対して配布するものと確認させていただきましたが、その中でも、いわゆる障害のあるなしに関わらず全ての人に配布するものですので、例えば知的障害のある方々にも分かりやすい選挙公報、こうしたものも必要ではないかと考えているところでございます。

現在発行されております選挙公報については、文字のサイズ、漢字にルビをつける、候補者の訴えが

伝わりやすく分かりやすいものという要望の声が聞こえてまいります。投票したいけれども、誰に投票するか選びたいけれども、文字が小さかったり、たくさんの漢字が並んでいて情報量も多いので、候補者が何を訴えようとしているのか伝わりづらい、このような声もあります。そこで、品川区選挙管理委員会として、障害者の方にも分かりやすい選挙公報を、障害者団体の方々と考えていってはどうかと思っているところです。

今年4月、札幌市の市長選挙において、札幌市の福祉団体が候補者の政策を紹介する独自の選挙広報誌を作成したとの報道がありました。福祉団体は、知的障害者にも分かりやすい選挙公報をと候補者に協力を呼びかけて、会員向けに政策を紹介する独自の選挙広報誌を制作されたとのこと。独自の制作となった背景には、そもそも選挙公報は選挙運動の一つで、どのように書くか、どのような人たちをターゲットに訴えていきたいか、候補者の自由となっているため、選挙管理委員会でそれを要約したり読みやすくする形での発行はできないという、法律のハードルがありました。団体は、候補者に、障害者に関わる政策に絞って分かりやすい言葉で紹介したい、そのことにぜひ協力をお願いしたいと候補者に呼びかけて、そして協力を求め、正式な選挙公報に準じて回答はそのままの形で掲載する、こうした広報誌を作られたそうです。

先ほど品川区の障害者団体の方のお声も紹介しましたが、障害者にも権利として与えられている選挙権の行使、これに必要な情報を充実させることは、今後、大事な課題となってくると捉えております。この点について区のご見解をお聞かせください。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 ご指摘のとおり障害の有無にかかわらず、いろいろな状況によりまして選挙公報が分かりにくい方がいらっしゃるということは、選挙管理委員会への相談等でも聞いているところでございます。ただし、ご指摘のとおり、法の規定に沿いますと、選挙運動の一つの形態でございまして、基本的には選挙期間前の配布であったり、それから、各候補者の公平性の担保というところで、選挙管理委員会として対応できることは、現実的にはないのかなというところでございます。

ただし、このような福祉団体の方々が関わる会員の方に向けて、各候補者に聞き取った内容を伝えることは特に法に触れるものではございませんので、それに関しましても選挙管理委員会でご協力できるのは、候補者から同意をいただいた方に限っては、その問合せ先をお知らせすることは今現在でも可能で、しているところでございます。また、福祉施設から投票の方法について相談をいただいたときには、できる範囲で協力はしておりますので、そのような中で、ご指摘にあった多くの方の選挙権の行使の確保というのは、進めていきたいと考えております。

○この委員 今取り組んでくださっていることもご紹介いただきましたが、知的障害者の方の投票支援を考えることは、全ての有権者にとっても分かりやすい選挙を実現することだと思っております。今後、品川区の障害者団体が制作を検討する際には、ぜひ選挙管理委員会としても連携する、何か協力できることがあったらお願いしたい。要望で終わります。

○塚本委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 173ページ、昨日少し言っていたので、企画調整課の職員というところから入っていきたく思っておりますが、昨日も言いましたが、私は品川区の職員の方々を含めて、本当に生きがいを感じながら政策をしっかりと提案していただいて、共に区民のために活動していくという体制が非常にいいと思っております、そのためには区長も民間の感覚をお持ちだと思っております、大変期待をしております。それはどのようにやっていけばいいのかなと思っております。今回、組織改正も多分行われるのだらうと思っておりますけれども、それも含めて前へ向く体制が取ればいいと思っ

ております。

それで、1つお聞きをしたいのは、まず初めに、今、企画で多分いろいろ各所管の方々、これは部長なのか庶務担当課長なのか、各所管からいろいろ政策を上げてよということをやられている。企画で判断してとかいうのもある。蓋を開けてみると、例えば我々にとってみると、複合施設になって提案してくることもある。こういうこともあると、皆さん、今、企画でそれを強化しようということで、政策推進担当課長というところも設けて、前へ進めていこうということをされたのだと思っているのだけれども、今、企画の感覚として、そういう各所管から政策がいろいろ上がってくる、またモデル事業も、若い職員からという話があったときは、なかなかそれが上がってこなくて、またその調査というか、裏打ちが弱過ぎるのではないのと。なかなかそれが実現できないのだというお話も聞いたりするのだけれども、こういう形の政策の提案というのは、企画としては、どう今の現状を捉えているか、教えてほしい。

○佐藤企画課長 各種の施策を所管から上げていただいて、その対応というところでございます。施策を検討する上で2つの柱があると思っています。1点目は、所管のほうで日々現場の対応、窓口で区民の方だったり支援している事業者の声を聞いて、それを政策に反映する。企画といたしましては、特別区長会でありましたり国や都の動向にアンテナを張って、そういった情報を整理して、所管の要求に対してぶつけて、ブラッシュアップしていくというところで考えております。その辺に関しましては、今年度、人員を1名増やしていただきまして、政策推進担当というのを設けて、大規模用地の検討もしておりますし、政策の検討も進めているところでございます。

○石田（秀）委員 それで政策推進担当課長ができたということは、それはそれで、少し昨日も言ったけれども、行政評価ということでは忙殺されていたかなと思っているけれども、そういう意味で言うと私は2つあると思っています、1つは、企画でやはり余裕を持って、ある程度人員がいて、それを専門に対応する。横串も刺す。今おっしゃったように国、都の動きも全部把握しながら、それを提案に持っていく。その人員を増やしていかなければ必ずできないのだろうと思っている、企画部門でしっかりそういう部門をつくっていくのか。これが1つ。

それから、もう一つは、やはり所管が、区民の皆さんからいろいろお話を聞きながら所管でやる。そうすると、庶務担当課長の部分で、今はとてもではないが庶務担当課長のレベルで政策を提案できる状況には、私はないと思っています。とてもそんな状況ではないというのをよく聞くし、それは無理なかなと思っています。

それから、もう1点やるのであれば、来年、役職定年が始まるわけですね。これが課長補佐になるのかどうかは別としても、ある程度経験しているの方々、例えば病院でもセカンドオピニオンというのをやるのは、総合病院などであれば教授、悪くても部長クラス、これぐらいの方がセカンドオピニオンというのを受けているというのもあります。こういうことも考えるのであれば、ある程度全体を見渡せる方、それから、各所管であれば所管のことは全体を見渡せる方、こういう方々がそういうところに携わらないとできないと思っております、その所管を強くする庶務担当課長のレベル、それから、企画をもっと人を増やして、横串を刺してそれを専門的にやっていく方をもっと増やす、この2通りかなとも思うのだけれども、この辺のところの考え方を教えていただきたい。

○崎村人事課長 職員体制ということで、私からお話しさせていただきます。今、余裕を持ってといったところと、庶務担当機能の強化といったところ、職員を増やして対応といったところのお話をいただいたかと思いますが、職員アンケートなどからでも、やはりなかなか職員が足りなくて、そういっ

た業務改善ですとか、新しい事業になかなか取り組む余裕がないという声もいただいているところでございます。今後、職員については、段階的に定年年齢の引上げというのもございますけれども、少しずつ増やしていった、体制を強化してこうということを考えているところでございますので、そういったところで体制強化、なかなかすぐにとというのは難しいかもしれませんが、図っていきたくと考えているところでございます。

○久保田企画部長 企画の専門的などというお問合せですけれども、人間的に、専門的な人員を今配置するというのはなかなか難しいところではありますけれども、今ある人員の中で、先ほど企画課長も言いましたけれども、人を増員してもらったということも踏まえながら、広く政策提案ができるような土台を今つくっているところでございます。具体的には、例えば区政運営会議等の場で広く部長と意見交換をしながら政策提案をしてもらおうとか、また予算要求のやり方、また依命通達等もこれまでの従来のやり方と変えまして、それぞれ若い人の意見が寄せられるような制度も取り入れながら進めているところでございますので、そういった意味では、新しい時代の品川ということで、政策等の推進を図っていきたくと考えているところでございます。

○石田（秀）委員 今、人事、企画、こういう答弁なのだろうなと思っています。こういうところを、せっかく組織改正もされるのであれば、区長がやはりそれを言っていかないと、多分これ、できないですよ。いろいろ政策も、今公約もあって、100の事業もいろいろどんどんやられて、私はそれはそれで非常にいいと思うけれども、そういうところが多分これ、いろいろな提案をしてくるにしても、そういう体制を取るにしても、やはり区長のそういうお話がないとなかなかできないと思っております、そこら辺の感覚だけでいいので、少しだけお話があればありがたいです。

○森澤区長 ありがとうございます。本当に区政を前に進めていくためには、職員が生き生きと働けること、そして、日頃の気づき、あるいは課題感をしっかりと政策、施策につなげていけることというのは重要だと思います。先ほど人事課長からもお話ししましたが、やはりそういった意味では人員の余裕というのも必要ですし、あるいは、業務の改善、生産性の向上をしていくことによって、そういった時間を捻出していくということも大事だと思います。また、今、企画部長、企画課長からお話しさせていただきましたが、企画の中でもしっかりと政策推進をしていく、また、各所管の意見をしっかりと吸い上げて、それを形にしていくというような体制を今整えているところであります。

いずれにしても、やはり区民のニーズ、時代に合わせてしっかりと施策をアップデートして、そして、区民の幸せに向けた体制を職員と共に、一緒につくっていきたくと思っております。そして、今ちょうど職員提案制度というのも行っておりますが、若い職員から様々な気づきを得た提案も出てきておりますので、そういったものもしっかり形にしていきたいと思っております。

○石田（秀）委員 ぜひよろしくをお願いします。

1点だけ最後、お願いだけしておきますけれども、せっかくいろいろな提案がある、あとは各所管からいろいろな話が上がってきたときに、私は計画作成というのは、例えば企画でもいいです。先ほど言ったいろいろなところで、一回計画を作成してほしいと思う。それで、それを修正していくとか、いろいろなやり方があると思うのですが、ただ口頭で言った、だけど駄目と言われたから終わってしまったという、何にも残らないというのは決していいことではないと思っているので、何かの形でそれはやはり残してもらおう。計画としてつくっていくのが一番いいかなと思っておりますけれども、そういう何か記録に残すということをぜひやっていただければなと思っております。これはお願いだけしておきます。終わります。

○塚本委員長 次に、こしば委員。

○こしば委員 よろしく申し上げます。私からは185ページ、外国人学校児童生徒等保護者補助金についてまた、187ページ、ウクライナ避難民生活支援経費についてお伺いさせていただきます。

まず、外国人学校児童生徒等保護者補助金についてでございますが、まず前提として、外国籍の児童・生徒が日本の義務教育学校に通う割合を紹介させていただきますと、文部科学省の令和3年の資料を見ますと、義務教育学校に通う外国籍の児童・生徒は全体のおよそ85%、外国人学校に通う児童・生徒は4%、それ以外は就学が確認できていない、ないしは就学していないとの調査が出ています。前提としまして、今、品川区に住んでいらっしゃる外国人の児童、就学児童は大体どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○吉野戸籍住民課長 すみません、この件ですが、本来であれば、戸籍住民課では外国人の就学数は把握していないところなのですが、全体の数しか把握していないところなのですが、学務課に問い合わせたところ、小学生が300人ほど、中学生が80人ほどと聞いております。

○こしば委員 ありがとうございます。今おっしゃいました人数でございますけれども、本題の外国人学校に通う児童・生徒の保護者に品川区が支出を続けています補助金について質問させていただきます。この補助金は何かといいますと、多くの児童・生徒が品川区立の学校に通われている反面、中国、韓国、そして北朝鮮の学校、これは幼稚園、小学校、中学校を含めたものでございますが、この学校に通う児童の保護者だけがもらえる補助金となっております。この補助金は、東京23区全ての自治体で行われていまして、どの自治体でもほとんど議論されることはなく、毎年の予算特別委員会で通過しているのが現状となっております。区内に住民票があれば、日本国籍の有無を問わず所得限度額未満であれば児童手当がつくのは、所管には確認済みでございます。そして、住民票があれば、区外の外国人学校に通う外国籍であれば補助金をもらうことができるのが、現状となっております。

その現状を踏まえまして、この補助金が始まりました時期、また内容、3か国の外国人学校に通われている国籍の数、あと目的について教えていただければと思います。

○勝亦総務課長 まず、外国人学校児童生徒への補助金の経緯からでございます。こちらにつきましては、昭和50年代にこういった支援をしてほしいということで請願がございまして、議会で全会一致で採択された後、制度として運用を図っているものでございます。内容といたしましては、今、委員からご紹介がありましたように、住民票のあります中国、それから北朝鮮、韓国の学校に通われている方、数字にいたしますと、直近の数字では令和4年度では38人の保護者の方に支給をしております、1月7,000円を支給しているものでございます。

こちらにつきましては、今、目的につきましては、授業料の一部を補助いたしまして、保護者の教育費についての負担を軽減するというを目的としている制度でございます。

○こしば委員 それぞれの国の内訳、その3か国の中で、中国が何人、その具体的な内訳を教えてください。

○勝亦総務課長 内訳でございます。まず、先ほど申し上げました北朝鮮が22、中国が10、韓国が6という内訳になってございます。

○こしば委員 ありがとうございます。この請願でございますが、私もこちらの議会棟にあります図書室で見ましたら、恐らくそれではないかなというようなものが、昭和55年に総務委員会で審査され採択された、東京朝鮮第七初・中級学校に対する特別助成金交付に関する請願が、恐らく今、課長がお答えになった請願を指しておるのではないかなと思いますが、これをもう少し調べたいなと思ったので

すが、総務委員会の議事録はもう発見できませんでしたので、こちらの中身は不明でございました。

内訳は、北朝鮮の方が22人ということで、人数の多さで言えば、本来なら中国だとか韓国の方の児童・生徒のほうが多そうに見えますけれども、実態は違っているということが分かりました。こちらも、民族の学校に通う、通わないというのはあくまでも家族の問題なので、こちらでどうこう言うことはできませんが、甚だ正直、疑問が残ることが、課長の答弁を聞いてはっきりといたしました。

目的でございます。目的は、保護者の負担軽減ということだと思いますけれども、これは私も以前、質問させていただいたときに、そういった答弁をいただいておりますが、何を根拠にして負担の軽減のために補助金を出しているのか、教えていただければと思います。

○勝亦総務課長 こちらの目的といたしましては、保護者の教育費についての負担を軽減するということを目的にしております。そういった文書や歴史的な経緯も踏まえて、行っているものと考えてございます。

○こしば委員 保護者の負担ということですが、であれば、ほかの外国人学校に通う外国人の児童・生徒の保護者にも、品川区は補助金を出せるという理屈にもつながってくると思うのですが、では、そういった方向性があるのかどうかも含めて、教えていただければと思います。

○勝亦総務課長 まず、こちらにつきましては、昭和55年の話ではございますけれども、議会で全会一致で採択しているということを経験して実施してございます。また、国際的な貧困ですとか、そういった部分につきましては、必要に応じてご支援をしていくという考え方はございますので、今後、必要があれば検討していきたいと考えております。

○こしば委員 ありがとうございます。国際状況を見ながらという話も出ましたが、比較で言うのも何ですが、3か国の国民総所得の推移を調べましたら、例えば韓国ですと、この補助金が始まった当時は3,921億ドルの国民総所得、これが2022年度は1兆6,871億ドル、この30年で4.3倍増加しています。中国は、補助金が始まった当時の4,438億ドルから去年には1兆7,000億ドルと、もう40倍も国民総所得が激増しているわけでございます。北朝鮮においては情報があまりにも少な過ぎたので、統計もままならない状況ではございますけれども、そもそも北朝鮮は今、日本人の拉致被害者をいまだに帰すことなく、また度重なる弾道ミサイル発射を行うなどしておりますので、これはそもそも国民総所得を調べることも以前のお話ではないかなと思います。

韓国も最近、本当に物価が高まっています。私も先般行ってきたのですが、コンビニに置かれていますコーヒーだとか清涼飲料水は、もう既に日本の物価の約2倍ぐらいの値段で販売されておりました。国内の物価高騰だけではなく、アジア全体の物価の高さも最近実感しているわけですが、そういう国際状況の中でこの補助金そのものをこれからも出していくというのは、一度立ち止まって検討していく段階に来ているのではないかと。また所得制限の設定だとか、またさらにその先にある見直しも含めて、一度ここで立ち止まって、ぜひ見詰めていただきたいと思いますが、区の見解を教えてください。

○勝亦総務課長 今、委員にご紹介いただきましたように、こちらの制度については所得の制限もございません。こういった、今、区の就学援助等につきましても、所得の制限を設けて実施しているところがございます。また、繰り返しになりますけれども、こちらの国以外にも困難を抱えていらっしゃる方たちがいらっしゃいます。今、ご意見をいただきましたので、そういったご意見、いろいろな意見を踏まえながら、検討、研究をしていきたいと考えてございます。

○こしば委員 ぜひ検証、検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、187ページ、ウクライナ避難民生活支援経費について伺います。

今しました質問とはまた変わりました、今一番サポートを必要としている在日外国人の方々が、まさに2022年の2月末から始まりましたロシア軍による侵略によって祖国を追われ、遠い日本に避難を余儀なくされたウクライナの人々ではないでしょうか。昨日の質疑でも、品川区でもウクライナからの避難民の生活支援を行っていることは把握できました。1人当たり10万円の支援金の支給などを行っていると聞いております。

ただ、生活の支援金だけでは足りず、この戦時が続けば、仕事をし、そして継続的な生活を整えていかなければなりません。生活支援金は確かにその場では助けになります。避難生活が続いてくれば、新しい段階を今度は迎えることになると思います。その新しい段階を迎えるに当たって、目の前に立ちだかるのが言葉の問題ではないでしょうか。この言葉のハードルを越えていく、日本語を話していかなければなかなか仕事にありつけない、またコミュニケーションを満足に取ることもできないことが想定されるわけですが、品川区でこの言葉のハードルをなくしていく取組について、されているものがありましたら教えていただければと思います。

○勝亦総務課長 ウクライナの避難民の方への支援ということでございます。まず、国際友好協会で、日本でお住まいになられるに当たりまして、日本語教室を無料でご受講できるように対応してございます。また、ウクライナ大使館で携帯音声翻訳機を提供してございますけれども、そちらがなかなか継続していただけないようですので、区でも携帯翻訳機等を準備して提供していきたいと考えてございます。

○こしば委員 ありがとうございます。携帯翻訳機等の貸出しもされているということでございますが、そういった支援があつて、その後、なかなかコンタクトが取れない、そういった事情も出てくるかもしれませんが、そのあたりのサポートについて教えていただければと思います。

○勝亦総務課長 なかなか言葉の問題を含めまして、まず、昨日のお問合せの答弁とかぶりますけれども、お一人お一人と定期的に連絡を取り合いながら、ご要望を伺いながら、必要な支援におつなぎしているという形でご支援をしている状況でございます。

○こしば委員 ありがとうございます。ぜひウクライナ避難民の方とは今後もしっかりと連携を取っていただき、住まいの問題もあるという話も聞いております。また、品川区民の方々の中には、個人ベースでございますが、支援の意思を示している方もいらっしゃる。そういう中で、ぜひ品川区からも、そういった支援の申出をされている方々、所管は多分、出入国在留管理庁がやっていると思うのですが、ぜひそういった区民の方々にも情報提供をしていただきまして、行く行くはウクライナの人々が安心して日本での生活を行い、そして、最後は祖国のウクライナの地を踏めるような環境をつくっていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○塚本委員長 次に、木村委員。

○木村委員 また今日も座ったままでやらせていただきます。

○塚本委員長 結構です。

○木村委員 私からは177ページ、上から9行目、広報紙発行経費からお聞きいたします。この決算の内容を一応お聞かせください。

○辻広報広聴課長 広報紙発行経費の内容についてのお尋ねでございます。広報発行は年間で38回、うち3回は臨時号で発行しております。その中に、印刷経費、新聞折り込み経費や個別配送経費などが含まれております。その下の声の広報ですが、こちらは視覚に障害のある希望者の方に、広報紙の内容を読み上げて録音し、お届けする経費でございます。その下、外国語広報は、8月を除く月1回、英語

版広報誌を発行しております、その経費でございます。

○木村委員 ありがとうございます。ということは月に4回ぐらい発行して、1週間に1回ぐらいの計算になりますけれども、こういう計算でよろしいでしょうか。

そして、この広報の新聞折り込みですけれども、定期購読をされていない方も大変今増えているということをお聞きいたしました。新聞の折り込みの実績などがあれば、これが今どようになっているのか、それもお聞かせください。

○辻広報広聴課長 広報しながわの発行ですが、毎月、1日、11日、21日号となっておりまして、それ以外に特集号を組んでございます。

それから、折り込み経費でございますが、今年度は、部数としては8万4,000部を折り込みしているところでございます。

○木村委員 ありがとうございます。新聞を取っていない区民は、広報しながわをどのように手に入れているのか。今、広報スタンドというものが区内には61か所ありますけれども、具体的にお聞かせください。

○辻広報広聴課長 現在、新聞を購読していないご家庭も多くなっております。そういった方はどういふふうに入手するかということですが、今、委員がおっしゃっていただきました広報スタンド、こちらは駅ですとか、あとはコンビニエンスストアですとか、区内に設置しているところでございます。そちらに取りに行かれる。もう一つは、新聞未購読者の方で区内在住の希望者の方には、個別に配送しているところでございます。

○木村委員 ありがとうございます。そして、外国語広報というのがありますけれども、これが11回とありますけれども、これはスタンドなのか、それとも自宅配布なのか、これはどのように手に入れるのか、外国の方々に対してどのようにこれを知らせているのか、お聞かせください。

○辻広報広聴課長 外国版の広報ですが、外国の英字紙などに折り込みをしているところでございます。

○木村委員 ありがとうございます。今ご答弁いただいた広報紙の個別配送もいろいろありますけれども、新聞を取っていない方、外出が困難な方などには非常に助かる制度だと思っています。この周知はどのように行っているのか、また今後の見込みなどがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○辻広報広聴課長 個別配送の周知の方法というお尋ねでございます。今現在、広報しながわに載せたり、あとは統合ポスター、チラシ等に載せていることもございます。今後も高齢化に伴って新聞を購読しない方、また若い方でもデジタルで見て、定期購読は家にはしないよという方も増えているかなと思いますので、折り込みというのは減る傾向にあるかなと思っています。そういった方には、外出が困難な方には個別配送のお知らせをしていく。それから、取らなくても、まだ健脚な方、足が元気な方でしたら、お散歩がてら外に行って、広報スタンドで取っていただくということも可能かと思っております。そのような形で周知をしていきたいと思っております。

○木村委員 1人でも多くの区民の皆さんに、障害がある、ない、また高齢者になった、足に対していろいろ障害が出てきた人たちのためにも、ぜひともそういう点についてもお願いしたいと思います。

次に、197ページの地域振興経費から、町会・自治会新規事業定着化補助、および児童参加地域事業補助について伺います。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年の緊急事態宣言から4年目になるかと思いますが、

今年5月8日には5類感染症に移行し、地域の子どもや多くの人に参加できる事業が、各地域で再開してきていると認識しております。品川区では、町会や、また自治会が活動するための補助制度を様々していただいております。地域活性化に向けた支援をしていただいております。その中で、町会・自治会新規事業定着化補助、および児童参加地域事業補助の令和4年度の執行額は、それぞれ214万5,100円、そして424万6,783円となっておりますが、それぞれの事業目的、コロナ禍の状況においてどのような実績だったのか、お聞かせください。また、町会・自治会においてどのような事業に活用されてきたのか、お聞かせください。

○宮澤地域活動課長 2つの補助金の目的と実績についてのお問合せかと思います。

まず、区としましては、町会や自治会で行う事業に対して補助を行うことで、地域のにぎわいの創出に向けた活動を後押しする、地域コミュニティの活性化を図る目的で、各種補助金を設けているところです。その中の、委員ご指摘の町会・自治会新規事業定着化補助金につきましては、町会・自治会が新たに立ち上げた事業の実施経費を補助するもので、新たな取組を支援するということで、実績につきましては、コロナ前は令和元年度で34件というところでしたが、令和2年度に4件、令和3年度に7件ということで落ち込みましたが、令和4年度は24件というところで回復してきたところです。

次に、児童参加地域事業補助金につきましては、将来の活動の担い手となる世代の参加を促す事業に対する補助金ということで、支援をしているところでございます。実績については、令和元年度43件、令和2年度12件、令和3年度13件というところでございますが、令和4年度は47件ということで、コロナ前以上の申請件数というところです。

主な活動内容というところですが、町会・自治会で工夫されていて、例えば季節を捉えた夏祭りやハロウィン、クリスマスなどのイベントで子ども向けの事業であったり、コロナ禍においては密にならないように、ウォークラリーや防災イベントというのを工夫して実施していると伺っております。

○木村委員 ありがとうございます。いろいろと大変な時期でありますけれども、頑張ってくださいと思います。終わります。

○塚本委員長 次に、西本委員。

○西本委員 ページ数をはっきり申し上げられないのですが、1つは企画に関する事、それから、2つ目は人事に関する事、3つ目ははじめ問題調査委員会設置についてお聞きします。もし款が違う場合はご指摘してください。

まず、企画全般ですが、第2回定例会での私の質問に対して、区長からの答弁が不明瞭であったので、それを少し明確に教えていただきたいと思ひまして、再度お聞きしたいと思います。

自分らしさという件です。自分らしさということを盛んにおっしゃっている。これはどういうことを示しているのか、具体的にお示しいただきたいと思ひます。自分らしさとなると、例えば特別養護老人ホームに入りたい、でも入れないとか、再開発だって、そこから別のところに行かなければいけない、でも行きたくないだとか、それから、羽田空港の新ルートだって騒音問題で十分に生活ができないというような、そういうこともあるわけです。なので、自分らしさというのは、区長にとってどういうふうに具現化していくのかということ、短期、中期、長期というお考えがあるかと思ひますので、そのお考えをまず教えてください。

○佐藤企画課長 私からまずは答弁させていただきます。

自分らしさというところでございますが、自分の価値観を大切にしまして自然体で行動が行えること、一人一人が有する個性や特性、能力を生かして、ありのまま暮らしていくことということで、大き

な視点で考えておりました、生きづらさと昨今言われておりますので、社会の中での孤立でありましたり居場所がないなど、そういった方が増えておりますので、そういった方も含めて、自分らしく、多くの区民の方が幸せに、それができる社会状況を構築していくという意味で使っていると理解しております。

○西本委員 それは分かります。それを聞いているわけではありません。私が聞いているのは、区政運営に関してどういう方向性を持って、自分らしさを実現するのですかということを知っているのか、区長、答弁をお願いします。

○森澤区長 ただいま企画課長から答えさせていただいたとおりで思っております。

○西本委員 非常に残念です。もう少し具体的に、区長のこれからの品川区に対する思いというもの、政策上どういう思いを持ってどこに焦点を合わせて企画し、実現していくのか、そういうふうには期待したのですけれども、少し残念でした。でも、これからも、自分らしさというのはいろいろな意味で、私たち一人一人違います、自分らしさとは何かということが。それを行政側としてどう実現していくかというのが私たちの仕事でありますので、そこはこれからも追及していきたいと思っております。

次に、人事です。

今回、副区長が都職員から採用されました。教育委員会委員は公募で選ばれました。それから、デジタルトランスフォーメーションの人材は民間活用されています。

新しい手法を使うのは大歓迎です。でも、副区長についてはなぜ都の職員をお願いしたのか。私は、東京都との関係を、どういう考え方があるから来ていただいたという説明が欲しかったのです。また、教育委員会の委員は公募です。初めてです、公募したのは、だけれども、実際、私たちは本会議2日目で賛否を問われたのです。そうではないですよね、本来は、履歴書だけではないのですよ。きちんと区長の思いを私たちに伝えて、それで、どうですかというのを私たちに問うべきだと思うのです。それから、教育委員会の委員にしてみても、公募の状況は委員会ですよ、説明したの。その前に、いいですか、悪いですかと議場で示さなきゃいけないのですよ。賛成か反対か。なので、それはきっちり情報提供してほしい、そうやるのであれば。

でも、今までやっていませんでした。今までやっていませんよ。だって今までは、地域の方から推薦されたので、地域でどんな活動をされているか分かります。なので、本来はきちんと説明してほしいのですが、大体、その方がどういう仕事をされていたかというのは分かりますから、だから、それでオーケーだったかもしれない。だけど、今回は新しい手法を使っての人事でありますから、それはきちんと議会で説明するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 まず、新しい教育委員につきましては、候補者を選定するに当たって公募という形を取らせていただいております。今委員がおっしゃいましたけれども、従来と同じ形で任命同意は出させていただいております。ちなみに要件としましては、品川区に在住いただいている方で、地域でご活動いただいている方でございます。

○西本委員 いや、そういうことではないですよ。きちんと教えてください。いいですか。教育委員の選任同意も、それから副区長の選任同意も、説明なしでやっているのですよ。そうでしょう。だって、教育委員会の公募については、次の週の委員会に下ろされたのですよ。それを私たちは知らないですよ。きちんと説明を受けていないですよ。それで、議場で賛成か反対かと問われるのですよ。おかしくないですか。それを聞いているのです。

○桑村副区長 まず、どのような説明をしていけばいいかということだと思います。1つは特別職に

については、基本的に区長がどういうスタッフを選ぶかということであり、そのためにどのように説明するかというのは、基本の形は議会運営委員会で議会にご説明をしているわけですが、その前に、今までは会派を回らせていただいたり、あるいは各個人の方にご説明申し上げる。その辺をどの程度やるかというのは、確かにそれは各議会と区との関係があるかと思えますけれども、今回もそういう意味では、公募のこと、あるいは副区長の人事というのは同じ手法でやらせていただきました。そのことの中身というのはこれからの仕事の中で判断していただくということで、何かそこに特別な判断があるとは理解しておりません。

○西本委員 今までよかったからいいで済まされないと、本来はやっておかなければいけないはずなのです。なので、今回は新しい手法、これを悪いと言っているのではないですよ。いいと言っているのですから。別に反対していません。だけど、しっかりと説明していただきたい。そして、いつそれを私たち議員に対して賛否を問うのかというのは、その時期もタイミングも含めてやっていただきたいなと思っておりますので、お願いします。

それから、いじめ問題調査委員会についてですが、今回、設置、補正予算が出ましたけれども、これは区長部局になぜ必要なのですか。教育委員会にはいじめ対策委員会というのがあって、今回は問題があったからいじめ問題調査委員会が設置されて、その報告書が提出されました。結局、でも、その報告書の中を見ると、問題解決されていないのですよ。なぜ報告書が出されたのかというのは、そのフローであるとか、そういうのは分かりました。改善提案がされていますから、教育委員会はそれを受けてしっかりとやるでしょう。しっかりとやると思います、品川区の教育委員会は。なのに、なぜ今回、常設としていじめ問題調査委員会を区長部局がつくらなければいけないのですか。何のためにつくるのですか。

○勝亦総務課長 いじめ防止対策推進法の第28条に基づきますいじめの調査委員会の結果の報告が出てございます。その中で、教育委員会、学校以外のところでいじめの問題を解決していく機関が必要であるという最終的なご報告、ご提言をいただいた中で、区長部局にこの組織を設置するものでございます。

○西本委員 時間がなくなったので、もっと突っ込みたいのですが、これは教育費のほうでさせていただきますが、役割分担がまず分からない。何をどうするか分かりませんので、これは教育費のほうでしっかりとやらせていただきます。

○塚本委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時13分休憩

○午後3時30分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。若林委員。

○若林委員 186ページの人権啓発費、これは根拠法令が部落差別解消推進法などというところで、主に部落差別に関連して、決算をお聞きしたいと思います。

令和4年度の末から、部落差別、また人権のモニタリングが試験的にスタートしているというところで、私も見学・視察に行っていました。それで、今、LGBTQ、また狭山事件の一定の判決も出たりして、人権に対するマスコミ報道も含めて大変に高まっているという状況は、品川区のみならず日本国内で高まっているというところで、ぜひともこの人権啓発についてはさらに取り組んでいただきたい

いという思いでございます。

そこで、まず、インターネット上の人権侵害情報については、例えば令和4年度においては法務局、また地方法務局において処理したいいわゆる人権侵害事件が、全国ですけれども1,600件となっているということで、法務局がプロバイダー等に対して人権侵害情報の削除を求める要請を行った件数が、3分の1弱の533件であったということで、やはりインターネット上の人権モニタリングについては一定の効果があり、継続した今後の実施が必要なのだろうなということを前提に、品川区で今、本格的というのか試験的というのか、これはまた課長のご見解があると思いますけれども、パソコンとかの検索、こういったもの大変ご苦労していた、また慣れていないという現状も、感想として私はありましたので、他自治体のいろいろ、関西方面を中心に、モニタリングは歴史を持ってやっておられるということで、私も昔一度、尼崎市に視察にも行った経験がございますけれども、ぜひともそういういわゆる先進的に取り組んでいる自治体の視察・研修というものをやっていただきたい。これは、モニタリングを委託されている方以外の区の職員の方でも、私はいいのだろうなと。しっかり品川区に持ち帰ってお伝えする、またお手伝いをするということもあるのだろうなというのが1点。

それから、いわゆるお仲間から情報提供をいただくこともあるのですよと。自分では見つけ切れない、発見できなかったいわゆる人権、部落差別のインターネット上の情報を仲間からいただくということもありますので、ボランティアを広げるという意味でも、これは一つの私個人のアイデアですけれども、区民に呼びかけて、こういったインターネット上の監視、モニタリングにご協力いただいて、そういった方々から情報提供を受ける、このような工夫はできないのかなと思っておりますので、その点もご見解を伺います。

そのまま続けますと、5年に一度、人権に関わる意識調査が品川区では行われておまして、前回は令和元年ですので、令和6年、来年度、恐らくこの意識調査が行われると思っております。前回は2,000人のいわゆる調査対象があつて、回収率が46%で、917人の方からお答えがあつて、その結果をまとめて「人権を考える」という、今使われている冊子が作られております。この917人、決して多い数字とは言えないと思います。また2,000というサンプルももう少し増やして、少なくとも4桁、1,000名以上の方のデータをしっかりと取るということが、こういう統計では常に言われることでございますので、そこら辺の工夫はいかがでしょうかということが、もう一つ。

それから、「人権を考える」の冊子、これも名称の工夫、また配布場所の拡充なども、ぜひ来年度、ご検討いただきたいということも一つ。

また、最後に、意識調査、人権に関することは広報しながら年2回、いわゆる人権の特集を組まれておりますけれども、また、さっきの冊子についても、もう少し日常的に人権問題について区民の目に触れる、そういう機会を増やすということは、大変に重要な課題であると認識しておりますので、ホームページ等々以外にも、例えば区のホームページのいわゆるトップページ、コンテンツがありますけれども、「人権・平和・男女共同参画」、こういったコンテンツが、いわゆるトップにある区政情報の中の下層のほうに、そこから入らないと分からないということもございまして、人権尊重都市品川宣言30年ですか、品川としてここら辺、しっかり人権、平和、また男女共同参画、ここら辺をしっかりと力強く取り組む決意も含めて、ホームページの在り方もご検討いただきたいと思っておりますけれども、たくさんお尋ねしましたが、よろしくお願ひします。

○加島人権啓発課長 インターネットモニタリングについてですけれども、本年の3月から今年の9月末までを試行期間として実施いたしておりました。こちらを試行と申し上げましたのは、これで終わ

りという意味ではなく、そこで得た、先ほど検索の苦勞というお話もございましたが、今現在、週1回実施している検査回数が適正かどうか、もっと増やしたほうがいいのか、ないしは減らしたほうがいいのか、そういったことも担当の中で検討しながらやっていくための試行期間でございます。これからどのように改善を図っていくかというのは、課内で検討してまいりたいと考えているところでございます。

ぜひ先進自治体の視察をということで、尼崎市のお名前をいただきました。直接尼崎市ではないのですが、人権施策に関して先進的な施策を行っている自治体について、毎年旅費を頂いておりますので、今年、その中で訪問した自治体について、モニタリングの実績があれば知見を伺ってまいりたいと考えております。

3点目の区民への呼びかけというところですが、区民にこのような結果があったので、共有して協力を仰いでいくという趣旨かと存じます。いただいた検索数、それから結果の中には、なかなか見えて心苦しくなるような情報もございます。ありのまま共有していいものかどうか、また、どこまで共有するのによっては差別につながりかねないところもあるため、ここにつきましては、今、実施している他区ですとか、ご指摘がございました先進自治体のところで調査研究してまいりたいと考えております。

それから、4点目の人権に関わる意識調査のところ、回答サンプルが4桁に行くよう努力をというところでございます。今、2,000名に調査を発送するという形でやっております。その中で、なかなか回収件数が50%を超えないというのは悩ましいところですが、やはりサンプルを増やしますと予算とも関わって参りますので、人権のほうできちんとSNSを活用するなりして、回答を区民に呼びかけてまいりたいと考えております。

それから、5つ目の冊子です。「人権を考える」というこちらの冊子の配布の拡充というところですが、現在、講演会ですとか、それから職員研修ですとか、機をとらまえて区民、職員に内容の周知を図っているところですが、例えばですけれども、子どもの部分であったり教育の部分であったり、こういった冊子の配布場所として拡充させていただけないか、協議をしていく必要があると考えております。

それから、6つ目の、日常的に人権に触れる機会として、ホームページのほうでもアクセスしやすいような環境をというところでございます。人権につきましては、何といいますか、空気のようなものという言葉がございますが、こうして今空気を吸っていられますけれども、それを取り上げられてしまったら、人権を取り上げられてしまったら、息ができないという、ハンセン病患者の言葉を聞いたことがございます。区のホームページで、ここをどうしたら区民の方がアクセスしやすくなるのかというのは、広報広聴課とも少し協議してまいりたいと思います。

○若林委員 2,000名というところ、何かもう来年度の人数が決まっています、予算の関係でまたいなご答弁がありましたけれども、これはこれから予算を組んでいかれると思いますので、ぜひ予算、もう一声頑張ってください、私の趣旨も酌み取っていただいて、頑張ってくださいようお願いいたします。

○塚本委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 よろしく申し上げます。188ページの人事管理費と、195ページ、公金取扱事務費でよろしいでしょうか。その2点です。

まず先に、人事管理費の中で、どの事業になるのかよく分からないのですが、事項別明細書も不明ですが、毎年12月に「品川区人事行政の運営等の状況」という報告書が発行されています。この報告書

については、ホームページで現在拝見できるのは令和4年12月のものです。数値等は令和3年度のものです。それ以前のものはホームページから落とされており、拝見することはできません。様々な推移を確認するためには、いろいろ探してみても苦労しました。せめて5年間是比较できるように、この「品川区人事行政の運営等の状況」というのはアップしていただくようお願いしたいと思います。これは要望にとどめます。

そこで、この報告書25ページの「職員、分限処分の状況」のところです。令和3年4月1日から令和4年3月31日の間で、心身の故障の場合で休職者が75名となっています。5年前の平成29年度においては、広報しながら2018年12月1日号に載っています。分限処分は45名、これが増加してきて、令和3年度には30名増加して75名になっています。令和4年度においては、病気等休職者は何名いるかお伺いします。

○崎村人事課長 分限の休職者数でございますけれども、令和4年度については約90名ほどとなっております。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。令和3年度が75名、そして令和4年度は90名という形で増加していると。ちなみに他区の幾つかの区においては、病気休職者のうちメンタル不全の方の数を示していて、人数もメンタル不全の方が増加傾向にあります。大田区の場合はコメントまで載せてあって、「職務の高度化、複雑化などを背景として、心の悩みを抱える職員が増加しています。病気休職者のうち、ストレス性疾患が占める割合は、概ね6～7割となっております」と、ストレス性疾患が増えてきているということも、大田区と同じような人事状況の報告書に載っています。

さて、品川区では、病気休職中のメンタル不全者の数について、平成29年度からお伺いします。さらに、メンタル不全者の中で、パワハラが原因で休職せざるを得なかった職員の数、こちらもお伺いします。

○崎村人事課長 平成29年度からの実績ということでございましたけれども、手元に過去のデータがございませんが、病気休職者のうち、委員からご紹介がありましたように、大体7割程度が精神疾患による病気休職者となっております。その数についても、委員ご紹介のとおり年々増加しているような状況でございます。

○塚本委員長 パワハラについて。

○崎村人事課長 パワハラを理由とする休職というのは、今のところございません。

○高橋（し）委員 メンタルの不全者の中で、パワハラが原因で休職されたことは今はないということですが、今までないということで、確認でよろしいでしょうか。すみません、改めてもう一度。

○崎村人事課長 休職に入る際に、直接休職者に聞き取り等を行っておりますけれども、パワーハラスメントを原因として休職に入ったというような事例はございません。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。この点については、また別の機会にもう少しお伺いします。

そこで、今、区民の方から、区の職員の方の中で、そういった、何といいましょうか、過去にパワハラで、意欲ある職員の方や、あるいは若い管理職の方が残念にも退職、お辞めになってしまったということがあるのだというお話を、幾つか伺ったことがあります。さきの人事行政の公表には、27ページにハラスメントへの対策についての説明があります。また、「品川区におけるハラスメントの防止等に関する基本方針」で、具体的対応策を定めていることも承知しております。

今年度、パワーハラスメントが発覚し、そして部長級職員が懲戒処分を受けた旨、ホームページで公

表されました。この件はどのように発覚し、どのような経過で懲戒処分に至ったのでしょうか。その経過を伺います。

○崎村人事課長 今回の事例につきましては、本年の3月に職員から人事課にご相談いただきまして、また、併せてその翌月にも他の職員から同様の相談がありましたことから、人事課を中心として調査を行い、処分を実施したところでございます。

○高橋（し）委員 今、人事課の方であって、それで処分ということですが、その途中で、窓口と、それから庁舎担当の方がいると思います。それから、苦情処理委員会というのですか、それがあろうと思います。もう1回その辺の経過、そして、苦情処理委員会にかけたとすれば、そのメンバーというのをもしお話ししていただけるならば、お尋ねします。

○崎村人事課長 まず、相談の窓口としましては、人事課の人事係長、また人権啓発課の係長が一次的な相談窓口となっております。その後、正式に受理するとなったときには、人事課長と人事係長、あと総務部長が指名する職員ということで、3名で調査を実施したところでございます。その後の苦情処理委員会につきましては、総務部長を委員長といたしまして、人権啓発課長、総務課長、また、その他区長が認める管理職2名ということで、5名体制で審議を行ったところでございます。

○高橋（し）委員 ありがとうございます。そういう経過で今回の部長級職員の懲戒処分が決まったということです。ということで、こういったホームページで公表されるということは、私が知っているところではなかったわけで、過去にこういったパワハラで処分された職員はいらっしゃるのか伺います。先ほどは、パワハラにおいて休職せざるを得なかった職員の方ですが、パワハラで処分をされた方のほうです。

○崎村人事課長 過去、パワーハラスメントで懲戒処分を行ったという例はございませんでした。

○高橋（し）委員 今までなかったということ、そして、今回こういうことがあったのでホームページに公表され、区政の透明化ということでああいう形で公表されたということは、パワハラ自体はよくないことですが、ああいう形で公表されたということは大変いいことだと思っています。区の中でどうということが起きているかということが、ホームページで分かりますので。

その中で、区長のコメントが出ていました。「事案の共有および管理監督職員に向けた研修の充実など、ハラスメントの再発防止により一層取り組んでまいります」というコメントが出ていました。まさにそのとおりだと思います。あってはいけないことだと思います。

そこで、「より一層の」という点が入っていますので、その点を含めて具体的に、改めて今後の考えをお伺いします。

○崎村人事課長 ハラスメントに関しては、特に管理監督層を中心に、これまで3年に一度、必ずハラスメントの研修を受けるということを行ってまいりましたけれども、一方で一般職員については、職層研修の中で触れることはありましたけれども、例えばどういう行為がハラスメントに当たるかとか、そういったことをしっかりと教え込む機会というのがございませんでしたので、ハラスメントの研修については全職員に実施するというところで、来年度の予算要求をさせていただきたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 研修を充実させて、予算計上も要求しているということですので、ぜひ二度とこのようなことが起きないようによろしくお願いします。

もう一つ、時間がないのですが、会計のほうです。内国為替制度運営費というのがありまして、公金の銀行間の取引について手数料が決まっています。その負担が来年の10月から増えます。今年度、幾

らだったのか、それが来年度幾らになってしまうのか、それを令和6年度予算でどのように予定しているのか、お願いします。

○大串会計管理者 具体的にはみずほ銀行から他の銀行に振込を行う際の手数料なのですが、現行は45円という形ですが、来年の10月からは113円に値上げになると。もう総務省の通知ということで、決定事項になっております。年によって変わってまいります、今現在、この振込手数料、年間で1,500万円ほどです。ですが、これが先ほど申し上げましたように1件当たり113円に上がりますので、ざっとした試算ですけれども3,700万円ほどの金額になろうかと思っております。

○高橋（し）委員 そのサービスはしようがないのですが、何とか方策を考えていただきたいと思えます。

○塚本委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひいたします。203ページ、都市型観光プラン推進事業、205ページ、インバウンド向け整備・PR事業、211ページ、オリンピック・パラリンピックスポーツ等振興事業について伺ってまいります。

インバウンド向けコンテンツ開発、PR、積極的なセールスまでできる取組を要望したく、質問させていただきます。インバウンドを見据えた動きの中で、既に自力で外国人旅行者を招致するために動き出している企業、商店街、団体への支援をお願いしたいと思えます。まさに先日行われました宿場ナイト、お相撲さんが店先の縁台に座っていたり、参加協力店には赤ちょうちんがぶら下がり、外国人も多く見られましたが、来宿者は飛脚や侍と写真を撮ったり乾杯をしたりと、インバウンドでお金を落とす仕掛けになったよい事例として聞きました。地域経済に直接影響のあるこのような取組をどうお考えか、インバウンド対応力の強化を促進できないか、伸び代のある地域ややる気のある商店街、商店、団体に支援をできないか、伺います。

○篠田文化観光課長 インバウンドに関するお尋ねでございます。私どももインバウンドに対しては、積極的に関わっていきたくと考えているところでございまして、例えば昨年、ホッケーのマスターズがございまして、そのときも品川宿の地域のまちづくり協議会と一緒に様々な取組をしまして、今も、同じ品川宿ですけれども、ゲストハウスに体験型として様々なゲストツアーを実施していただいたりといった取組をしているところでございます。

そのほかの様々独自にされている方への助成ということでございますけれども、その辺については、これまでの事例等も研究しながら、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。マスターズ、この後、観光需要の取組としてもお伺いしていきたくはございますけれども、この宿場ナイト、区長も町娘のおしなちゃん江戸風俗行列に参加しておられましたが、夜は宿場ナイトとして、参加者は全国から集まっておられたと伺っています。地元の石田秀男委員は何のコスプレをするのですかと聞きましたら、コスプレはしないとされましたけれども、参加者からは、どのようにしたら役側で参加できるのかとか、有料でも変装して参加したいとの声があったと聞きます。一方で、学生や地域からの若手のイベント参加が、アフターコロナ以降はなかなか集まりにくかったという中でも、大変好事例だと思えますので、ぜひ地域が楽しんだこういったイベント、インバウンドに向けても、ぜひ強く支援をお願いしたいと思えます。

また、この京浜エリア全体で捉えますと、海外の方を救い上げるチャンスのある地域として、京急も大変力を入れておられると伺っています。例えば川崎市ですと川崎芸者を復活させようですとか、大田区ですと、このインバウンドを今こそ取りに行かなければいけないと言っておられるような機運を感じ

ておりまして、それで言うと、品川区は羽田への行き帰りに立ち寄れる場所ですから、品川区としてこのインバウンド需要に関してどのようにお考えで、どのように捉えていかれるか、お聞かせください。

○篠田文化観光課長 地域としての品川におけるインバウンドへの取組ということでございます。今、委員からもお話があったとおり、川崎市や大田区とかが様々な取組をされているということで、私どもも今の時点で直接やっているのは、例えば羽田空港の第3ターミナルのところにパンフレット等を置かせていただいているといったものもございまして、また、トランジットの待ち時間等を利用して、天王洲などの地域にも誘致できるような形で、ご案内できればなと思っていますところではございます。

また、先ほど申し上げた、川崎市、大田区とは3都市連携ということで、一緒に3つの都市で、海外に向けて情報発信等も行っているところではございます。

○西村委員 ありがとうございます。まさに羽田空港からの乗り継ぎ2時間で品川は滞在ができる、魅力のあるまちだと私自身も思っております。浅草、鎌倉は遠い。この2時間でできる体験を探したいというニーズは必ずあるが、観光客に回遊してもらう施策、打ち手が必要だと、先日、じゃらん研究員で観光庁の広域連携の専門家の方からもご意見をいただいたところです。そのための魅力ある観光資源が、私は品川区にはたくさんあると思っています。

また、秋に開催されるオープンシナケンが私は大好きな区民の1人なのですが、こういった歴史的、魅力的な建築物もたくさんありますし、体験型としてこういったものを磨き上げていく、そのようなヒト・モノ・コトを品川ならではの魅力あるコンテンツとしてPRできる予算が必要だと思っています。区のお考えをお聞かせください。

○篠田文化観光課長 体験型ということで、先ほども少しお話ししたのですけれども、いわゆるゲストハウスでも現状、様々な形の体験ツアーをやっているような形でございます。また、昨年、ホッケーのときにも、実は地域の方と連携して様々な体験をしていただくような形でのツアーを組んだところではございます。特に海外からのお客様に関しましては、欧米の方からは体験型が非常に人気が高いということも伺っていますので、私どもも何らか取組ができるように、今後考えてまいりたいと思っていますところではございます。

○西村委員 ありがとうございます。その欧米の方というのは初めて聞いたのですけれども、ぜひともお願いしたいと思います。

また、訪れたい日本の玄関都市品川としての魅力があふれていると思っています。その中で、外国人の方も交えてできるとなると今思いましたが、ワークショップや、未来の品川をデザインする勉強会などいいなと思っていますので、ぜひともこの機運を逃さず、積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

また、先ほど出ましたホッケー競技場が品川にございますので、その近隣ホテルに宿泊する選手の試合時間外のスポーツツーリズムも、観光協会が積極的にアプローチしていただいていると聞いております。近年、子どもが学校から持って帰ってくるチラシでも、本当にホッケーの教室が区内中で開かれていて、先日はホッケーしなフェスにも伺いましたが、正直、これまでホッケーというのはマイナースポーツだと思っています。こういったマイナースポーツを盛り上げるというのは本当に難しいと思ってきましたので、スポーツを活用すると、まちづくりというのはこんなことまでできるのだと、今の品川区に本当に感動しております。

オリンピックレガシーをここまでやっている区はないと言われておりますし、区がこのコロナ禍で苦勞されて、オリンピック・パラリンピック準備課があった頃から熱心にやってきてくださったことが目

に見えてきている、すごい成果なのではないかなと思っております。改めまして今年度の取組、また区の評価、抱負をお聞かせください。

○篠田文化観光課長 ホッケーのお話ですと、昨年のマスターズのワールドカップのときには、大井町の周辺ですとか品川宿のあたり、ホッケーの選手、ユニフォームを着た本当の選手の方々が歩かれて、またお店で飲食などをされているというのかなりあったと伺っております。ですので、こういった機会を逃さず、私どもも、どういった形で有効な手立てが打てるのかということは、常に研究してまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。もう品川区を越えてくるかもしれないですけども、近隣のホテルとの連携もすごく重要になってくると思いますので、そちらにも意識をしていただきながら、品川区で回遊していただけるような取組を積極的にお願したいと思います。

また、最後になりますけれども、まさに昨日、デフサッカー男子日本代表がフランスを破りまして、ワールドカップで初めてのベスト4入りをしたと私もT w i t t e rで拝見しまして、喜んでいました。7月に社会人サッカー品川CCとのエキシビジョンマッチがありまして、伺いましたけれども、このデフサッカー日本代表が区内で行ってくださっている強化合宿の予算も区から出ておりますし、何より代表監督は品川区で生まれ育って、今も在住でいてくださっていると。その中で、先ほどのマイナースポーツというお話にもつながりますけれども、盛り上げていくことが本当に難しい中で、選手も頑張ってくださいているからこそ、品川区にも注目していただいて、このデフサッカーにも興味を持っていただいていると。いろいろなことが相乗効果になってきていると思いますが、一言、区からもいただけますでしょうか。

○三井スポーツ推進課長 今回、日本代表候補のトレーニングマッチも行いまして、いい関わりができたと思っております。今後も、デフサッカーを盛り上げていきたいと思っておりますので、今後、次年度に向けていろいろ準備していきたくて考えております。

○塚本委員長 次に、松本委員。

○松本委員 よろしくお願いたします。私からは、187ページ、男女共同参画推進事業、少し時間が足りないかと思いますが、201ページ、できれば歩行喫煙防止推進経費について伺います。

男女共同参画推進事業ですけども、これも講師料が計上されております。内訳はどうなっているのかなということで、ここには記載されていないので当初歳出予算見積書を拝見いたしました。ただ、男女共同参画推進フォーラム2022でありますけれども、こちらの講師料が検索をかけても出てこないのです。令和4年度は東京大学の瀬地山角教授が講師だったかと思えます。講師料として幾ら支出されたのでしょうか。また、男女共同参画推進フォーラムの講師料は、歳出予算見積書上はフォーラム講演会の業務委託料に含まれているのか、伺います。

○加島人権啓発課長 令和4年度の男女共同参画推進フォーラムにつきましても、令和5年度同様、委託料の中に含まれております。こちらの委託料の支出の内訳ということですけども、申し訳ございません、今、手元には所持しておりません。

○松本委員 講師を呼んで、講師料が幾らなのか分からないというのは、少しどうなのかなと思いますので、今後は講師料もきちんと把握していただきたいなと思います。こちらは要望です。

この男女共同参画推進フォーラムの委託料ですけども、今年の部分、決算額ではどのくらい最終的に委託されたのか分かりませんが、歳出予算見積書によると令和4年度は58万円で、令和5年度を見ると113万円になっています。約2倍になっているのです。一応コロナ禍だった令和4年度というこ

とが関係あるのかなと思って、平成31年度の同じ委託料を確認したら、これは57万円ということで令和4年度とは変わらない。それでは、オンラインの関連経費が何かあるのかなということで調べたら、それを含めて入れたとしても、令和4年度と令和5年度で30万円の開きがありました。では、これだけ増額しているということで、目標値を上げているのかなと思って、今回出していただいている行政評価シートを確認すると、参加者の目標は一貫してずっと250人ということでした。

令和5年度にいきなり予算が2倍近く増えているのは、よくあるのですけれども、これはどういった事情なのでしょう、伺います。

○加島人権啓発課長 こちらですけれども、今、委員からもございましたとおり、男女共同参画推進フォーラムでオンライン配信のための経費を新たに委託に計上いたしました。それから、DV・カウンセリング相談ですとかというのが、こちらも委託料に含まれているのですけれども、カレンダーの関係で上下することがございまして、そういったものが影響しているのではないかと考えております。

○松本委員 オンライン経費を含めなくて2倍ぐらい差があって、オンライン経費を含めても、令和4年度と令和5年度に30万円の開きがあるのです。これはやはり、今の相談体制がとこところで30万円上がるかといったら、そうではないと思いますので、こちらについては、また来年度以降も精査させていただきたいと思っています。

それで、今年のこの男女共同参画推進フォーラム2023ですけれども、私どもに9月25日に今年の分の通知がありました。一方で、その4日後ですから29日に、中止しますという判断が出たという連絡が来たのです。これが中止になった理由はどういう事情でしょうか、お願いします。

○加島人権啓発課長 今年度の男女共同参画推進フォーラムにつきましては、残念ながら中止という決断をいたしました。こちらは区として決断したものですけれども、決断の背景といたしまして、先日のテレビ番組内で、講師より風評被害につながりかねない発言内容がございました。人権尊重都市品川宣言、今年30周年を迎える節目の大切な講演会となっておりますので、区としてその内容をなかなか見過ごすことはできないのではと考えまして、今回、中止の判断に至りました。区議会の皆様、区民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたことは、大変申し訳なく思っております。

○松本委員 これが中止に至る過程において、たしかあの番組は東京で放映されているかといえば、多分あれは関西系の番組だったのではないかと思います。それで、発言があったということをしる区が把握できるかといったら難しいのではないかと思います。ということで、これはクレームがあったと理解していいのでしょうか。お願いします。

○加島人権啓発課長 最初にキャッチいたしましたのはネットニュースです。それから、民間のアプリで一次情報を確認いたしました。そちらの映像を確認いたしまして、やはりネットニュースと相違がないこと、それから、全体のジェスチャーの中でもなかなか見過ごせないものがございました。そういったことを判断いたしましたのと、あと、区内からもやはり苦情のお声というのは届いております。

○松本委員 ありがとうございます。確認ですが、これ、クレームは区内からということでしょうか。何を確認したいかという、こうした事情がありますと、全国から一部の方たちがが一つクレームをしてくるということがあって、それが中止の判断のきっかけになってくるということがあり得ると思うのですけれども、今回に関してはそういった事情ではなくて、あくまでまずは区でその番組を確認して、それで、これはやはり呼ぶにはどうなのかなということで判断されたとお伺いしてよろしいでしょうか、お願いします。

○加島人権啓発課長 苦情があった際の区民かどうかというところの判断ですけれども、あのときは

まだ広報に周知も出ておりませんでしたし、ふれあい掲示板にポスターを貼らせていただいて周知をしていたような関係で、お声があったものは区民というふうはこちらで判断いたしました。

中止の件につきましては、ただいま委員からもご案内がございましたとおり、発言内容を考慮いたしまして、区として中止の判断をしたものでございます。

○松本委員 ありがとうございます。やはり区として呼ぶと決めて、予算も計上して、これは私のほうでも見積書を積み上げていくと、大体、委員の方の報酬等も含めると、全部で180万円ぐらいかけている事業かと思います。そういった事業が中止になるというのは、やはり極めて残念なことだと思います。

一方で、この問題を私も初めて見たときは、よくキャンセルカルチャーという言葉がありますけれども、ある一定の発言をしている人の講演機会を潰していくと、言論の機会を潰していくという問題があります。今回については、直前にこういった発言があって、区が自主的という話かと思いますが、そうではなくて、異なる立場のある一定の方を呼んだときに、政治的な中立性とよく言いますが、完全な中立というのは難しいと思うので、呼ぶ方と異なる立場の方からクレームが来て、それで中止になるということが、他の自治体ではあるというような状況です。

当区においては、そうではなくて、もう呼ぶのだと、この人がこの講演会には適切だと決めたのであれば、クレームが来たとしても、もちろんその内容は精査すべきですが、そういったキャンセルカルチャーにしっかりと対抗していくというふうに求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

○加島人権啓発課長 男女共同参画推進フォーラムではないですけれども、昨年12月に人権週間講演会を実施いたしまして、講師に安田菜津紀さんをお呼びいたしました。その際にも、安田さんのルーツを取り上げて、なぜこの方を講師に呼んだのかという問合せが人権啓発課にございました。ただ、講師自身に今回のような差別と捉えられるような発言があったわけではなく、また、その方のルーツであったり仕事の中で生かしてきた内容を踏まえて、人と人とのつながりについて講演していただくと確信いたしましたので、こちらについては、ご意見があったとしても講演会をそのまま開催させていただいたことがございます。

○松本委員 ありがとうございます。すごい心強い発言、ご答弁だったと思います。本当にいろいろな政治的な立場はあると思っていますけれども、私も今回、例えば田嶋陽子さん、政治的にどうかと言ったら、私も全然異なる立場もあると思います。これは既に公表されていたものですので、名前も出させていただきましたけれども、これと異なる立場であったとしても、その方を呼ばない、中止をしようとなると、やはり逆の立場、今度また別の案件で同じようなことが起こっていくとっておりますので、こうしたことがないように、区としては明言していただいたということは大変心強く思います。ありがとうございます。今日は、以上で終わります。

○塚本委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 自分らしく質問させていただきたいと思います。

175ページ、区の施設のLED化ですけれども、このLED、効果があったと思うのですが、その辺を端的に教えてください。

179ページ、シティプロモーション「わ！しながわ」です。私は、今年の予算特別委員会でも去年の決算特別委員会でも、もういいのではないかと質問をさせていただいたのですが、ここも的確に答弁をお願いします。

次に183ページ、賀詞交歓会、うちの会派では賀詞交歓会、飲食はもう有料でやったらどうだとい

う質問をずっと、要望を含めてしていたのですが、今日の午前中の答弁で、もう無料飲食はやりませんと的確に答弁してくださったと思うので、そこを改めて伺います。

あと、自治功労者等表彰は秘書担当課長が担当しているのでしょうか。確認です。

次に、188ページ、人事管理費、さっき区長が若い職員から意見を聞きますというようなことを答弁でなさっていたけれども、でも、20代、30代の職員の方というのは辞めていってしまっているのですよね、品川区、実は。その辺について伺います。でも、自分らしく、辞めたい人は、辞めたいのであれば、職業の選択は自由だからあまり言えないということは言うておきます。

あと、管理職試験、皆さん管理職ですけれども、受ける資格があっても、受ける方が七、八%しかいないのですよね、管理職試験。これは人事課としてどう思うか。また、令和3年度から新設された人材育成担当課長。人事課長からも答弁いただきたいのですが、人材育成担当課長からも答弁いただけますか。

191ページ、庁舎管理費。3階の正面入って左が障害者支援課ですよね。お昼に来たら真っ暗なのです。それで、思いました。職員の方が真っ暗の中でお弁当を食べているのです。それだけではない。お客様、お昼に来る方もいるのに、真っ暗な窓口で、なかなか声をかけづらいと思うのです。節電というのはわかりますよ。だけど、何でこういうところをやらないのですか。逆に、庁舎管理ではないけれども、私は朝、区長のお話が好きだったのです。区長のお話、急にやめてしまいましたよね。何かよく分からないですね、本当に。それも、自分らしくだったらすみません。

次に、201ページ、歩行喫煙防止ですけれども、いろいろなグッズを作っていますよね、その課では、ポイ捨てに関して。ただ、ポイ捨てのウエットティッシュに書いてありますよね。月平均のポイ捨ては17万本あるのですよね、平均して。L型ますを外して中のごみをあれしたら、もっと本数はありますよね。だけど、品川区にはポイ捨て禁止の条例があるのです、議会でつくった。私は何回も言っているのですけれども、条例というのは大事です。自動販売機を設置しているところの横には、缶とかのごみ箱を作りなさいと条例でなっているのに……。

〔「ごみ箱ではない、リサイクルボックス」と呼ぶ者あり〕

○藤原委員 リサイクルボックスを作りなさいとなっているのに、ないのです。ないところがある。条例を守れないのです。だから、ここは徹底的にやはりやっていかないといけないと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

同じので、わんわんパトロール、わんわんバッグ、何回もわんわんバッグを見たことがありませんと言っています、私は。わんわんバッグ、外で犬の散歩を見たことないと。でも、ある理事者が、「藤原議員、見たことあります」と。「えっ」と言ったら、「電車の中で」と。これは事実ですよ。それではしょうがないではないですか、わんわんバッグ。その辺についていかがでしょうか。

213ページ、特別区民税、これ、9年ぶりに徴収1位になったのですよね。だけど、対面でやる方もいると思うのです。いろいろはがき等を送っている徴収のあれがあると思うのですが、対面は本当に大変だと思います、職員の方たち。そこら辺のメンタルをどういうふうにフォローしていくのか、その辺について伺います。

最後に219ページ、選挙管理、今回の区議選で私は願った。当選することよりも、ポスターを貼る番号が49番以降にならないでほしいと。なぜだと思いますか。質問します。

○小林施設整備課長 私からは、照明器具のLED化についてお答えいたします。平成30年度から計画的に進めているところをごさいます、その効果でございしますが、施設の規模や用途によって若干異なる部分はございしますが、照明器具だけの比較でいきますと、従来と比較いたしまして、平均で大

体50%から55%程度削減が見込まれているところでございます。

○辻広報広聴課長 シティプロモーションの中の「わ！しながわ」の合い言葉についてでございます。こちら、区民と共に進めて8年目になるわけでございますが、現在、森澤区長の下、新時代の品川を進めていく状態でございます。そろそろこの合い言葉とは、お別れをするタイミングかなと考えております。

○勝亦総務課長 私からは賀詞交歓会についてお答えいたします。賀詞交歓会につきましては、区と関係の深い団体との親睦を目的として実施してございますけれども、おもてなしとのバランスはございますけれども、会場での飲食の提供等については、取りやめていきたいと考えてございます。

○岡秘書担当課長 自治功労賞等の表彰は総務課の事業ですが、秘書担当で実施しております。

○崎村人事課長 私から、まず3点、お話をさせていただきます。

まず、若い職員の退職が多いということですが、昨年度、普通退職者が90名おりましたところ、20代、30代が約75%ということで、割合自体は変わっていないのですが、数字がかなり上がったところでございます。退職の理由といたしましては、特に多かったのが他自治体ですとか民間への転職といったところで、今年度から退職者数が増えたということもございましたので、人事課において退職手続のところで、実際に退職の理由というものをなるべく聞き取るようにしております。そういったところで、特に転職では、これからのキャリア形成に不安があるですとか、また、働き方への不満があるとか、そういったことが理由として述べられておりました。

ですので、職員アンケートからも、やはり職員の少なさですとか、働き方への不満という部分がかなり多く出ておりますので、そういったところをまず改善することが、退職者数を減らすための一つの方策であると認識しているところでございます。

管理職選考につきましては、受験率については品川区の場合、近年6%から7%台で推移しております。今年度については6.5%で、特別区の平均からすると若干上といったところでございます。ただ、一方で、来年度から本格的に役職定年というの導入されることとなりますので、管理職の確保という部分では特に若手職員、今、若手の退職が増えているという状況と矛盾するかもしれないですが、仕事のやりがいを感じていただきながら昇任意欲を持っていただけるように、育成というものを図っていく必要があると考えております。

また、人材育成担当課長ということで人事課長からもというようなお話がございましたけれども、人材育成担当課長ができたのが令和3年度で、私が人事課長に就任してから2年間兼務させていただいておりました。その中で昨年度、総務委員会の中でも人材育成というのを所管事務調査の中で取り上げていただいて、人材育成の基本方針というのもしっかりと考えていく必要があるのではないかとといったお話ですとか、新しい区長に変わられてから、新時代の品川というのをつくるに当たって、職員のチャレンジ精神をいかに醸成していくかというところで、今年度、人材育成担当課長を中心にこの基本方針の見直しをしているところでございますので、今後、引き続き力を入れていく分野だと認識しております。

○田口人材育成担当課長 私からも人材育成担当課長の側面について申し上げます。今年度、人材育成基本方針の見直しを控えておまして、若い職員の声をとということで、若い職員だけではなく、庁内から人材育成基本方針見直しに携わりたい方を公募で募集しまして、公募でワークショップというのを実施しまして、その中で今見直しをかけているところですので、その中で若い職員たちの声というのをなるべく拾い上げようとしているところでございます。

○河内環境課長 昼休みの消灯の件でございます。不要な照明の消灯につきましては、区独自のマネ

ジメントシステムでございますしながわエコリンクで、省エネ行動の推進として平成27年度から推進しているものでございます。これは、省エネ行動の内容といたしまして、不要な照明の消灯、ただし、窓口などの必要箇所を除くと規定されておりますが、例えば窓から距離がある場合など、状況を踏まえた適切な運用が必要と認識しているところでございます。この点、エコリンクの運用につきまして、改めて課題として生かしてまいります。

また、一方でご記憶に新しいかと思いますが、電力逼迫の際には、こうした消灯の徹底が大変重要になってまいります。状況を踏まえまして、適切な運営に努めてまいります。

○河合生活安全担当課長 2点、ご質問に回答いたします。

まず、自動販売機の回収ボックス、リサイクルボックスについてですが、条例では事業者には設置を義務づけ、努力義務としておりまして、区の権限といたしまして、著しく環境を害する場合は命令ができるというところで、行政処分の公表までであるところでございます。条例の立てつけからしまして、全てのごみ箱に対して、こちらがローラー作戦のように設置を徹底させていくというところは少し消極的でありまして、実際に個別具体的に、私たちも条例の執行者としてパトロールで、自動販売機のところに缶が置きっ放しになって回収ボックスがないといったようなところは、丁寧に申入れを行っていくというような形で設置促進を進めたいと考えております。

続きまして、わんわんパトロールのバッグでございますが、外形的に、防犯意識を持っている人にパトロールしていただいているということは認識していただきたいので、できれば使っていただきたいのですが、委員がご指摘のような使っていないという状況も、やはり認識しております。したがって、こちらといたしましても、たすきがけにできるような形状とかデザインを工夫しながら、継続してやっていきたいと考えております。

○堤坂税務課長 税の徴収に関する、職員のメンタルに関するお尋ねかと思えます。おかげさまで9年ぶりに徴収率1位を達成できたのですが、それは長年の職員の地道な努力が実を結んだものと考えております。まず、徴収部門に配属された職員は、一通り座学ですとかグループ討議の研修を受けますが、それだけでは滞納者の方に確実に対応することはできませんで、もうさんざんごなられたりけなされたりということは日常茶飯事でございます。そこのところは場数を踏んでもらって、それでも対応し切れない部分は、バックにベテランの職員、係長が控えておりますので、適切にフォローして、メンタル面の不調を起こさないようにフォローしてまいります。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 区議会議員選挙のポスター掲示場における49番より若い番号というお問合せでございますが……。

〔「以降」と呼ぶ者あり〕

○鈴木選挙管理委員会事務局長 以降になりたくないということですね。失礼しました。49番といいますと、今回から少しポスター掲示場の区画の番号の振り方を変えてございまして、49番以降の数字は4段組の1番上の段ということで、これは以前のやり方のときにもご相談いただいたことがあったのですが、高さが2メートルほどになりますので、貼るのに苦勞をすとか、脚立を使わなければならないということのご指摘はあったので、推測すると、その貼りにくい区画は使いたくないと考えられたと思います。

○藤原委員 そうなのです、49番以降は高い、貼れない。脚立を用意しないとならないのです。選挙というのは公平で公正でしょう。そうしたら、少し考えてくださいよ。前回、この間の選挙の前までは、半分ぐらい上と下としたのです。交換していたのです、番号を。そういういいことをやらなくなっ

てしまう。そうですね。これは総括質疑で聞くから、今日は答弁はいいです。

それと、今日、あれですね。「わ！しながわ」と賀詞交歓会、今日で事務事業評価をやってしまいましたね、2つ、カットしたのだから。議会からの話でもこういうふうにできるということを、よく考えておいてください。

せっかく出てきてくれたのにすみません、秘書担当課長。秘書担当、せっかくあるのだから、企画、ここの今回の項目で1つしかないわけですよ、答弁できるのが、この表彰しか。だから、せっかくですから、企画、秘書担当をどんどん活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○塚本委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、185ページの私立学校関係費、そして、187ページの男女共同参画推進事業、それから、189ページの職員給与費で会計年度任用職員の給与費と、それから保健師の増員を求めて質問したいと思います。

まず初めに、私立学校関係費のところ、今年の予算特別委員会で、品川の全ての子どもの学校給食費の無償化のために、私立・国立・都立に通う子どもも対象にと求めたのですが、そのときに、教育費で取り上げたために所管ではないと、私立を所管するところはないということで答えていただけなかったもので、総務費で取り上げることにしました。ここで改めて求めていきたいと思います。

それで、そのときにも申し上げたのですが、区長は施政方針で、全ての子どもが伸びやかに生き生きと学び成長できるまち、誰にとっても子どもを産み育てやすい環境、全ての子どもが自分らしく健やかに成長できる環境を整備すると、3つの無償化についてはいずれも所得制限を設けることなく、全ての子育て家庭の負担を減らすべくということ述べてられていますので、多分区長は、私立学校も無償化したいのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

それで、新宿区でも、来年度から学校給食費の無償化を行うということに併せて、私立学校も無償化に向けて検討するという事になったそうです。特別支援学校は品川区が他区に先駆けて実施するという事になって、他区にも大きく広がっています。ぜひこの私立学校、国立、都立も含めて、学校給食費の無償化を品川区でも行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○塚本委員長 すみません。学校給食費の無償化は、基本的には少し款が違ってくるかと思いますが、できる範囲で、今、企画課長に手を挙げていただきましたけれども。

○鈴木委員 教育費ではできないのです。

○塚本委員長 教育費ではできないのですか。款として違いますか。

○鈴木委員 教育費ではできなかったもので、総務費でやりますと言ったのです。

○塚本委員長 総務費ですか。

○鈴木委員 そうです。私立学校関係費というのがあから、185ページに。それなので総務費でやるようにしましたと、初めに言いました。

○塚本委員長 それでは、一応答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

○佐藤企画課長 学校給食の無償化を私立学校にも展開すべきではというご質問だと思います。まず、今年度に関しましては、子育て3つの無償化をスピーディーに実現するというところで、実施をしているところです。私立学校に通っている場合は、その学校の建学の精神や校風、学習カリキュラムや部活動など、様々な点を考慮して自ら選択していること、また、給食に関わる費用や昼食の状況も様々で、お弁当を持って行っている学校もあるかと認識しております。そういったところで、一律で給食費相当分を給付するというのは、なかなか制度設計を慎重に行う必要があるというところで、今、全庁的に検

討、調査をしているところでございます。

○鈴木委員 でも、検討はされているということでしょうか。私立の学校を選択するというのは、親の自由で保障されるということは、社会権規約の第13条でも規定されているところなので、それはもう自由に選択できるわけですね。それに加えて、私立の学校に通う子どもたちは5,000人ということなので、全ての子どもたちの18%もいるわけですから、私立を選んだということで、私はこの子どもたち、それから家庭を差別すべきではないと思います。改めて早急の実施を求めておきたいと思います。

次に、会計年度任用職員の処遇改善を求めて質問したいと思います。

会計年度任用職員は、一部賃上げもありましたので、時給1,500円以下の割合とかも少し変わった部分があるかと思うのですが、このところが何割なのか、また女性の割合が何割なのかも伺いたいと思います。

会計年度任用職員は、職員の数の3分の1ぐらいを占めているということで1,300人ぐらいいるわけですが、専門性と持続性が求められる職種にまで、正規職員の補助的でない業務にまで私は広がっていると思います。そういうところで、専門性とか経験とかが反映されない制度に、今、会計年度任用職員の待遇というのがなっていると思うのです。それと併せて、そういうことがやはり仕事をやるに当たってのモチベーションにならない、モチベーションが上がらないということにもつながっていると思います。そしてまた、官製ワーキングプアをつくり出していると、そういう問題もあるわけです。これは今、大きな社会問題にもなっていると思うのですが、そのところで、私は1つは、品川区は定期昇給、ベースアップがないのですね。これは、品川区が制度としてつけれないというわけではなくて、品川区のやり方としてベースアップを設けていないということなので、定期昇給をすべきだと、そして、経験が評価される仕組みにすべきだと思うのですが、その点も伺いたいと思います。

それともう一つ、勤勉手当というのか会計年度任用職員には反映されていないのですが、これについても反映されるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○崎村人事課長 会計年度任用職員に関して、幾つかのご質問をいただきました。

まず、時給換算で1,500円を下回っている割合ということですが、今年度の第1回定例会のときに約5割というお話をさせていただきましたが、今年度、一部給料表の改正ですとか、他区の同職種との比較から賃上げを行った部分がありましたので、結果として今現在、1,500円下回る割合としては約4割となっております。

また、女性の割合については、今年の4月1日現在で約81.6%が女性の職員となっております。全体の母数としては約1,380人のうち、81.6%が女性となっております。

また、ベースアップ、定期昇給ですとか経験評価、経験加算のことなのかなと思うのですが、自治体によっては、こちら、昇給ですとか経験加算を実施している区もあるということは認識しております。ただ、今、委員からご紹介ありましたように、品川区の場合、報酬額の設定に当たっては、その職ごとに内容ですとか責任の度合い、また困難性、特殊性などを勘案して、常勤職員は初任給ベースで計算するのですが、それよりも高い報酬額を設定しているところでございます。言うならば報酬額の設定に当たって、そういった経験ですとかその人の能力、知識というものも加味しながら、報酬額を設定しているところでございます。

またあと、4点目で勤勉手当のお話があったのですが、勤勉手当については、今年の4月に地方自治法が改正されて、勤勉手当の支給ができるようになりました。来年度から勤勉手当を支給で

きるようにということで地方自治法の改正がされましたので、今回、特別区長会、また特別区職員労働組合連合会と、そういった勤勉手当の支給に向けて、今後交渉が行われると伺っているところでございます。

○鈴木委員 初任給と合わせてということなのですが、実際働いていらっしゃる方というのは、かなり専門職の方もたくさんいらっしゃると思うのです。それで、専門職の方の割合というのも私は聞こうと思ったら、そういう捉え方をしていないということなので、その数というのは分からないということですが、専門職の方が毎年スキルを磨きながら、本当に私は、区民の方に寄り添った形で仕事をされているというのをすごく実感しているのです。例えば本当に相談員の方々などもすごく、本当に相談に行って救われたという、そういう形でやっていただいているというのも、私は専門職の方が、そういう様々な知識や経験を生かしながら、そういうふうに区民に寄り添って、またフォローもしながらやっていただいているというところが、そういう状況をつくり出していると思っているのです。それが本当に区民を救うことになっているのです。

でも、それが賃金に反映されていないのです。聞いたら、手取りで20万円に行かないと言うのです。かなり経験を積んだ専門職でありながら、1か月20万円も行かないような、しかも、何年やっても賃金が上がらないということでは、もうモチベーションを保つのが本当に大変。やりがいはあるけれども低過ぎる賃金、これはもう行政によるやりがい搾取と、そういうふうにも言われていますが、私はこのところをしっかりと反映できるというところで、初任給に合わせてなどというのは話にならないと思うのです。ベースアップをしっかりとしていただきたい。

それから、資格を持っている方に対してもしっかりと評価をして、そこに対しての加算なり手当なりを出すようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、もう一つは、女性が81.6%ということなので、今、ジェンダー平等というのがこれから条例もつくられるということですが、その大本になる男女賃金の格差がすごく大きいというのが、大問題になっているわけですよ。そこのところを是正するという意味からも、私はこの会計年度任用職員の待遇改善というのは欠かせないことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○崎村人事課長 何か少し誤解を与えていたら申し訳ないのですが、会計年度任用職員の報酬額というのは、ほとんどの職について、常勤職員の給料表に基づいて設定されているところでございますので、当然、昨今の賃上げの状況等々で、常勤職員の給料表が上がれば、会計年度任用職員の報酬額にも反映して賃金が引き上がるということは、お話しさせていただければと思います。

また、資格の部分については、何か資格を持っているから何か資格手当のようなもの、またそれが賃金に加算されるということは、常勤職員でもありませんので、そういった考えはございません。

男女の賃金格差という部分については、特に会計年度任用職員も常勤職員もそうですけれども、賃金に差を設けているわけではありませんので、会計年度任用職員の処遇改善をしたからといって、その格差が縮まるといった認識はございません。

○鈴木委員 女性の割合が本当に多いという、そこのところが上がれば、やはり男女の賃金格差は是正されることにつながっていくのです。少しそういう認識を持っていただきたいし、毎年毎年賃金が変わらない。1か月幾らということですが、賃金が毎年毎年、経験しているのに変わらないというのは、これはどう考えても私は改善すべきだと思いますので、ぜひともベースアップ、定期昇給、こういう仕組みに変えるべきだと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あともう一つは、保健師のことで求めたいと思うのですが、保健師はこの3月の予算特別

委員会のときにも取り上げたのですが、そのときに現員が47名で、人口対比で23区で22位。ずっと22位とか23位というのが、保健師の人口対比における23区との比較状況になっているのです。それが、その前に取り上げたときは、23区平均まで12人足りないということではあったのですが、今年予算特別委員会のときは14人の増員が必要だという答弁でした。人口対比で23区平均までにすると、本来、品川区の人口だと61名必要なところが47名しかいないということで、14名も少ないというのはあまりにも少ないと思うのです。それなのに、今年1名しか増えないということだったのですけれども、そういう点では、今現在どうなっているのか、また来年に向けてどうしようとしているのか、伺いたいと思います。

それから、品川区は唯一、23区の中で地域に地域包括支援センターがないのです。地域包括支援センターというのは保健師が配置されているのですが、これは14人から28人配置しなければならないところが、この地域包括支援センターがないために保健師がいないのです。そういうところ、これは職員ではないので、品川区の人事課の対応ではないのですが、そういうことも私は認識しておいていただきたいと思っています。

この問題は医師会からも要望を受けていまして、医師会の要望書の中でも、区の保健師は現在23区で22位の保健師数ですと、様々なところがなかなかうまくいかないということも書かれていまして、保健師確保のための予算の確保をご検討くださいという要望書も、私たちも頂いていますので、区にも行っているのではないかと思いますのですが、その点いかがでしょうか。

○崎村人事課長 保健師の状況というご質問でございます。今年4月現在で、23区の状況を確認させていただいたところですが、区の数字としましては、大体人口10万人当たり13.0人ということで、昨年度に比べると、昨年度が11.6名だったので、若干改善していると。23区の順位としても、同率ではあるのですが、21番目というような状況でございます。

現員ベースで考えますと、23区の平均が、10万人当たり大体職員数15.5名ということになっておりますので、それを満たすためには約10名の増員が必要と、今のところの数字として把握をしているところでございます。

医師会の要望というところがございましたけれども、近頃、各会派の要望等々も見させていただく中で、医師会の要望等についても把握をしているところでございます。近年でも保健師の人数、また保健師の定数については増やしてきているところでございますので、採用と育成のバランスも考えながら、増員については図っていきたく考えているところでございます。

○鈴木委員 ぜひとも計画的に保健師の増員ということで、もう本当に早急に、せめて23区平均までは持っていただきたいと思いますということで、要望させていただきます。

最後にもう一つ、男女共同参画のところ、ジェンダー平等の条例制定に向けてのところを少し質問させていただきたいと思います。

それに向けて、検討委員会が3回行われ、議事録も読ませていただきました。ここの議事録の中にも、本当に魂を入れる、上辺の言葉だけで制定してはいけないと、魂を入れて、政策をいっぱい掲げるといっただけではなくて、本当にきちんと話し合っ、文章にも落とししていくということが大事なのではないかということではあったのですが、本当にそういう中で、もっと話し合いを深めて、これをつくり上げていくということが大事なのではないかなと、改めて思いました。

そこで、総務委員会にも報告されたわけですが、その中にはリプロダクティブ・ヘルス/ライツの文言が明記されましたので、これは以前、何回も私たち共産党としても取り上げて、これを明記して、こ

の視点をしっかりと入れるべきではないかということをお願いしてきたときに、明記するかどうかは策定時の委員会等を踏まえて進めていくべきものということと言われていたものが、きちんと入ったのでよかったなと思っているのですが、これが入ることになった、明記することになった理由も少し伺いたいと思います。

それから、このリプロダクティブ・ヘルス/ライツに対しての区の認識を伺ったときに、女性の生涯を通じた健康支援に関わる理念だということ認識しておりますというご答弁でしたけれども、この認識というのは今でも同じなのか、伺いたいと思います。

○加島人権啓発課長 私から、まず1点目、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが条例の基本理念に加わった経緯というところですが、こちらにつきましては、男女共同参画センターでも啓発を進めております、ご質問がありましたけどデートDV、DVといったことにも関連がございますことから、女性自身が自分の体を大切にしていって、そして、周りの方についても、それぞれご自身の体について理解を深め、生涯健康でいられるための考え方として、基本理念に加えさせていただいたところです。

それから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する考え方は今でも同じかということですが、ご答弁申し上げたとおりの考え方であります。

○鈴木委員 リプロダクティブ・ヘルス/ライツというのは、性と生殖に関する健康と権利ということで、ウィキペディアを引いただけでも、もっと深い中身が記されているのです。これ、もう時間がなくて申し上げられないですが、合法かつ安全な中絶の権利、それから、避妊の権利、情報に基づいて女性が生むか生まないかを自由に決定する権利、それから、そのための性と生殖に関する教育と教育アクセスの権利、こういう権利が9項目、それから、その状態を享受する権利という、もう少し深く捉えて、ここに反映させていただきたいということで要望しておきます。

○塚本委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、179ページ、情報公開等経費、187ページ、男女共同参画推進事業でDV・カウンセリング相談について伺います。

最初に情報公開等経費です。少し質問が大変なのですが、ストレートに行きます。情報公開請求をいたしますと、まず決定通知書が来ます。決定通知書の裏には、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求ができるという権利が明記されています。そこに、審査請求をする相手先が明記されております。

先日もある情報の公開を求めたところ、一部公開で決定通知が来ました。問題は、この情報公開を求めた所管から来た決定通知書に記載されていた審査請求をする相手が、間違っていたということなのです。これはあってはならないことと考えますが、私たちも、一部公開だったので、当然不服申立てをしようと思って、相手先を確認して気がついたということです。決定通知を出した相手に指摘をしたところ、そのことの問題にぴんときていなかったようなので、慌てて広報広聴課に問合せをいたしました。

この情報公開請求という区民の権利に対して、問題がぴんとこなかったということも含めて、区全体の認識が甘いのではないかと懸念いたしました。改めて見解を伺います。

○辻広報広聴課長 情報公開請求についてのお問合せかと思います。委員の今のご指摘のとおり、情報公開請求をいただいたときに、それが全部公開ですとか部分公開という形で決定通知書をお出しさせていただきます。その裏に、その内容について申立てがあるときは、品川区長に対して3か月以内に審査請求することができますと書いてございます。そのところですが、区長部局に関しては品川区長に申立てをする。各行政委員会に関しましてはどこに申立てをするのか、審査請求を出すのかということ

については、その規則の中で規定されているものでございます。

委員ご指摘のところ、行政委員会からの申立て先、そこが誤っていたということで、これは区としてはあってはならないことだと思って、これはおおび申し上げます。私どもとしましても取りまとめの課として、そのところはきちんともう一度各機関にお知らせするといいますか、徹底するようにしたいと思っております。

○吉田委員 この問題について、本当によかったと思ったのは、広報広聴課に問い合わせたときには、私たちと問題意識を共有していただいたので、本当によかったと思っております。

それで、質問といたしましては、これ、私たち品川・生活者ネットワークは、度々情報公開制度を利用しており、個人情報以外が非公開とされたときには、必ず不服申立てをして、最後の情報公開審議会の審議まで持って行ってあります。だから、この間違いに気づいたのではないかなと思っております。

もしかすると、これまで、情報公開はしたけれども不服申立てはしないという方であると、これ、気がつかないで過ごしてしまったことがあるのではないかということ、大変懸念しております。気づかずに間違った相手先に不服申立てをした場合、本来の請求先にきちんと回されて、弁明書、その後の手続に入ると理解してよろしいでしょうか。そうすべきと考えますが、見解を伺います。

○辻広報広聴課長 前例としまして、行政委員会に審査請求を出すところを区長部局に出したというような事例はないのですが、もしも仮にそういうことがあったときには、それは出す先が違ふということでももちろんお伝えして、適正に権利が行使されるようにはしたいと思えます。

○吉田委員 ありがとうございます。ただ、これ、私たちも、さあ、不服申立てをしましょうとなってから、一応相手先を確認して間違いに気づいたというところもありまして、やはり情報公開請求をする側も、きちんとその辺のところを認識していないといけません。失礼な言い方かもしれませんが、区民が権利を行使することによって、行政の緊張感というか、そういうことも高めて、育てると言っては失礼かもしれませんが、そういう役割もあるかなと思っております。このたびも区民の方から、これ、不服なのだけれどもどうしようと言われたときに、やはり不服申立てをしましょうということでお手伝いをするようにしております。やはりこの権利を行使するというのも、非常に大事だと思っております。

行政評価シートで、この情報公開について見たところ、必要性・有効性の欄には、「住民は、条例および法の規定により、行政情報の公開または開示を求める権利が保障されている」、「区政の透明性を確保し、区民と区政との信頼関係を強化するため不可欠な事業である」と評価されております。そのとおりと思うのですが、ぜひ今後もお互いに緊張関係を持って、私たちも権利をしっかり行使することによって、この制度をきちんと働きかけていきたいと思えます。

行政評価シートの指標の達成状況の欄では、「公開請求決定に係る不服申し立てが提出されるなどしたため、計画を上回っている」とありますが、一方で、同シートの予算・決算（概要）の効率性の欄を見ると、「情報公開等審議会・行政不服審査会の開催が、当初の見込みより少なかったため執行率が低かった」と書いてあるのです。少しこの読み方がよく分からないのですが、基本は、これは必要な制度であるという評価だと理解しておりますが、少しこの評価の読み方を教えていただければと思います。

○辻広報広聴課長 行政評価シートの見方というところでございます。指標のところでは、不服申立てがこのぐらいあるだろうという計画値に対して、その計画より上回っていたということで書いてはございます。一方で審議会、こちらは予算としては少し大きめに取っておりまして、予定していた回数よりも審議会の開催回数が少なかったため、報酬費が少なかった、執行率が低かったという記載になって

ございます。

○吉田委員 今のご答弁のとおり、審議会の開催もある程度の量を見込んでいるということなので、ぜひこれからも、もし不服があった場合は、きっちり審議会まで、私たちもこれからも争っていきたいと思います。今、もう既に1件出してしまっているのですが、それは今後も争っていきたいと思います、最後まで。きちんと出してもらわないと困るので。

次に、187ページ、DVについて伺いたいと思います。

先日、たまたまテレビを見ていましたら、やはりデートDVのことが取り上げられていました。相変わらずデートDVが減っていないこと、若い世代では自分がデートDVの被害者であることに気づかない事例もあり、どういうことがDVに当たるのかなど、啓発する番組でした。品川区ではたしか啓発パンフレットを作っていたはずだと思って、資料としていただきました。

質問です。このパンフレットは、きゅりあんの男女共同参画センターの会議室に行けば見られるということでは分かるのですが、やはりこういう啓発のためのパンフレットです。漫画で描かれていて、とても分かりやすいと思います。これは、男女共同参画センター以外に、どこで目に触れることができるのか、教えていただければと思います。

○加島人権啓発課長 男女共同参画センターで発行しております「デートDVってなに」の冊子の件でございますけれども、こちらにつきましては、設置しているというよりも、若年層に向けて配布をさせていただいています。詳しくは、成人式で毎年配布をさせていただいておりますのと、先ほど申し上げた義務教育学校へのデートDVに関する講座、それから、男女共同参画センターで行っております啓発講座、デートDVに関する講座の中でお配りしている形になります。

○吉田委員 分かりました。ただ、やはりいろいろな方に気づいていただくチャンスは多ければ多いほうがいいかなと思います。例えば地域センターとか、それから児童センターとか、そういうところにも配布をすることはできないでしょうか。ぜひ前向きに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○加島人権啓発課長 デートDVというのは、若年層がゆえにその被害についてなかなか感知し難かったり、周りの方につきましても、デートDVをけんかだとか嫉妬というふうに見やすい傾向がございますので、委員からご提案がございました地域センター、児童センターへの設置というところにつきましても、各所管に可能かどうか、話し合いをしてみたいと思います。

○吉田委員 ぜひ前向きに進めていただけたらと思います。

それから、相談窓口ですが、品川区内ではきゅりあん3階の男女共同参画センターということで理解していいでしょうか。具体的な対応についてはいかがでしょうか。きゅりあんで相談したら、次の救済段階に進むために別のところに行かなければいけないとか、きゅりあんで最後までご相談していただけるのか、その辺のことを確認したいと思います。いかがでしょうか。

○加島人権啓発課長 デートDVの相談につきましては、男女共同参画センターのDV相談の中で、受付をさせていただいております。こちらですけれども、ご本人の希望ですとか相談員の勧めで、複数回の予約をこちらからお願いすることもございます。ただ、デートDVの中でも性犯罪ですとか性暴力に関する相談になりますと、相談者の2次被害の防止、それから、医療機関への同行の必要性なども生じることから、こちらは東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにつないでいくように心がけているところでございます。

○吉田委員 DVに関しては2次被害というのをすごく心配しております。だから、その辺のこと

をよく配慮していただいた上で、きゅりあんの男女共同参画センターで相談していただけたらと思います。男女共同参画センターでこのパンフレットと一緒に頂いた資料には、DV防止法施行以降もDVは増え続けているというグラフが載っておりました。デートDVも同じではないかと思えます。それで、やはり25%ぐらいは男性が被害者です。男性は余計気づきにくいかなというところもあります。それで、先ほどの「デートDVってなに」という冊子にも、裏にいろいろな相談窓口はあるのですが、例えば女性の人権ホットラインとか、性暴力救援ダイヤルNaNaとかかわいらしい名前がついているのですが、これだと男性は相談しにくいかなと思うのですが、その辺の男性に対する配慮というか、その辺はいかがでしょうか。

○加島人権啓発課長 東京ウィメンズプラザで男性のための悩み相談というのを実施しておりますが、確かに委員ご指摘のとおり、この裏表紙からはその情報が読み取れない形になっておりますので、改善を図ってまいりたいと思えます。

○吉田委員 デートDVに関しては、DV防止法は同居が要件ということで、同居されている未婚のカップルは対象になるのですけれども、同居していない場合の被害者は、男女ともにDV防止法の救済の対象にはならないということで、若いカップルのDV防止については、やはり区の果たす役割がすごく重くなるかなと思えます。私たちも啓発とか、気をつけるようにしますけれども、ぜひ一緒に進めていただきたいと思えます。要望で終わります。

○塚本委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、187ページ、ウクライナ避難民生活支援経費、195ページ、地域振興経費で、先ほどもありました町会・自治会応援事業への名簿提供について、時間があれば199ページ、マイナンバーカード関連事務拡大、217ページ、個人番号カード経費、コンビニ交付および本籍地からの証明書交付等について伺ってまいります。

昨日の歳入でも質問させていただき、ご答弁を賜りました。端的に2つ、改めて伺います。

品川区として、ウクライナへの連帯と支援の意思を区内外に明確に示し、今後の区としての支援策をさらに進めるために、ターゲットを明確に定めるという意味で、区内の避難民の人数を公表していただきたいと思えます。プライバシーと安全性に配慮するというの言うまでもないことですが、多数の外国籍の方が居住されている品川区において、避難民の人数について公表することが、個人の特定や脅威にはつながらないと考えますので、改めて伺います。

○勝亦総務課長 昨日のあくつ委員からのご質問の中、また、本日のご質問についてお答えさせていただきます。ウクライナ避難民の方の情報、昨日ご質問いただいて、改めてこちらでも考えてみました。上からの申し方になってしまいますけれども、ウクライナ避難民の方の情報を控えさせていただいたというのは、当初、支援の声が強く、避難民がいらっしゃるご自宅を突然ご訪問される方がいるといった、少し避難民の方が不安を抱くようなケースがあったという経緯もございます。そういった中で、プライバシーや安全の確保ということを重視して、今までこういったものを控えたという部分はございません。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、現状の中で人数をお示しすることは、こういったものに大きな影響はないだろうと改めて判断をさせていただくに至りました。今後、人数についてはまずお知らせいたしまして、今後さらなるウクライナへの支援を行ってまいりたいと考えております。

○あくつ委員 ありがとうございます。

早速ですけれども、それでは、直近、何世帯、何人のウクライナ避難民の方が品川区にいらっしゃる

のか伺います。

○勝亦総務課長 現在、6人の方が区内にいらっしゃいます。

○あくつ委員 私の認識だと、少し減ったのかなど。他自治体に行かれたのか、もしくは本国に帰られたのか、そこははっきりしませんけれども、少し減ったのではないかということだと思います。

2点目です。昨日のご答弁で、ウクライナ避難民への支援として、総務課平和・国際担当が中心となって、ウクライナ避難民の希望や相談を受けて、そのニーズを踏まえながら、国や都などと連携して、状況に応じたきめ細やかな支援をさせていただいているということでした。その現場を私も見たということは昨日申し上げましたけれども、これは区民の1人として本当にその対応に感謝をしたいと思います。個別具体的なニーズにお答えしながら、答えのない課題にも臨機応変に対応させていただいていることかと思えます。

その上で、昨年来、私が求めているのは、品川区として支援への積極的な姿勢を打ち出すための、全庁的な対応ということでした。昨日は水族館ということを上げましたが、例えばコミュニティバスの利用であったり、今回の款に載っている10万円支給の経済的な支援であったり、全庁的なメニューの拡充をさせていただきたいということです。先ほど、これからさらに支援を進めていくというお答えもありました。

支援を進めていただくというのは当然として、スピード感というものも必要だと思います。品川健康センター、荏原健康センター利用については、利用料の免除の調整というのに1年間かかったと。ロシアによるウクライナ侵攻から1年8か月が経過いたしました。終息が見えておりません。長期化しております。北方領土の問題から分かりますように、ロシアというのは地政学上、日本のお隣の国であります。決して地球の裏側で起きている出来事ではございません。改めて慎重かつ迅速な、全庁的な調整と決断を求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○勝亦総務課長 ウクライナの方を中心に、SDGsでも平和と公正を全ての人にと定められております。そうした考え方の下、ウクライナの方への支援の拡充、こちらを今、区の幹部も部長級そろって聞いております。慎重、かつ積極的に支援の拡充を図ってまいります。

○あくつ委員 ありがとうございます。これからも積極的な支援、そして迅速な支援をよろしく願いいたします。

次に、地域振興経費から、町会・自治会お祝い事業等への名簿提供について、お二人の委員からも既に質問がありました。これは恐らく品川区当局が考えているよりも、非常に町会・自治会に大激震が走っております。これは会う町会長、役員の方、みんなから言われます。私の町会では、敬老の日に合わせまして、町会によって様々な年齢設定があるのですけれども、だんだん年齢設定、高齢者の方が増えてきたので、敬老の日に80歳以上の方にお祝い品を届けています。また小学校入学のときには、昔はお名前入りの鉛筆を贈っていて、最近では図書券などを贈っていますけれども、これが今年度から一切難しくなってしまった。名簿の提供が一切なくなってしまったということです。

お伺いしたいのは、昨年、令和4年度までにいろいろな事業があったと思うのです。先ほど成人式というのもありました。私の町会ではやっていないですけれども、成人の日のお祝いなどをやっている町会があったと。これ、名簿の提供はどういう仕組みでされていたのかということと、これは法律が一律適用になったから厳しくなったという先ほどのご説明でしたけれども、ハレーションが他自治体では起きていないのかどうかということをお伺いします。

○宮澤地域活動課長 町会・自治会への高齢者等の名簿の提供がどういう仕組みかということから

まずお答えいたします。それぞれ高齢者名簿であれば敬老の日を前に、また入学・卒業、また新成人というところのタイミングを見て、町会・自治会に調査をかけて希望を取っております。その上で、希望する町会につきましては、覚書を提供の上、個人情報の取扱いについて確認の上、提供しているというところがございます。

他の自治体でございますが、近隣区に確認した中でというところになります。法改正より、もとより名簿の提供というのは行っていないというところを確認しているところで、町会・自治会が独自に募集形式で、掲示板等で募集して、応募して、その中で提供しているというところは把握しているというふうにお聞きしているところがございます。

○あくつ委員 制度変更によって、多くの町会・自治会が、今回の敬老の日をめぐるいろいろな混乱したということがあります。先ほど他自治体でもやっているというお話がありましたけれども、町会・自治会の掲示板に手挙げ方式で、該当する高齢者の方はご自身から担当者に電話とかをして申し出てくださると、こういう手挙げ方式でやむを得ずやっているところもあります。こういうお祝い事業自体をやめてしまったところもあると聞いています。

私の町会も手挙げ方式にしましたけれども、やはり高齢者の方は奥ゆかしい方が多いので、お祝いというのはそもそも、品川区では米寿とか白寿とかのときにお祝い事業をやっていますけれども、これはやはり敬老の日に、祝福の思いと敬老の思いを込めてやるものですよね。自分から手を挙げて、自分のことを祝ってください、お祝い品をくださいというのは、なかなか、これは分かると思うのですが、難しいというのがあって、かなり人数が減ってしまったというのが実態です。

先ほどもありましたけれども、地域コミュニティの核であって、区政の最大のパートナーである町会・自治会に対して、自治会は名簿を持っているからあれなのでしょうけれども、町会ですね、こうした一種の見守り要素がある事業の実施が難しくなるということは、こういう近所のいい意味でのおせっかいができなくなるというのは、やはりご近所同士、地縁組織として関係性の希薄化、弱体化が進む大きな一因になってしまうということは、言わなくても分かると思うのですが、その中で、先ほど他の自治体ではそもそも名簿は渡していなかったよと。品川区は、やはり町会加入促進条例を他区に先駆けて都内で初めてつくったぐらいですから、すごく町会支援、自治会支援をやっていた。それが今なくなりました。残念ながら諦めてください。さっき田中委員からもありましたけれども、できない理由というのは確かにそこにあるのだと思うのですが、今回問題となっているのは、ご本人の同意があるかということだと思います。

中野区などでは災害時の要支援者の名簿を、75歳以上の方に向けて全部調査をかけて、そこに地域の見守り事業について提供してもいいですかというものもくっつけて送っています。例えば品川区でも、そうした同意を得た名簿、これは見守り活動の一環としてそういうものを活用できないのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○宮澤地域活動課長 区では3年に一度、民生委員の方が高齢者の実態調査というのを実施しております。その調査の中で、見守り活動に関して、町会・自治会への名簿の提供、情報の提供についての同意を求めています。そこで同意を得られた方につきましては、独り暮らし高齢者、高齢者世帯の実態調査名簿という形で、これまでも地域センターでお手続をいただいた上で、町会・自治会に提供しているところがございます。これにつきましては、所管部署にも確認しましたが、町会・自治会での敬老のお祝い事業が高齢者の見守り事業の一環であれば、お祝い事業、見守り活動ということで使用していただくのは差し支えないとは伺っております。ただ、この名簿も全ての高齢者が載っているわけでは

なくて、同意を得られた方、また調査対象も絞られていると聞いておりますので、あくまでも補完資料という位置づけなのかなと考えているところでございます。

○あくつ委員 実は今までも、その民生委員さんの名簿というのは活用しようと思えばできたと。一部活用していた町会もあるとは聞いていますけれども、今までは、地域の対象年齢の方の住基の情報が全部提供されていたわけですから、補完資料ということですが、知らない町会・自治会の方もたくさんいらっしゃると思いますので、このことについては周知をしていただきたい。

所管が違うのであれですが、福祉計画課が取りまとめているということで、防災のほうの災害時要支援者名簿と合体させたようなもの、それを更新したものをお渡しすることもできるということでしたが、やはりもともとの名簿と比べれば半分以下、いわゆる民生委員さんが調査をかけるのは、基本的にはおひとり暮らしの高齢者、もしくは高齢者のみの世帯ということですから、家族と同居しているような高齢の方は当然対象になっていないということで、大分人数が減ってしまう。先ほど申し上げた成人式とか、あとは子どもの入学式とか、そういうことについては解決に至っていないということでもあります。

最後をお願いしたいのは、やはり品川区は、今までほかの区でやってこなかった名簿の提供をやってこられた。何とかやってこられた、目的外利用ということで。そこについて、手挙げを何とかうまくほかのことに乗せるのか、それとも品川区が独自に乗せるとか、そういったことで何とかこれの継続をお願いしたいと思う。なかなか法律上難しいというのは分かります。ただ、本人の同意があればいいのです。ここについても一つ工夫をしていただきたいと思います。簡単にはご答弁できないと思いますが、ご見解を教えてください。

○宮澤地域活動課長 この間、答弁させていただいております個人情報保護法の改正に伴いまして、従前の名簿の提供というのは難しいというところで、町会・自治会においては、いわゆる手挙げ方式で取り組んでいるというのも認識しております。お祝い事業はもとより重要な地域コミュニティの事業と認識しておりますので、地域活動課としましても、町会・自治会に、例えばハンドブックという形で活動方法、支援の仕方等を示しておりますので、そういったところも活用しながら、できる限りの支援策というのを考えていきたいと思っております。

○あくつ委員 ぜひよろしく願いいたします。

最後に、マイナンバーカードのところですが、少し時間がなくなってしまったので、1点だけ伺います。これは行財政改革特別委員会でも報告がありました。保険証等のひもづけに関して、品川区もマイナンバーポイントのサポート事業をずっとやってこられましたけれども、9月30日で終わりました。実際には金曜日、9月29日で終わっていると思うのですが、それを通して品川区でひもづけのミスがあったのかどうか、そして、苦情が1件でもあったのかどうか、最後にお伺いします。

○吉野戸籍住民課長 ひもづけに関しましては、間違いはありませんでした。また、苦情等もありませんでした。

○塚本委員長 次に、せりざわ委員。

○せりざわ委員 187ページのDV・カウンセリング相談、関連して179ページの犯罪被害者支援、時間が余れば197ページの地域美化推進補助について伺います。

今日、何回かDV・カウンセリング相談について質疑があったと思いますが、そもそもDV被害の相談窓口というのは、国、都、あと品川区がそれぞれやっているかと思えます。まず区がやる意義というのは改めてお聞かせください。

○加島人権啓発課長 区がやる意義ということでご質問いただきました。先ほど令和2年4月1日付

で配偶者暴力相談支援センターの機能を整備したと申し上げましたが、こちらは、今まで総合相談として相談の窓口を広く取っているところは変わりませんが、福祉事務所との連携がより取りやすくなったと感じております。それは支援につなげるということももちろんですし、事前の情報共有というところでも、その仕組みをどう整えるかというのを、機能整備の段階でかなり話し合いを重ねました。自治体として配偶者暴力防止のために相談支援を行っていくということは、その自治体に住んでいらっしゃる方の安心、安全、命を守っていくということだと思っておりますので、自治体として非常に重い責任を感じております。

○せりざわ委員 区の強みも非常に分かりました。コロナ禍でDV相談というのが増えていくというお話がいろいろ出ているかと思いますが、そういった中で、先ほど件数のお話もあって、まだまだ伸び代があるのだらうと思います。先ほどの質疑の中では、相談件数の時間帯の推移云々という話もあったと思いますが、私はそこは逆に必要ないのかなと思っていて、むしろ相談者の視点に立っているいろいろ考えたほうがいいかなと思っています。大阪府警のデータによると、24時間の中では夜間・休日のDV相談というのが80%あると伺っています。今、日中をベースとしている品川区の相談支援体制の中では、逆に言えば80%伸び代があるのかなとも思っています。

先ほどの答弁の中では、パートナーがいない平日の日中に相談する、そういったニーズがある。これはまさにそのとおりだと思っていて、根詰めて相談をしていくという中では、当然パートナーがいなくて、しっかり区役所等に来てお話をしていく。これは引き続き拡充していく必要があると思いますが、一方で、DVの相談をしようと思うタイミングというのはいつかなと思うと、逆にパートナーがいるタイミングでDVを受けて、心の中の支えみたいなのがぼきっと折れてしまって、もう駄目だ、相談しようというのがスタートだと思います。そういった意味では、例えばご自宅のトイレの中であったり、お風呂の中であったり、人によっては布団の中で、ああ、もう駄目だなと思ってDVの相談をしようと思決意する。私、そう言えば品川区で婚姻届を出したななどと思いながら、品川区、DV支援、DV相談などというのを検索して、品川区のサイトにたどり着くのだと思います。

そういったときに、今の品川区のホームページの記載では、残念ながら面談のための電話予約を平日してくださいと書いてあって、そうすると、人によっては翌朝まで待たなければいけない、場合によっては、土日を挟んで、週末を挟んで、相手におびえながらというか、少しそういった厳しい日々を過ごさなければいけないというのが一つあると思います。

そうすると、区で24時間対応でLINEとかができれば、もちろんそれはベストですけども、現実、人材の確保だったり予算の確保が難しいと思います。そうすると、国とか都がやっている24時間の窓口、もしくは民間がやっている窓口というのを紹介して活用して、連携をしていくというのも一つの解決策かなと思いますので、国とか都との連携について、まずお聞かせください。

併せて、やはり行政の国とか都と連携した際に、どこかのタイミングでやはり人に会いたいな、きちんとしっかり根詰めた相談をしたいなと思ったときには、都から、もしくは国から相談者のデータを下ろしていただいて、区がそれは責任を持ってやりますよというような連携も必要なのかなと思うのですが、その2点、お聞かせください。

○加島人権啓発課長 1点目にご質問いただきました、国、東京都との連携というところですけども、国では内閣府のほうで、今ご紹介ございました、24時間、メール、チャット、電話によるDV相談プラスというものを行っております。それから、東京都でも東京都ウィメンズプラザで、こちらは夜間も含め、年末年始を除いて夜間の相談等も行っております。私どもで、相談窓口にいらっしゃった相

談者の方はもちろんですが、庁内のトイレであったり区有施設のトイレにDVに関するカードなどを設置させていただいて、窓口についての周知を図っているところがございます。

それから、2点目の、人に会いたい、相談したいとなったとき、自治体としてというところですが、コロナ禍でも品川区につきましては面談をシャットアウトすることなく受け付けておりました。やはり人に会わないと、きちんと話してどうしたいのかというのが伝わらないのではないか、または、相談の道筋がメモだけではつい取り切れなくて、なかなか自分の支援の道筋が見えないというご不安もあったのではないかと思います。品川区はそういったご不安に寄り添って、面談、窓口にいらっしゃる方、それから飛び込みでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方のお気持ちに寄り添って、面談等につなげていくように努力してまいります。

○せりざわ委員 連携をしっかりと強化していただいて、今のお話だと、区の中で周知を頑張りますというお話だと思うのですが、それだけではなくて、国とか都とかいろいろな窓口につながった人が、最後、区に帰っていくというような仕組みをぜひつくっていただきたいというお話をさせていただきました。

併せて、相談のハードルを限りなく下げるといえるところでは、面談の予約というのも、例えば24時間、面談の予約だけはネット上ですとかというのも、そんなに難しいことではないと思います。併せて区のホームページでは、託児サービスはありません、ご了承くださいという答えがあって、しようがないと思うのですが、託児サービスがないのであれば、例えば品川区役所にオアシスルームを行政サービス用に展開していますから、そういったところの周知をしていだけで、相談に行っているのだなと思えると思うのです。「ご了承ください」となってしまうと、私は難しいのかなとなってしまうので、少しでもハードルを下げるような取組をぜひしていただきたいと思います。

併せて、DVというのは再犯率が非常に高いと言われていて、一度でもDVを受けた方は、それが再犯、繰り返して行われてしまうと。端から見れば、いや、別れてしまえばいいじゃんと言っても、その被害者の方は、いや、私はすごい好きなのだとか少し洗脳状態に近い方がいたり、子どもがいて経済的な自立ができないというような、いろいろな課題があると思います。

相談のタイミングでは、2人の関係だけではなくて、子どもの自立とか、そういったところにまで踏み込んでやはり支援をしていかなければならないと思うのです。そうすると、民生費の話にもなってしまいますが、養育費の保障とかも区でやっていただいていると思いますが、別れるという選択肢を品川区が提案してあげるというのも、これは踏み込んだ話になると思いますが、必要なのだと思うのです。別れさせようという話ではなくて、別れても子どもたちは生きていける、そして、その被害を受けている方々も別の道があるのだということをしっかり見せるということも、一つ必要なのかなと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○加島人権啓発課長 1点目、ホームページ等ですとか託児サービスのお話をいただきました。実は電話でご予約いただくという意味が私どもはあると思っておりまして、相談いただく方は、必ずしも私はDV相談ですと言ってお電話をかけてくるわけではありません。ご自身の状況がDVとすら気づいていなくて、法律相談のほうに最初入ろうとしたり、カウンセリング相談であったり、でも、よくよくお話を聞くと、それってDVですよねということがあって、ご本人の思っていることと違うかもしれませんが、私どもとしては、こちらはDV相談をお勧めしますというような形で、相談者と状況を整理しながら予約につなげておりますので、今、一定、電話予約というのは意味があるのかなと考えております。

それから、離婚という選択肢を踏み込んで提案するというところですが、DV相談に当たって

何よりも私どもが重視しておりますのは、本人の意思です。本人がどうしたいのか、逃げたいのか、別れたいのか、それとも仲を修復したいのか、そういったお話をよく聞き取った上で、最善の支援につながる提案をしたいと考えております。

○せりざわ委員　電話予約の意味もあるということではありますが、逆にDV相談をしたいという方は、電話である必要性はないのかなと思うので、それをネット上でできるような仕組みというのは、もう一度お考えいただければと思います。

また、本人の意思が一番大切なのだということですが、本人が洗脳状態というか、そういう信じ込んでしまうというのもDVの一つの傾向であるのは、もうご存じのとおりだと思いますので、道を示してあげる、それだけでいいと思うのです。無理にそうさせるのではなくて、こういう道もありますよという道を示してあげるのも、相談体制としては必要なのかなと思いますので、最後は要望して終わります。

○塚本委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明後日、5日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後5時25分閉会

委 員 長　塚 本　よ し ひ ろ